

カンバーランド宣教研究

紀要（創刊号）



紀要（創刊号）

カンバーランド長老キリスト教会日本中会宣教研究所

2023

2023

カンバーランド長老教会

日本中会宣教研究所

カンバーランド宣教研究

創刊号 目次

巻頭言	香月茂	2
「宣教」という言葉の理解について		4
【歴史的資料】		
中会宣教理念		5
日本中会が公にした声明、中会決議		10
神学・社会委員会が委員長名で公にした文書（2022年）		40
第191回総会の教会憲法2.92、4.2、6.35修正案への 日本中会の応答		47
【説教】		
「平和と信仰の愛があるように」	生島陸伸	52
【講演】		
「わたしたちの信仰と礼拝—その深い関係」	荒瀬牧彦	63
【研究発表】		
論文「カンバーランド長老教会の信仰告白改訂から見る宣教論」 香月茂		77
レポート「帰国者としてのパウロ—日本語教会からの分かち合い—」 佐藤岩雄		88
卒業論文「ユルゲン・モルトマンの終末論について — 実践的終末論についての一考察 —」	饒平名丈	97
聖書解釈学レポート「エフタの誓い」	篠崎千穂子	140
編集後記	古畑和彦	155
研究所規則		156
紀要『カンバーランド宣教研究』編集規定		158

※ 本紀要の聖書の引用は、別段のことわりがある場合を除き、聖書協会『新共同訳聖書』を使用しています。

巻頭言

宣教研究所 所長 かつき しげる 香月 茂

「あなたがたのうちに働きかけて、その願いを起こさせ、かつ実現に至らせるのは神であって、それは神のよしとされる場所である。」

(ピリピ人への手紙 2:13) 口語訳

2022年6月6日(月)、ペンテコステを祝った主日のすぐ次の日、日本中会宣教研究所(以下「本研究所」)設立記念礼拝が執り行われました。

研究所設立に至る歩みは、最初、2007年に中会の中長期構想のヴィジョンに掲げられ、その後、2010年からは教職委員会によって検討課題にあげられ、祈られてきました。そして、十五年の経過の後に、ついに設立の運びとなりました。この間には、米国のレイビルで宣教活動に仕えている佐藤岩雄牧師を中会公認の宣教師とし、指定神学校四校に、新たに「聖契神学校」を加えました。それから松本雅弘牧師と荒瀬牧彦牧師を指定神学校の教師として送り出し、さらに宣教主事に潮田健治牧師、溝口幸三兄、石田博志兄、柳沢美登里姉を選出し、特別研修員として宮城献牧師を米国の神学校(現在プリンストン神学校博士課程)へと送り出しました。このような動きがあり、これらは主の導きと恵みであって、時、満ちて、本研究所設立へと至りました。

私たちカンバーランド長老教会は、19世紀初頭、アメリカで創立されましたが、その当初から神学的に寛容な立場(中庸な神学)を取っています。事実、日本中会の指定神学校五校を見れば、それが解ります。ただ、各神学校の神学的な見解の違いがありますので、それらの包括的な多様性を持ちつつ、一つの教会としてのプラットフォームを形成しながら、神学的な見解を構築していかなければなりません。そのような教会形成の働きかけを本研究所の

重要な役割だと考えていますので、神に祈りつつ、歩みたいと願っています。

私たちの日本中会は、現在、13の教会であり、小さな群れです。ですが、それぞれの宣教地（神奈川、東京、千葉）で福音宣教に励んでいます。小さな群れの日本中会（キリストの体）が、神の国建設のために日々、仕えていきたいと願って止みません。

「小さな群れよ、恐れるな。あなた方の父は喜んで神の国をくださる。」

（ルカ 12 : 32）

紀要を発刊するにあたって

紀要とは、大学や研究所などの研究機関で講演会や研究発表会などでなされた論文や研究また報告、声明などを掲載する機関誌です。本研究所においても紀要『カンバーランド宣教研究』を発刊することになりました（『研究所規定』第3条）。この紀要は「本研究所における研究の成果を幅広く発信し、研究活動の促進、キリスト教界への還元を行うことを目的」（『編集規定』1条）とします。この紀要が、私たち日本中会の活動の中で、キリストの福音宣教の推進のために、いづらかでも仕えることができることを祈り願っています。

「宣教」という言葉の理解について

日本中会宣教研究所

日本中会宣教研究所は、その設立にあたり、この言葉を日本中会として整理し、共通理解を持つことの重要性があると考えました。以下に、その根拠となる理解と日本中会としての定義を記します。

さて、近年の日本中会の諸活動に於いては、教会活動を「伝道」という言葉より「宣教」という言葉を用いるようになって来ました。

その背景としては、国内での救霊活動を「伝道」、海外での活動を「宣教」と理解した以前の考えから、「伝道」は霊的な救いに導く活動であり、「宣教」はキリスト者の様々な社会活動を包含するより広域なものと捉える考えが、近年の中会内の流れとなって来たことにあります。

また、この背景には、日本のキリスト教会が、福音派や社会派といった教会を分断してしまった不幸な区分や、神学的な根拠の乏しいままでの社会活動への参画が、「伝道」と「宣教」という言葉を混乱させて来た要因かも知れません。

しかし本来、宣教と訳される新約聖書の言葉は、「宣べ伝える」という意味を持っていますが、「派遣する」という意味を持ち、伝道という言葉と対立するものではありません。この理解は、どちらも福音を携えて、派遣され、宣べ伝えるというキリスト者に与えられた主の証人としての使命からも明らかです。ですから原意とは別に、宣教と伝道という言葉の理解については、その時代、地域、教派の歴史的な変遷の中で捉えられ、常に解釈し定義づけられて来たと言えます。

上記の理解の上で、日本中会宣教研究所は、聖書の御言葉による直接的な救霊活動(牧師の働きから CS 教師の働き、信徒の証なども含む)、社会的責任を持った発言や活動、困窮者への奉仕活動、福祉や医療、学校教育も含めた様々な信仰に基づく活動を包含して「宣教」と位置付けることにしました。この事は、様々教会の活動や名称を拘束するものではありませんが、日本中会として「宣教」という言葉の理解を一つの教会として共有したいと願っています。

中会宣教理念

1997年6月29日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

前文

カンバーランド長老キリスト教会は19世紀初頭の米国で開拓者たちの教会として産まれた教会であり、その設立以来、フロンティア(アメリカ西部開拓時代の開拓地と未開拓地との境で、最も福音を必要としている最前線と言われた地域)への宣教に生きることを、自らの使命としてきた教会です(信仰告白5.29参照)。1873年、切支丹禁制の高札(キリスト教禁止の公告)が撤去されると、直ちに関西地方において宣教活動を開始したヘール宣教師たちの働きも、その「フロンティアへの宣教」を体現したものでした。

日本中会は、直接的には1950年に高座教会がカンバーランド長老キリスト教会に加わったことから始まり、日本における宣教の責任を担うと共に、カンバーランド長老キリスト教会に属する香港、アメリカ、コロンビア、リベリアの諸教会と協力し、互いにキリストの体なる教会の一部として世界における宣教の責任の一端をも担っています。

カンバーランド長老キリスト教会の枝である自覚をもって、日本中会は大会形成を目指してきました。1980年、大会形成を検討項目に含めた長期構想委員会の設置を決め、1982年には、大会形成を目指して委員会活動をスタートさせました。これら大会形成への思いはその後、日本中会において審議、見直されることなく組織論にとどまっていますが、一方で中会意識の高揚を促す結果となりました。1996年、中会の将来への新たな展望を期して、委員会制度は新たな形へと移行したのです。

世紀の変わり目を迎えようとするこの時、私たちは再びカンバーランド長老キリスト教会の原点に立ち返り、フロンティアへと福音を携えていく教会となることを願っています。

それゆえ、私たちは敏感に時代の状況を察知する洞察力と、それに対応していく行動力を持つために、以下のような宣教理念、宣教方針、及び、21世

紀に向かつての課題を掲げます。

宣教理念

カンバーランド長老キリスト教会は、フロンティアの教会です。私たちは宣教のフロンティアへと赴き、キリストの福音を人々と分かち合うことを自らの使命とします。

宣教方針

「フロンティアの教会」という宣教理念に基づき、私たちは、

- I 隣にあるまだ福音が伝えられていないところへ出かけます
- II 世界的広がりを持つ教会の一肢体としての務めを果たします
- III 現代の日本という時と場所において世の光・地の塩として証しします
- IV フロンティアの教会であり続けるために研さんに励みます

I 隣にあるまだ福音が伝えられていないところへ出かけます

私たちの教会が立てられている地域(首都圏・東海)には、教会を必要とするところがたくさん残っています。それは私たちから遠いところにあるのではなく、すぐ隣にあるのです。「近くのほかの町や村へ行こう。そこでも、わたしは宣教する」(マルコ1・38a)という主イエスの促しにこたえ、一つ一つの教会が、隣にあるまだ福音が伝えられていないところを発見し、場合によっては二つ、もしくは三つの教会が力を合わせて、新しい伝道拠点を設けます。このために、伝道所設置の宣教計画と資金計画を立てます。また、伝道所・伝道教会の財政自立や会堂取得を促すような援助のあり方を検討します。

II 世界的広がりを持つ教会の一肢体としての務めを果たします

日本中会は、カンバーランド長老キリスト教会伝道局から派遣されたフォレストラー、ディル、スタットという3組の宣教師夫妻と、その背後にある海外の神の家族からの篤い祈りと具体的支援に支えられてきました。今も、アメリカをはじめ、香港、コロンビア、リベリアの諸中会との強い結び付きの

中にあることを、喜びと誇りをもって自覚しています。私たちは散らされて生きていますが、一つの契約共同体です。カンバーランド長老キリスト教会は、いつも有機的一体の教会、連結的教会として、フロンティアの宣教にあたっています。日本中会は、日本における宣教の責任を果たすと共に、世界的広がりを持つ教会の一つの枝として、世界における福音宣教の責任を担います。香港中会との共同宣教、総会伝道局との宣教計画の共有、信仰告白や教会憲法の研究・改訂への主体的参与、日本中会が属するミッション大会への責任的参与など、具体的な務めを果たします。

Ⅲ 現代の日本という時と場所において世の光・地の塩として証しします

キリストの福音は永遠の真理です。しかも、それは現代の日本という時と場所においても真理です。私たちは、今、ここに生きる者として、その福音を証しする責任があります。1991年2月24日湾岸戦争反対決議、また、1995年8月15日の中会決議「戦後50年にあって過去の罪責の悔い改めと将来への決意」は、私たちが自らに重い責任を課した文書です。これに留まらず、社会に対し責任を持って行動するため、中会の諸活動及び各個教会の宣教における取組みを支援、推進します。高齢化が進む日本の社会にあっては、高齢者の生活を守ることは、今、緊急の課題となっています。老人福祉の分野において、教会が積極的責任を果たす必要が高まってきています。社会福祉事業を行うことも、教会が真剣に考えなくてはなりません。

Ⅳ フロンティアの教会であり続けるために研さんに励みます

神学に裏打ちされた実践、そして、実践からのチャレンジに応答し得る神学を持っていないと、フロンティアの教会であり続けることはできません。教会が福音宣教の質を保っていくために、教職志願者の神学的訓練と、牧師たちの継続的な研さんは非常に重要です。また、長老・執事たちの研さん、信徒の継続的教育も同様に重要です。この認識をただ個人の自覚に求めるだけでなく、良質の教育機会を提供する体制も整えていきます。

21 世紀に向かったの課題

I 隣にあるまだ福音が伝えられていないところへ出かけます

1. 開拓伝道の推進。
2. 各個教会の伝道の推進。
 - ・各個教会がより深く地域に根を張り、強められ、主によって、量においても質においても成長させていただく。
 - ・一人が一人を導くことを祈り求めていく。

II 世界的広がりを持つ教会の一体としての務めを果たします

1. 教会の有機的一体を具現する。
 - ・祈りを共有し合う群となるため、各個教会の祈祷課題を祈祷会や礼拝の中で具体的に祈る。
2. 香港中会との宣教協力。
 - ・香港の兄弟姉妹たちのために祈り、香港中会と協力して香港・中国本土の宣教を支援する。
3. アメリカ、コロンビア、リベリアにある姉妹教会の祈祷課題を共有し、必要にこたえていく。
4. カンバーランド長老キリスト教会総会の枝の一つとして総会に貢献し、責任を担う。
 - ・日本中会から総会議長を推薦する。
5. 協力伝道。
 - ・伝道局との連携により、短期語学宣教師を招聘し、英会話伝道を推進する。
 - ・アメリカ、香港、コロンビアに短期語学宣教師を派遣し、現地教会との協力の下、日本語会話伝道を推進する。

III 現代の日本という時と場所において世の光・地の塩として証します

1. 日本国内のほかの教派・教団・教会、超教派団体と協力する。
 - ・長老派教会との交流を推進する。

- ・超教派団体を積極的に支援し活用する。
- 2. 社会で起こる諸問題に対して、教会として対応していく。
 - ・信教の自由を守るために働きかける。
 - ・政教分離が守られるように監視する。
 - ・社会的不正義、不道德に対して声を上げる。
- 3. 地域社会のニーズに応える教会形成。
 - ・地域活動に積極的に参加する。
- 4. 教育事業・福祉事業への取り組み。
 - ・教会保育園、幼稚園による乳幼児保育に取り組む。
 - ・デイサービス、老人ホームなどによる老人福祉に取り組む。
 - ・心を病む人たちの必要に応えるための体制を作る。

IV フロンティアの教会であり続けるために研さんに励みます

1. 中会内での祈りの共有化。
 - ・中会全体の祈祷課題を常に掲げ、各個教会で祈る。
 - ・各個教会の祈祷課題を分かち合って祈る。
2. 教職者の教育プログラムの確立。
 - ・教職者の継続教育を行う。
 - ・メンフィス神学校に牧師を定期的に留学させる。
 - ・メンフィス神学校から定期的に講師を招き、セミナーを開催する。
 - ・メンフィス神学校の代替教育プログラムを活用する。
3. 中会各委員会委員、中会主事・職員の研修プログラムの確立。
4. 信徒リーダーの研修。
 - ・長老・執事がそれぞれの働きの聖書的理解をしっかりと持つための研修の機会を提供する。
5. 教会学校の交流と研さん。
 - ・教会学校教案・テキストの作成
 - ・教師研修会の開催。
6. 信徒の育成・訓練に取り組む。

日本中会が公にした声明、中会決議

声明（「靖国神社法案」反対）

カンバーランド長老教会日本教区は過去再三にわたって、日本キリスト教協議会を通して、「靖国神社法案」に対して反対の意思を表明してまいりました。

そもそも「靖国神社法案」は、過去数次にわたって国会に提案され、その都度広汎な国民の反対にあつて廃案とされてきました。それにもかかわらず繰り返し繰り返し提案され、ついに来る4月12日衆議院内閣委員会において靖国神社法案が一方的に強行採決されましたことに強く抗議するとともに深い憤りを感じます。

本教区は、この法案が日本国憲法に定められた信教の自由、政教分離の原則に違反し、且つ基本的人権の尊重と並んで日本国憲法の他の大原則たる「国民主権」や「平和主義」をおびやかすものとして、強くこの法案の成立阻止に全力を傾けるものであります。

よって、今回のこの強行採決に当たり、わたくしどもは、ここに改めて同法案への絶対反対を表明するものであります。

1974年5月

カンバーランド長老教会日本教区 議長 生島陸伸

声明（日本の今日の状況に対して）

私たちカンバーランド長老キリスト教会は、その創設のときから、「イエス・キリストは世界の主であり救い主である」という信仰を真実に証言しようとしてきました。私たちは、イエス・キリストにおいてご自身を啓示された三位一体の神を信じ、仕えてきたのであり、この方へ、いかなるものも神として礼拝することはできません。

また、「聖書は、信仰と実践の誤りない規範、キリスト者の権威ある指針である」（『信仰告白』1・05）という信仰を告白してきたものとして、私たちは、聖書の教えに反する、あらゆる人間の企てに抗して歩んできました。

そのような、私たちの信仰の立場から、私たちの国の今日の状況を思うとき、この愛する国の行く末に憂慮を抱かざるを得ません。この時に臨み、私たちは、次のことを表明します。

1. 私たちは、天皇の神格化につながるあらゆる言動に反対します。
2. 私たちは、思想及び良心の自由、信教の自由、言論及び表現の自由を阻害するあらゆる言動に反対します。
3. 私たちは、憲法に定められた政教分離の原則を、厳密に認識し遵守すべきだと考えます。

1989年1月29日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会 臨時中会総会

中東湾岸戦争に反対する声明

私たち日本のカンバーランド長老キリスト教会は、主イエス・キリストの「平和を作り出す人たちは、さいわいである。彼らは神の子と呼ばれるであろう」(新約聖書 マタイ福音書5章9節)と言うお言葉に従い、どのような問題であってもその解決に武力(暴力)を用いることに反対します。ですから、この度の中東湾岸でのイラクのクウェート侵攻、多国籍軍の武力行使を認めることはできません。一日も早く湾岸戦争が終結し、すべての問題が平和的に解決することを祈願します。また、私たちは、世界に最たる平和憲法を持っている日本の国には、この戦争の終結に果たす大きな役割があると理解しております。

このような私たちの立場から、多国籍軍への90億ドル支援、避難民輸送のための自衛隊機派遣などの日本政府の対応を見ますと、私たちは世界の平和と愛する日本の国の行く末に憂慮を抱かざるを得ません。この時に臨み、私たちはつぎのことを表明します。

- 1 私たちは、いかなる理由があろうとも中東湾岸戦争に反対します。
- 2 私たちは、いかなる用途であっても、いかなる国に対してであっても、日本政府が湾岸戦争の継続のために資金援助をすることに反対します。
- 3 私たちは、いかなる用途であっても、日本政府が湾岸戦争に自衛隊機、艦船、自衛隊員を派遣することに反対します。
- 4 私たちは、憲法が定めた平和主義の原則に従って、日本政府が、戦争の終結、すべての問題の平和的解決、避難民の支援、戦後復興などの「平和をつくりだす」貢献をするように求めます。
- 5 私たちは、避難民の救援のために、民間機による難民輸送のための募金活動を行います。

1991年2月24日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

中会決議

戦後 50 年にあたって 一過去の罪責の悔い改めと将来への決意一

1995年8月15日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、唯一の主、イエス・キリストをかしらとするキリストのからだなる教会の一員として、戦後 50 年の節目にあたり、次のように、神と隣人に対して犯した罪の悔い改め、将来への決意を表明いたします。

私たちの国は、明治維新以降、天皇主権の国家体制のもとで、隣国をむさぼる罪を犯し、アジアの国々を侵略し、植民地としました。ことに、アジア太平洋戦争を含む 15 年戦争においては、朝鮮・中国をはじめとしてアジアの国々やその他の諸外国の人々に多くの犠牲をあたえ、悲惨をもたらしました。このような中で、日本の教会は、国家による侵略行為に対して警告する「見張り人」としてのつとめを果たすことができず、むしろ侵略戦争に積極的に加担してしまいました。さらに国家神道体制にあつて天皇を現人神とする偶像礼拝の罪を犯しただけでなく、同じキリストのからだに属するアジアの教会に神社参拝を強制しました。

戦後誕生した私たちの教会は、この戦争に直接的には関係がありません。しかし、明治期にヘール宣教師たちの働きを通して設立された私たちと同じ群れは、日本基督一致教会（後の日本基督教会）に合同し、さらに日本基督教団に合同していきました。また、戦後、私たちの教会は、この日本基督教団の一員として歩みを始めました。このように私たちは、当時の教会と全く関係がないということではできません。さらに、私たちは、同じキリストのからだに属する者として、過去の教会が犯した罪と過ちについても連帯の責任を負うものです。それ故、私たちは、この罪を告白し、心から悔い改めます。

戦後、私たちの国は、国民主権の国家体制となりましたが、50年

もの間、植民地支配と侵略戦争による日本の罪責をあいまいなまま放置してきました。ようやく「戦後 50 年国会議決」を行いました。が明確な謝罪の姿勢を示すことができませんでした。植民地支配と侵略戦争の被害者やその遺族の人々には、いまだ国家として謝罪も補償もおこなっていません。それどころか、むさぼりの姿勢を継続し、自国利益優先の経済論理にのっとり、経済発展の手助けや、雇用の提供などといった名目のもとに、アジアの国々を経済的に侵略して、森林を破壊し、漁場を荒らし、労働力を搾取し、伝統的な文化や生活を破壊し、買春ツアーや売春目的の人身売買を行い、今なお多くの人々を苦しめている現実があります。国内においても、植民地支配と強制連行などによって在日を余儀なくされた韓国・朝鮮人をはじめとして多くの在日外国人の「人間の尊厳」をそこなっています。このような状況にもかかわらず、私たちは隣人の痛み鈍感であり、国家と社会に対する「地の塩」、「世の光」としての責任を十分に果たしていません。このことを告白し、心から悔い改めます。

この戦後 50 年を迎えて、私たちは、歴史の支配者である神の前に、これまで私たちの国と教会が犯した罪に対する認識が不十分であり、神と隣人に対して、罪の悔い改めをしてこなかったことを告白し、心から反省します。再び同じ過ちを犯さないことを決意し、次の世代にこのことを継承していきます。この決意に基づき、私たちは、御言葉を宣べ伝え、神の御旨を示します。神が創造の業において、人々のために意図した基本的な人間の尊厳を否定する政治的、経済的、文化的、人種的抑圧状況に反対し、抵抗し、変革を求めていきます（『信仰告白』6・30）。すべての人々、すべての階層、すべての人種、すべての国々の間に、和解と、愛と正義が拡大されることを求めていきます（『信仰告白』6・32）。

神がこの決意を祝福して下さり、全うさせてくださるよう祈り求めます。

【参考】

日本中会決議への香港中会の返書 平和と正義のためにキリストにあって共に立とう

香港中会は、深い共感をもって、日本中会の中会決議を受け取りました。わたしたちは、日本にいる兄弟たち姉妹たちが抱えているアジア太平洋戦争において彼らの政府が行った行為についての悲しみと悔恨を理解します。悔恨と謝罪、そして平和と正義へむけての決意を表明した日本中会の決議は、癒しをもたらす香油の働きをなすことでしょう。このような誠実さをもって語られた言葉は、最大級の真剣さをもって受け止められなければなりません。わたしたちは、これらのことばに感謝します。そしてこれに応答しなければならぬと強く感じます。

軍国主義の政府によってなされたむさぼりと侵略の罪について、同胞との連帯のもとになされたあなたがたの謝罪を、わたしたちは謙虚に受理致します。わたしたちは、わたしたちの同胞や政府もまた罪深い人間として恐ろしいことをなし得ることをよく承知しております。事実、あなたがたの謝罪とわたしたちの受理とは、わたしたちが人間であるという共通の条件、すなわち端的に、日々、ゆるしゆるされることを必要としているということにおいて、互いを結び合わせるものであります。日本の侵略によってわたしたちの国の人々が多大な苦しみを味わったのは事実です。宿年の苦い思いは何十年もの間わたしたちの心を苦しめてきました。深い謙遜さをもって表明されたあなたがたの悔い改めの言葉は、解放の言葉となります。それは、あなたがたを解放するだけでなく、わたしをも解放します。わたしたちもまた、過去に受けた傷の記憶がもたらす痛みから解放されるのです。わたしたちは、心になお残存し続けようとする苦い思いがあつたとしても、すすんでそれを捨て去り、過去に由来する悪い感情をすべて払拭したいと思います。わたしたちは、相互の理解を深め、互いを高め豊かにする関係を築き上げるために、手を携えて行くことを願います。

とは言え、過去にお引き取り願うだけではなりません。戦争の痛ましい教訓は簡単にこれを葬り去ってはなりません。それは、戦争の悪とそれに対する神の怒りとを強烈に思い起こさせるものとして、折あるごとに繰り返し提

示されなければなりません。わたしたちは、かつては戦争によって引き裂かれていた中国と日本の人々が、戦争の苦しい経験したもものとして、今は平和のために共に手をつないで行くことを希望します。わたしたちは、中国人だけではなく、韓国・朝鮮の人々、そのほかのアジアの国の人々も苦しみを受けたことを知っています。日本の人々もまた戦争による膨大な被害を被ったのです。それ故に、わたしたちはみな、戦争がもたらす人間の悲惨を理解します。このような共通の経験を持つものとして、わたしたちはあなたがたと一緒に平和のために立ち、働きたいと思えます。

わたしたちはまた、正義がなければ真の永続的な平和はないと確信しています。それ故にわたしたちは、一国の他国に対する経済的な搾取を含む、国家のいかなる形のむさぼりや侵略もこれを拒否するあなたがたに同調します。確かに、わたしたちは、帝国主義的民族主義や、植民地主義、軍国主義の復活につながるいかなる可能性に対しても警戒を怠ってはならないのです。わたしたちはあなたがたと共に、これらの悪に対抗しあらゆる犠牲を払っても戦います。

キリストにある兄弟たち姉妹たちとして、互いに愛し合い、神の愛を証しするものとして一つになりましょう。わたしたちは、罪深いこの世界に、愛が現実であり可能であることを示さなければなりません。わたしたちが真に神の愛の作品であるならば、愛の優しさによる神のみ手のわざが、わたしたちを通して輝き出すことでしょう。ですから、第二次世界大戦の終結五〇周年を期してなされるこの和解の時に、わたしたちは、わたしたちの日本の兄弟たち姉妹たちに、友人としてまたパートナーとしての手を差し伸べ、みなさんがもう一度、神の国、正義と平和と愛の御国の宣教のために、共同の働き手になってくださるようお招きしたいと思います。わたしたちはもういちど申し上げます。日本と中国の両国における神の国の進展のために、協力と相互の支援について、あらゆる可能性に対して、わたしたちは心を開いて待っています。

カンバーランド長老教会の家族として、これまでの十年を通して、日本中会を知り共に働くことができたことで、わたしたちの心は大きな喜びで満たされています。これから先の年月において、これまでも増して更に緊密な共同の働きが展開できますよう希望し期待します。

中会決議

平和を実現するために —天皇を中心とした戦争のできる国家体制に反対する—

1999年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ 5:9)

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、創設のときから、私たちの国が過去に犯してきた罪を悔い改めて、日本国憲法を遵守し、基本的人権を尊重し、平和を愛する歩みをするを願ってきました。私たちは、平和を実現するために、1974年には靖国神社法案に反対する声明を、1989年の天皇裕仁氏死去の際には天皇の神格化に反対する声明を、1991年には「中東の湾岸戦争に反対する声明」を公にしました。1995年には、「戦後50年にあたって一過去の罪責の悔い改めと将来への決意—」を中会決議として採択しました。私たちは、十分とはいえないまでも「平和を実現する」ことを目指してまいりました。ところが、今年、相次いで成立した法律は、私たちの願いを踏みにじって、アジア・太平洋戦争当時のような、天皇を中心とした国家主義体制をつくり、戦争大国に逆戻りする内容を持つものでした。

1. 「新ガイドライン」関連法

—周辺事態法、改正自衛隊法、改定日米物品役務相互提供協定

これらの法律は、日本周辺での「有事」の際に、米軍の後方支援に自衛隊を派遣し、自治体、民間人を動員することを目的にしています。北大西洋条約機構(NATO)軍のユーゴスラビアへの空爆を見て分かるように、いったん戦争になれば、前方、後方の区別はなくなり、国中を戦争

に巻き込むこととなります。このようにこれらの法律は「戦争のできる国家体制」をつくろうとするものです。このようなことは聖書の教えはもちろん、日本国憲法の前文、第九条に明記されている平和主義にも反しています。私たちは、このような法律が成立したことに強く抗議し、米軍の後方支援に協力することに反対します。

2. 通信傍受法案

この法律は、組織犯罪の捜査を名目に、警察に通信を傍受することを認めた法律です。これは、憲法二十一条で保障されている「通信の自由」を侵害するものです。さらに、この法律によって、アジア・太平洋戦争当時のような、反体制組織や宗教団体を警察が監視する体制になり、この国に住む人の基本的人権が抑圧される可能性があります。私たちはこの法律が執行されることに反対します。

3. 住民基本台帳法改正

この「改正」は、住民基本台帳を基礎に全国民に十桁の統一番号を付し、これを全国ネットワークのコンピューターで管理し、この統一番号を各省庁共通の個人識別番号として使用し、様々な行政分野において利用して、効率の良い行政サービスを受けられることを目的としたものであると、自治省は説明しています。しかし、この「改正」は国民総背番号制につながるものであり、憲法十三条で保障された国民のプライバシー権を侵害する可能性をもつものです。さらに、これは、国家による国民の個人情報の集中管理であり、管理社会、監視国家を招来する危険があります。さらに、将来の徴兵制につながる懸念があります。私たちは、このような法律の「改正」が行なわれたことに強く抗議します。

4. 「君が代・日の丸」の法制化

「君が代」は、天皇を日本の統治者として賛美する内容の歌詞であり、

唯一の神を信じ、神のみを賛美する私たちの信仰に反しています。「日の丸」は、侵略戦争のシンボルとして用いられてきた歴史があります。このような、「君が代・日の丸」を国歌・国旗として法制化したことは、「天皇を中心とした戦争のできる国家体制」をつくり出すことになり、日本国憲法の主権在民、平和主義に反しています。さらに、それを強制することは、心の自由を圧迫しますから、憲法十九条で保障されている「思想・良心の自由」という基本的人権の侵害につながります。このようなことから、私たちは、「君が代・日の丸」の強制に強く反対します。

このように、一連の法律は、「天皇を中心とした戦争のできる国家体制」を目指すものです。さらに、日本政府は、この政治体制を確立するために靖国神社国営化、「有事立法」の成立、日本国憲法の改悪まで企てています。私たちは、1938年に国家総動員法が通り、一回に70数件の法を通すようになり、最後には宗教団体法により教会が侵略戦争に協力せざるを得なくなった歴史を忘れるわけにはいきません。

このような状況において、私たちは、過去に日本の教会が犯してきた過ちを繰り返すことなく、「平和を実現するために」、今、神が創造の業において、人々のために意図した基本的な人間の尊厳を否定する政治的、経済的、文化的、人種的抑圧状況に反対し、抵抗し、変革を求めていきます（『信仰告白』6. 30）。さらに、すべての不当な法律や不正な事柄に対して、反対するだけでなく、善をもって悪に打ち勝つキリストの道を具現する態度や行動を積極的に支援していきます（『信仰告白』6. 31）。私たちは、祈りによって、実際の行動によって、「平和を実現するために」立ちあがります。

平和の神が私たちの決意を祝福してくださいませよう祈ります。

中会決議

平和を実現するために ——テロにも、武力報復にも、「参戦法」にも反対する——

2002年2月24日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」

(マタイ 5:9)

私どもカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、昨年9月11日に米国で起きた「同時多発テロ」に大きな衝撃を受け、深い悲しみのうちにこの事件で亡くなられた多くの方々には深い哀悼の意を表明し、今も心身ともに傷ついている人たちの一日も早い回復をお祈りいたします。また同時に、テロへの軍事的報復攻撃によって、傷ついたアフガニスタンの多くの民衆の困窮を私どもの祈りとし、必要な援助と祈りを捧げます。

私どもは、いかなる政治的目的があろうとも、どんな宗教的信条によろうとも、暴力をもってある思想や信条を実現しようとするテロ活動を認めません。今回の「同時多発テロ」を引き起こしたとされるグループないし個人に対しては、綿密な捜査の上、その結果を公表しつつ、個人の人権を重んじ、法によって厳正な対応をすべきであると考えます。

しかしまた、テロ活動にはなんの関わりもない民衆を結果的に苦しめることになった米国、英国等によるアフガニスタンへの戦争行為および、それを支持する日本政府のいかなる法案や行動にも賛同することは決してできません。私どもは、武力報復がテロ根絶の方法であってはならないと考えます。今まで世界で起きてきた戦争の惨事を見つめるとき、どのようなかたちであつても問題解決に武力を用いることは、民衆を巻き添えにし、難民を生み出し、女性や子ども、お年寄りに至るまで大変な苦しみを与えるたことは明らかだからです。

むしろ、テロの問題の背景には「貧しい者や虐げられた者、病める者、

困窮している者」「暴力の犠牲にさらされている……人々」「法律や社会によって人間以下の扱いにされている……人々」(カンバーランド長老教会信仰告白〔以下『信仰告白』 6.31)の絶望的状况があることも理解することが必要です。また、「基本的な人間の尊厳を否定する政治的、経済的、文化的、人種的抑圧状況に反対し、抵抗し、変革を求めて」(『信仰告白』 6.30) いくことこそが、本質的にテロの根絶につながり、平和を真に実現することだと信じるからです。

私どもはそれゆえに、戦争加害者となりうる、昨年10月に国会で成立した「参戦法」と呼ばれる法律(「テロ対策措置法」、改定「自衛隊法」、改定「海上保安庁法」)に反対します。これらは、聖書の教えはもちろんのこと、日本国憲法の前文および九条に明記された平和主義に反するものであり、結果的には民衆の困窮と抑圧を生み出すことになるからです。

私どもは、このような状況において、過去に日本の教会が犯してきた過ちを繰り返すことなく、平和を実現するために善をもって悪に打ち勝つキリストの道を具現する態度や行動を積極的に支援していきます(『信仰告白』 6.31)。私どもは、抗議のしるしとして、祈りとともに必要な発言と具体的援助と非暴力を掲げて「平和を実現するために」限りなき努力を続けます。平和の神が私たちの決意を祝福してくださいませよう祈ります。

アメリカ合衆国大統領

ジョージ・W・ブッシュ様

イラクへの武力攻撃の計画撤回を強く要望いたします

私どもカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」（聖書：マタイによる福音書5章9節）という御言葉により、心から世界の平和を願い、祈り続けております。このような私どもにとって、2001年9月11日に起きた「同時多発テロ」は大きな衝撃でした。私どもは、亡くなられた方々に深い哀悼の意を表明し、今も心身ともに傷ついている方々の一日も早い回復を祈っています。しかし、私どもは、貴国が「テロへの戦争」という名目でアフガニスタンに武力攻撃を行ったことには賛同することができません。それは、テロ活動にはなんの関わりもない民衆を結果的に苦しめることになったからです。

この度、貴国は、イラクが「大量破壊兵器を開発」し、貴国の国益に対する「差し迫った脅威」となるとの理由で武力攻撃を行おうとしています。私どもは、どのような問題であってもその解決に武力を用いることに反対します。今まで世界で起きた戦争の惨事を見つめるとき、問題解決に武力を用いることは、民衆を巻き添えにし、難民を生み出し、女性や子ども、高齢者に至るまで大変な苦しみを与えたことは明らかだからです。すでに湾岸戦争後、イラクの人々は10年以上に及ぶ「経済制裁」に苦しめられ、多くの子ども、高齢者が亡くなったと言われます。子どもたちは、栄養失調、医薬品の不足、劣化ウラン弾の放射能の影響などで、乳幼児の死亡率が高く悲惨な状態に追いやられています。このような状態のイラクに再び武力攻撃が行われたなら、問題の解決どころか貴国に対する憎しみが増長され、新たなテロを生み、争いは世界の至るところに飛び火することが予想されます。憎しみは憎しみの、暴力は暴力の連鎖しか生み出さず、平和は決して生まれません。

ですから、私どもカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、貴国単独
であれ、国連決議によるものであれ、イラクへの武力攻撃に反対いたします。
私どもは、大統領閣下が、愛と勇気をもってイラクへの武力攻撃計画を撤回
されるよう強く要望いたします。愛と平和の神が大統領閣下に、武力によら
ない問題解決の道を、国際社会と共に探っていく知恵を与えて下さるように
祈ります。

2003年2月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

国会決議

平和を実現するために —戦争協力の強制に対する非協力の決議—

2003年11月24日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」

(マタイ 5:9)

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、私たちの国が過去に犯してきた罪を悔い改めて、日本国憲法を遵守し、基本的人権を尊重し、平和を愛する歩みをするを願ってきました。そのような私たちの願いを踏みにじり、有事関連三法案（「武力攻撃事態」法案、安全保障会議置法改正案、自衛隊法改正案）が、6月6日、国会において可決、成立しました。この法律では「武力攻撃事態」を「武力攻撃（武力攻撃のおそれのある場合を含む。）が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう」と定義しています。「おそれ」「予測」などの曖昧な表現によって、安易に「有事」を作り出し、戦争体制を作り出すことができるようにしています。さらに、「国民は……必要な協力をするよう努めるものとする」とし、国民を戦争協力で駆り出そうとしています。さらに、日本国憲法の根幹である基本的人権の保障についても、単に「尊重」するとして、武力攻撃事態に対処するために「制限が加えられる」ことを規定しています。私たちは、これら三法による戦争協力の強制を受け入れることはできません。

私たちは、「平和を実現する」者として、次のような決議を行います。

1. 私たちは、日本国憲法に謳われている平和主義に生きます。

日本政府は、有事体制の確立のために「国民保護法案」などの新たな有

事法案を提出し、「戦争放棄」を謳った憲法9条を変えようとしています。
私たちはこのような動きに反対します。

2. 私たちは、隣人を愛することに努めます。

私たちは、日本に対して武力攻撃を行なう事態を想定して隣国を敵国扱いしている「有事法制」を認めることができません。私たちは、隣国に敵対するのではなく、聖書に基づき隣人愛と和解の福音を説き続けることで「平和の実現」を目指します。

3. 私たちは、戦争協力をしません。

- ① 私たちは、「有事法」に基づく避難訓練等が、主日礼拝と同じ時間に行なわれても、礼拝を優先して守ります。
- ② 私たちは、戦争に協力するために教会堂、牧師館、その他の教会の施設や土地を提供しません。
- ③ 私たちは、思想・信教の自由を根拠として戦争への協力を拒否する人々と連帯し、それらの人々のために祈ります。

国会決議

戦後60年にあたって —今こそ平和を実現する者としての役割を—

2005年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、アジア・太平洋戦争から60年という節目にあたり、アジアでそして日本において、戦争によって命を奪われたすべての方々に心から哀悼の意を表し、傷ついた方々の苦しみを深く心に刻みます。今また、平和が脅かされています。私たちは、今こそ「平和を実現する者として」立ち上がる決意を表明します。

戦後50年に、私たちは「戦後50年にあたって—過去の罪責の悔い改めと将来への決意—」を決議しました。その中で、日本の教会が、国家による侵略行為に対して警告する「見張り人」としてのつとめを果たすことができず、むしろ侵略戦争に積極的に加担してしまった罪を、連帯の責任を負うものとして、告白し、悔い改めました。さらに、戦後の歩みにおいても、隣人の痛み鈍感であり、国家と社会に対する「地の塩」、「世の光」としての責任を十分に果たしていないことを告白し、悔い改めました。そして、再び同じ過ちを犯さないことを決意しました。

それから10年を経て、私たちの国は、今までにない危機的な状況にあります。日本政府は、米軍の「新しい戦争」に参加し、憲法違反のイラクへの派兵を強行しました。さらに、与党自民党は、自衛隊を「自衛軍」に位置づけ、「国際平和」の名を借りて米軍と一体になった海外での武力行使を容認する憲法の改定草案を作りました。さらに、小泉首相は、政教分離の原則に反し、戦前・戦中に侵略戦争の精神的な支柱であった靖国神社への参拝を継続しています。教育現場では、「日の丸・君が代」強制が目

立ち、侵略戦争への反省を「自虐的」などと批判する歴史教科書さえ、一部で採用されました。さらに、戦争ができる体制を教育現場から固めようと「教育基本法」改悪の動きが強まっています。このようにして平和を脅かし人権・民主主義を抑圧する動きが進行しています。

戦争は悪であり、神は戦争を忌み嫌われます（『信仰告白』7. 06参照）。私たちは、侵略戦争に加担し、韓国・朝鮮、中国をはじめとしてアジアの国々に悲惨をもたらした歴史を忘れてはなりません。今こそ、私たちは「見張り人」としての務めを果たし、「地の塩」「世の光」としての責任を果たします。

来年は、アジア青年宣教大会が行われます。10年前、香港中会は、私たちの『決議』への返書として「わたしたちは、かつては戦争によって引き裂かれていた中国と日本の人々が、戦争の苦しい経験をしたものとして、今は平和のために共に手をつないで行くことを希望します。」「キリストにある兄弟たち姉妹たちとして、互いに愛し合い、神の愛を証しするものとして一つになりましょう」と招いてくださいました。私たちは、この招きを心に刻み、アジアの人々と一緒に平和を築いていくために、今こそ立ち上がります。

「この世に仕えるキリスト者」 — 恵みへの応答としての社会参与への指針 —

2006年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

(典拠にある「CFC1984副題」とは、ウェストミンスター信仰告白からPCUSA信仰告白、CPC信仰告白1814年版、1883年版、1984年版の変遷を比較検討して、1984年版の現代の理解をまとめたものである。※作成2005.11 日本中会神学社会委員会)

(恵みの応答)

1. キリスト者は、生活のすべての領域に責任があります

私たちは、恵みへの応答として、生活のすべての領域において、神と隣人に仕えます。

CFC1984 /6.01 副題 「罪責と刑罰への恐れからではなく、恵みへの応答としての奉仕(生き方)」

CFC1984 /6.03 副題 「キリスト者は罪を犯すためではなく、主に仕えるために自由とされている」

CFC1984/6.04+6.05 副題 「キリスト者の自由と良心は、責任を要する(従うこととたたかうこと)」

CFC1984 /6.06~6.08 副題 「良い行いは、救いの手段ではなく、信仰による恵みへの応答である。神は、その応答を、不完全さを超えて受け入れてくださる」

CFC1984 /6.09 副題 「良い行いは、すべての領域にわたる」

CFC1984 /6.10-6.12 副題 「キリスト者の賜物は、すべての人々と分かち合うものであり、それは神への感謝から生まれる。」

(自由と良心)

2. キリスト者は、キリストにある自由と良心によって生きます

私たちは、神のみが私たちの良心の主であることを告白します。それゆえ、私たちは、究極的な忠誠をイエス・キリスト以外のいかなる政府、国家に対しても決して譲り渡しません。

CFC1984 /6.02 副題 「神のみが良心の主であり、キリスト者を自由にする」

CFC1984 /6. 04・6. 05

副題「キリスト者の自由と良心は、責任を要する（従うこととたたかうこと）」

(社会参与)

3. キリスト者は、この世の政治に神の目的を告げます

私たちは、与えられている機会を用いて、この世の政治に参加し、この世の政治が、神が与えた目的に従い、義務を遂行できるように働きかけます。

CFC1984 /6. 27

副題「この世の政治は、被造物が正義と秩序の原理のもと生きることを目的とする」

CFC1984 /6. 28 副題「キリスト者は、この世の政治に参加する」

CFC1984 /6. 29 副題「この世の政治は、宗教に干渉せず、信教の自由を保障する義務を持つ」

(社会的責任)

4. キリスト者は、苦しんでいる人たちと共に生きていきます

私たちは、基本的な人間の尊厳を傷つけられ、そこなわれた人々を擁護し、すべての抑圧状況に反対し、抵抗し、具体的な変革を求めていきます。

CFC1984 /6. 30～6. 32

副題「契約共同体は、抑圧状況を変革し、基本的人間の尊厳を擁護し、和解の務めを果たす」

CPC1984CF/6. 22 (CPC 信仰告白 1984、以下 CPC1984CF と記す)

教会は、たとえば肉体的病いや精神的病い、経済的困窮、自然災害、不注意による事故、あるいは死、などあらゆる災いに会った人々の必要に仕える責任がある。

(変革の方法)

5. キリスト者は、この世の力ではなく、キリストの愛によって変革をします

私たちは、武力や力に頼らず、善をもって悪に打ち勝つキリストの愛によって変革を求め、行動します。

CFC1984 /6. 31

副題「契約共同体は、人間の尊厳をそこなわれたすべての人々(暴力・法律・社会によって抑圧されている人々)を擁護し、すべての人に対する不当な事柄に反対し、キリストの善をもって悪に打ち勝つ具体的な態度と行動を支援する」(マタイ 5. 39、9. 35-38, 14. 14, 15. 32-39 ; ロマ 12:19-21)

(クリスチャン・スチュワードシップ)

6. キリスト者は、神の賜物を分かち合います

私たちは、私たちに与えられた賜物を、神への感謝として、すべての人々と、特に貧しい人々と分かち合います。

CFC1984 /6. 10~6. 12

副題「キリスト者の賜物は、すべての人々と分かち合うものであり、それは神への感謝から生まれる」

(武力による解決の放棄)

7. キリスト者は、平和を実現します

私たちは、戦争など、不必要な苦しみや死を引き起すすべての悪を忌み嫌い、すべての人々の間に、和解と、愛と、正義が拡大されることを求めます。

CFC1984 /6. 31

副題「契約共同体は、人間の尊厳をそこなわれたすべての人々(暴力・法律・社会によって抑圧されている人々)を擁護し、すべての人に対する不当な事柄に反対し、キリストの善をもって悪に打ち勝つ具体的な態度と行動を支援する」

CFC1984 /7. 05~7. 08 副題「神の裁きは歴史と現代において経験される」

CFC1984 /6. 32 副題「神は、教会に和解の務めを託される」

原子力発電に対する私たちの悔い改めと見解

はかり知れない苛酷な被害と影響をもたらし、収束の道も見えない東京電力福島第一原子力発電所の事故をとおして、私たちは原子力発電がどのように危険なものかを改めて思い知らされました。このようなことによってしか真剣に向き合うことができなかつた悔いをもとに、私たちは原子力発電を以下のように考えます。

原子力発電は、地中深く眠っていたウランを掘り出し、危険な核分裂を起こさせて出てくるエネルギーを利用するものであり、その結果、「死の灰」と呼ばれる大量の放射性物質を生み出します。この不安定化した危険な放射性物質を大量に抱える施設でひとたび事故が起これば、人間と環境に取り返しのつかない破壊的な影響を与えてしまいます。

原子力発電所は事故を起こすことの許されない施設です。しかし、不完全な人間である私たちは機械の劣化や故障・事故を防ぎ切れるとは言えず、また地震・津波など自然災害の影響を考えあわせると、原子力発電は人間の手に負えない営みであると考えざるをえません。

放射性物質が出す放射線は、広島・長崎の原爆が明らかにしたように人体に破滅的な影響を与え、微量でも体内に入れば細胞を破壊して健康被害をもたらす可能性があります。しかも放射性物質の中には寿命の長いものも多く、毒性の減少には数百万年かかります。

原子力発電で燃料のウランを燃やした(核分裂させた)使用済み核燃料は、少なくとも100万年の単位で人類から安全に隔離する必要があります。しかし人類は、使用済み核燃料を安全に廃棄する技術を完成させていません。

日本の原子力発電で生み出され蓄積された「死の灰」は、広島に落とされた原爆の80万発分以上に相当するといわれています。私たちは、後世の人々に巨大な負の遺産を残してしまっています。これ以上、無責任に、安全に廃棄することのできない「核のゴミ」を増やしてはならないと考えます。

福島第一原子力発電所の事故収束のために多くの人が大量の被曝をしな

がら作業してこられました。事故の時だけでなく、通常でも、原子力発電は被曝しながら働く人々の存在を前提として成り立ち、しかも経済的に弱い立場の人が最も危険な作業を担っています。

それだけでなく、原料のウラン鉱石の採掘から始まって、精錬、加工などの工程で働く人々が被曝し、周辺住民が放射能汚染による健康被害を受けています。

原子力発電は、「被曝せざるをえない人々」をつくり出してしまいう差別の上に成り立っていると言わざるをえません。

また、原子力発電所は、重大事故があることを想定して「人口密集地域」から距離を置き、「低人口地帯」の「非居住区域」に建設されています。これは、身近につくってほしくない「迷惑施設」を、都会から離れた経済的弱者ともいえる地域に押し付ける行為にほかなりません。

原子力発電は、原爆をつくる技術から派生したものであり、核兵器保有国が、豊かな電力供給という名目のもと、核兵器の拡散を防ぐとともに、核兵器を製造し続けられる条件を整える目的で世界に広めてきた背景があります。そして、日本には、核兵器保有を目指して、その材料を生み出す原子力発電を止めたくない政治家が残念ながら存在します。

私たちは、核兵器がどのような悲惨をもたらすかを知っています。核兵器を持つことにつながる危険性のある原子力発電は、止めなければならないと考えます。

以上のようなことは40年も前から指摘されてきていましたが、私たちは気づかず、気にも止めず、立ち止まって考えることをせず、原子力発電を加えた潤沢な電力を消費して便利さや快適さを求めてきました。

そのようにして私たちは、隣人の痛みを見過ごし、被造物への責任を果たしてきませんでした。

私たちは次のように信仰の告白をしています。

「クリスチャン・スチュワードシップ（キリスト者の管理の務め）は、すべての生命と創造物は神から委託されたものであり、神の栄光と奉仕の為に用

いられるべきであることを承認する事である。それは、人間の技能や力を創造的に用いるだけでなく、天然資源を保護し責任をもって用いることでもある。これらの神からの賜物は、すべての人、特に貧しい人々と分かち合うものである。」(カンバーランド長老教会信仰告白6. 10)

また、次のようにも告白しています。

「主なるキリストに治められる契約共同体は、神が創造の業において、人々の為に意図した基本的な人間の尊厳を否定する政治的、経済的、文化的、人種的抑圧状況に反対し抵抗し、変革を求めていくのである。」(同6. 30)

私たちは深い悔い改めに立って、原子力発電のない社会を求めていきます。

そして、「地の守り人」としての責任を果たせる、安全で人間の手に負えるほかのさまざまな発電方式によって代替していくことにより、原子力発電が立地している地域の人々も、電力会社で働く人々も、危険や重荷から解放されることを切に願います。

2013年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

中会決議

戦後70年にあたって

—平和を破壊する大転換の時に平和の道具とされることを求めて—

2015年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、戦後70年にあたって、私たちの国がむさぼりの罪を犯してアジアの隣国を侵略し、植民地支配と15年にわたる戦争によって計り知れない惨禍をもたらした過去を思い起こし、悔い改めの思いを新たにしています。

私たちは戦後50年になってようやく、70年前までのこの国と教会の罪を言い表し、悔い改めの実を結ぶことを決意して歩み直しました。その10年後には、私たちが「見張り」としての務めと「地の塩・世の光」としての責任を果たし、「平和を実現する者として」立ち上がる決意を改めて表明しました。

けれども、私たちは見張りの務めを十分に果たせたとはいえず、平和を実現する歩みは弱々しいものでした。私たちの国は、この10年の間も、「戦争ができる国づくり」をさらに推し進めてきました。2006年には教育基本法を改悪し、2007年には防衛庁を防衛省に昇格させ、憲法「改正」をにらんで国民投票法を成立させました。2012年には自民党が国防軍の設置や基本的人権の抑制などを盛り込んだ「憲法改正草案」を発表し、第二次安倍政権は「改正草案」を具現化させるべく、2013年には国家安全保障会議を設置し、特定秘密保護法を強行成立させ、安倍首相が靖国神社に参拝しました。2014年には武器禁輸三原則を撤廃して武器輸出を解禁し、そしてついに、憲法違反である集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、その具体化としての安全保障関連法を2015年9月に強行採決によって「成立」させました。さらに、武器輸出を促進するために防衛整備庁を発足させました。

こうした動きとともに、日の丸・君が代の強制を始めとして教育への干渉

が強まり、マスコミへの圧力が強まっています。中国や韓国との関係が悪化する中、ヘイトスピーチの横行や、「嫌韓・反中」本の出版など、民族差別や排外主義が広がっています。

このように、日本が過去に犯した罪をふたたび繰り返さないという誓いの意味をも持つ日本国憲法が破壊されるような状況が進んでおり、私たちの国はいま、大転換の時にあります。

このような時代にあって、平和の主なるキリストを頭と仰ぐ私たちは、いまこそ平和を実現する者として歩むことを決意します。私たちは、敵をつくり、分断と対決に向かう政治に反対し、武力によって問題を解決しようとする道を拒否し、神が忌み嫌われる悪である戦争（「信仰告白」7.06）に断固反対します。私たちは、キリストがもたらしてくださった和解に生かされ、和解の使信と務めを託されている者として、「すべての人々、すべての階層、すべての人種、すべての国々の間に、和解と、愛と、正義が拡大されること」（「信仰告白」6.32）を求めていきます。「戦後50年」の悔い改めによって香港中会との主にある和解をいただいた経験を持つ私たちは、さらにアジアの隣人との信頼関係を築くことに努めていきます。

また、私たちは、いのちの破壊と苦しみをもたらす戦争に反対するだけでなく、より積極的な平和を求めて、平和の福音を証しするとともに、「神が創造の業において、人々のために意図した基本的な人間の尊厳を否定する政治的、経済的、文化的、人種的抑圧状況に反対し抵抗し、変革を求めて」（「信仰告白」6.30）いきます。とりわけ、基地の集中など本土からの差別と抑圧の下にある沖縄の苦しみを受けとめて、沖縄の人々と連帯していきます。

さらに私たちは、神が造られた人間のいのちと基本的な人間の尊厳を大切にする者として、基本的人権を尊重し、武力によらない平和主義を掲げ、国民主権に立脚する日本国憲法を擁護し、立憲主義と憲法を破壊する動きに反対していきます。

私たちはこのように決意し、平和の主が私たちを平和の道具として用いてくださるよう祈ります。

要請

(天皇の「即位の礼」関連儀式を国事行為とすることの撤回)

内閣総理大臣 安倍晋三 様
宮内庁長官 山本信一郎 様

2019年2月24日
カンバーランド長老キリスト教会
日本中会

私たちは、「大嘗祭」および天皇の「即位の礼」関連儀式を国が行うことについて、政府の方針を撤回されることを要請します。

政府は、昨年3月に「即位礼正殿の儀」および、「劔璽等承継の儀」をはじめとする5つの「即位の礼」関連儀式を国事行為とし、「大嘗祭」については、「公的性格がある」行事としました。

5月1日に予定されている「劔璽等承継の儀」は、「日本神話」に由来する三種の神器のうち劔と璽を継承する宗教儀式です。また、10月22日に予定されている「即位礼正殿の儀」において新天皇は、「日本神話」にもとづいてつくられた、神によって天皇の地位が与えられたことを示す「高御座」に立ち、国内外に即位を宣言し、一方で、国民を代表する首相は、新天皇への服従を誓う寿詞を述べ、天皇を仰いで万歳三唱をします。こうしたことは国民の上位に天皇を置く行為であり、日本国憲法の主権在民の原則に合致しません。

さらに、11月14、15日に予定されている「大嘗祭」は、新天皇が新穀を天照大神に供え、国の安泰や五穀豊穡を感謝、祈念するとともに、天皇が「神」と寝食を共にし、「天皇霊」を継承して神格化されるとする天孫降臨神話に基づいた儀式です。明らかな宗教儀式であり、政府自身「宗教上の儀式としての性格を有するとみられることは否定できない」としていま

す。さらに、現天皇の大嘗祭について大阪高裁は「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかという疑義は一概には否定できない」（「即位の礼・大嘗祭国費支出差止等請求控訴事件」1995. 3. 9）と指摘しています。それにも関わらず、政府は、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格があり、費用を宮廷費から支出することが相当」としました。「宮廷費」は公金であり、政教分離規定に違反しています。上記以外の儀式においても、一連の儀式の意味が、天皇を神格化して主権者である国民の上に置く国家による儀礼であり、それは事実上「国家神道」の祭祀と言えます。

このように、天皇の即位にかかるすべての儀式を国が行なうことは、日本国憲法 20 条で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とされている政教分離原則に違反する行為です。またこのような憲法違反の行為を国が行うことは、99 条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とされている「憲法擁護義務」にも違反しています。以上により政府方針の撤回を要請します。

以上

暴力によって思い通りにしようとする行為に反対します

私たちが住むこの世界は、現在も、暴力が横行しています。

2020年6月30日、香港でイギリスからの返還後、一国二制度の崩壊に不安が高まった中、中国政府は、香港での反体制的な言動を取り締まる「国家安全維持法」を決定しました。国家による取り締まりが厳しくなった結果、暴力により多くの市民の命が奪われました。

2021年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターによってミャンマー全土を掌握し、民主的に選ばれたアウン・サン・スー・チー国家顧問率いる政権を転覆しました。1年半以上経った現在も国軍による市民への暴力が続いています。

2022年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を始め、ウクライナの大勢の市民が国外へ避難しています。ウラジーミル・プーチン大統領により軍事侵攻が今も進められています。また、西側の武器供与もロシアの侵攻と同様に極めて大きな問題です。これらの問題は、自分（自国）の思いを優先し、暴力という手段を用いていることに問題があり、受け入れることができません。

2022年7月8日、安倍晋三元首相が参議院選挙のための街頭演説中に銃撃を受けて死去しました。そのことにより、「旧統一協会」と自民党の癒着が白日の下に晒されることになりました。「旧統一協会」の反社会的行為に私たちは反対しますが、銃撃という暴力的手段を用いたことには問題があります。

米軍基地問題も、沖縄ばかりに米軍基地を押し付けることは、日本政府による暴力です。

これらのことはすべて暴力によって現状を変えようとする行為です。

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、「平和を造る人々は、幸いである その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイによる福音書5章9

節) という主イエス・キリストの言葉に従い、どのような問題であってもその解決に暴力(武力)を用いることに反対します。

また、私たちカンバーランド長老キリスト教会の『信仰告白』6. 31は、「契約共同体は、貧しい者や虐げられた者、病める者、困窮している者を探し求められたキリストの主権を表明する。教会は共同体として、あるいはその教会に属する個々人として、暴力の犠牲にさらされているすべての人々を擁護する。また、法律や社会によって人間以下の扱いをされているすべての人々を擁護する。キリストは彼らのために死なれたのである。すべての不当な法律や不正な事柄に対して、反対するだけでなく、善をもって悪に打ち勝つキリストの道を具現する態度や行動を積極的に支援すべきである」と明記します。ここに、主イエスに従い、暴力にさらされている人々を擁護するにあたり、善をもって悪に打ち勝つ姿勢と行動が示されています。

これら『聖書』の言葉と『信仰告白』の宣言から、私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は「暴力によって思い通りにしようとする行為」に反対します。

2022年11月23日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

第92回定期中会会議

神学・社会委員会が委員長名で公にした文書（2022年）

【説明】

日本中会は、第42回中会会議（1996年11月23日）において、「対社会的問題について、迅速な対応をするため」に「神学・社会委員長名で抗議文、声明等を出すこと」を承認しました。ただし、以下の三つの条件があります。

①中会内に共通認識のあることがらに限ること。②神学・社会委員会内で十分な議論を行うこと。③（対外的なことがらに責任を持つ）運営委員会に事前に報告すること。

この承認に基づき、神学・社会委員会は、対社会的問題に対して、多数の声明文等を出してきました。これらの文書は必ず次年度の2月中会会議で報告し承認を得ています。ですから、単に一委員会が出した文書ではなく、中会の信仰の告白であり、歴史的遺産であるということが出来ます。

今回は2022年に出された文書をまとめます。次号以降、過去の文書を掲載していきます。（編集者）

岸田首相による伊勢神宮参拝に抗議します

内閣総理大臣
岸田文雄殿

2022年1月4日に貴殿は、首相就任後初めて伊勢神宮を参拝し、神宮司庁における年頭の記者会見を行いました。

歴代首相による年頭の伊勢神宮参拝と、その後の神宮司庁における政府の記者会見が、あたかも新年の恒例行事であるかのように行われています。私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会神学・社会委員会は、このこ

とに対して「伊勢神宮参拝をしないように」要請します。理由は以下の通りです。伊勢神宮は、全国に8万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁の「本宗」で、皇祖神とされる「天照大神」を祀る宗教施設です。1869年の明治天皇の参拝から1945年の敗戦まで、国家神道の中心的存在であり、政府が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背負っています。

ことに伊勢神宮は、靖国神社とともに、かつて日本が犯した侵略戦争と植民地支配推進の精神的支柱でありました。そのような歴史を持つ伊勢神宮に貴殿が参拝することは、かつての侵略戦争と植民地支配を肯定し、軍国主義の復活を彷彿とさせ、再び、アジア諸国に脅威の念を抱かせるばかりでなく、アジア諸国に対する謝罪と悔い改めを表明している者らの善意をも踏みにじる行為であります。

また、このような宗教施設に首相が参拝を続けることは、一宗教法人である伊勢神宮と政府とが特別な関係にあり、参拝が内閣にとって不可欠なものとの印象を与えるものであり、日本国憲法第20条3項の政教分離の原則に違反しており、厳に戒められるべきです。戦後は1955年に鳩山一郎首相の参拝にはじまり、その後、しばらくは途絶えたものの、1965年1月4日に佐藤栄作首相が参拝をして以降、1995年の村山富市首相を除き、首相の伊勢神宮参拝が繰り返されてきました。私たちは、憲法に反する行為が継続して繰り返されている現状を深く憂慮します。岸田政権においては悪しき前例に倣わず、憲法を遵守し、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう切に求めます。

私たち、カンバーランド長老キリスト教会日本中会神学・社会題委員会は、この度の、貴殿の伊勢神宮参拝に対して強く抗議すると共に、今後、伊勢神宮や靖国神社その他諸神社への参拝だけでなく、一切の特定宗教への関わりをしないよう、抗議いたします。

2022年

1月24日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会神学・社会委員会
委員長 関 伸子

ロシア連邦大統領

ウラジーミル・プーチン殿

ロシアのウクライナへの軍事作戦に反対します

私どもカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(聖書:マタイによる福音書5章9節)という御言葉により、心から世界の平和を願い、どのような問題であってもその解決に武力(暴力)を用いることに反対してきました。

ですから、私どもは、今回の貴殿のウクライナへの軍事作戦に強く反対いたします。私どもは、一日も早くロシアが軍事侵攻を停止し、軍を撤退させ、すべての問題を話し合いのもとに平和的に解決することを願います。

貴殿の判断のもとに、2月24日、ロシア軍はウクライナの首都キエフを始めとした主要都市に向かって空爆やミサイル攻撃を開始し、ウクライナの軍事拠点だけでなく、結果として生活に不可欠なライフラインを破壊し、非戦闘員にも危害が及んでいます。ウクライナ民間人の死者は2千人を超え、犠牲者はさらに増えています。国連難民高等弁務官事務局 (UNHCR) は3月3日、ロシアのウクライナ侵攻を受けて近隣諸国に逃れた難民が100万人を超えたと発表しています。

今まで世界で起きた戦争の惨事を見つめるとき問題解決に武力を用いることは、民衆を巻き添えにし、難民を生みだし、女性や子ども、高齢者に至るまで大変な苦しみを与えたことは明らかなことです。

また、このような状態が続けば、問題の解決どころか貴国に対する憎しみが増長され、争いは世界の至るところに飛び火することが予想されます。憎しみは憎しみの、暴力は暴力の連鎖しか生まず、平和は決して造り出せません。

愛と平和の神が、貴殿に、武力によらない問題解決の道を探って行く知恵を与えてくださるよう祈ります。

2022年3月7日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

議長 唐澤健太

カンバーランド長老キリスト教会神学・社会委員会

委員長 関 伸子

【前文のロシア語訳】

Президенту Российской Федерации

В.В. Путину

Мы против военных действий России в Украине

Мы, Камберлендская пресвитерианская христианская церковь в Японии, исходим из слов: «Блаженны миротворцы, ибо они будут наречены сынами Божиими» (Библия: Матфея 5:9), от всего сердца молим о мире во всем мире, мы против применения военной силы (насилия) для решения каких-либо проблем.

Поэтому мы выступаем с категорическим протестом в отношении Ваших военных действий против Украины. Мы надеемся, что Россия как можно скорее прекратит военное вторжение и выведет свои войска, и что все вопросы будут решены мирным путем переговоров.

По Вашему решению 24 февраля российские войска нанесли авиаудары и ракетные удары по крупным городам, в том числе по Киеву, столице Украины, уничтожив украинские военные базы. Более того, они также разрушают

жизненно важные коммуникации, причиняют вред мирному населению. Число погибших граждан Украины превысило 2000 человек, число жертв увеличивается. Управление Верховного комиссара ООН по делам беженцев (УВКБ ООН) объявило 3 марта, что после вторжения России в Украину в соседние страны бежали более миллиона беженцев.

Глядя на трагедию уже происходивших в мире войн, становится ясно, что решение проблем с применением военной силы вовлекло массы людей, породило беженцев и причинило большие страдания всем, включая женщин, детей и стариков.

Кроме того, если эта ситуация будет продолжаться, ожидается, что ненависть к вашей стране скорее усилится, чем решит проблему, и конфликт распространится по всему миру. Ненависть порождает ненависть, насилие порождает лишь цепь насилия, достичь мира таким образом абсолютно невозможно.

Мы молимся, чтобы Бог любви и мира дал вам мудрость найти пути решения проблем без применения военной силы.

07 марта 2022 г.

Камберлендская пресвитерианская христианская церковь в Японии
Кэнта Карасава, Председатель Пресвитерии
Нобуко Сэки, Председатель теологического и социального комитета

安倍晋三元首相の国葬に反対します

2022年7月8日、安倍晋三元首相が参議院選挙のための街頭演説中に銃撃を受けて死去したことに哀惜の意を表します。暴力によって人間の命を奪うことは、いかなる理由であろうと許されないことであり、極めて遺憾です。

しかしながら、7月22日、貴殿が安倍元首相の「国葬」（国葬儀）を閣議決定したことに対して、私たちは抗議します。そもそも、国葬について定めた「国葬令」は1947年12月31日に失効しており、国葬を執り行う法的根拠がありません。

貴殿は、安倍元首相の国葬を、「民主主義を断固として守り抜くため」としています。しかし、国葬は、国家が主催し、国費をもって実施する葬儀であり、国家から功績が評価された「偉人」への弔意を、国民皆に強いるものです。人の死を悼み弔うという内面的な営みに、国家が介入することは許されません。その意味で国葬は、憲法19条で保障され、民主主義の根幹に関わる「思想及び良心の自由」と矛盾します。

安倍政権下で国民を重要な情報から遠ざける「特定秘密保護法」や集団的自衛権の行使を容認する「安全保障関連法」が強硬採決され、「防衛装備移転三原則」が閣議決定されました。また、森友学園、加計学園、桜を見る会、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）とのつながりなど、安倍元首相は解明が必要な問題を多く残しています。

従って、私たちカンバーランド長老キリスト教会は、安倍元首相の「国葬」に強く反対いたします。

2022年8月29日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会
神学・社会委員会 委員長 関伸子

法務大臣 吉川 禎久 殿

死刑執行に対する抗議および死刑執行停止の要望

「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。御子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである」(ヨハネによる福音書3章16節)。

私たちは、7月26日に執行された加藤智大死刑囚の死刑執行について、強く抗議し、今後死刑を執行しないように要望します。

私たちは、かけがえのない人間の命を奪う権利は誰にもない、と確信しています。

犯罪者の命を奪うことは、犯罪者が人の命を奪った行為の反復であり、これを認めれば、私たちは次の世代に「命を大切に」と語る資格を失うこととなります。

また、私たちは、「死刑は何も解決しない」と考えます。「死をもって報いる」死刑は社会に暴力の精神を育てるだけであり、犯罪の抑止には決して繋がりません。死刑は教育刑として刑罰に矛盾し、また冤罪の可能性や、裁判員や執行人たちに一生の心の傷を残すことから、認めることのできないものです。

死刑で遺族の心を真に癒すことはできません。私たちは、暴力の連鎖を断ち切り、「仕返しの精神」を社会から根こそぎにし、教育刑の徹底によって、加害者と被害者の間に、真の和解がもたらされることを望みます。私たちはあくまでも、自分の犯した罪を認め、反省し、真の謝罪をし、赦しを求める機会を犯罪者に与えること、犯罪者の更生と改心へとつながる、死刑以外の懲罰の方法を見出すことを求めます。

以上のことから、今回の死刑執行に強く抗議し、今後、死刑執行を行わないように、強く要望します。

2022年8月29日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会
神学・社会委員会 委員長 関伸子

第 191 回総会の教会憲法 2. 92、4. 2、6. 35 修正案への

日本中会の応答

2023 年 2 月 25 日

カンバーランド長老キリスト教会日本中会

主イエス・キリストの御名を賛美します。

世界のカンバーランド長老教会のキリストにある兄弟姉妹である皆さんに、日本中会からのご挨拶を申し上げます。皆さんがこの困難な時代にあっても、日々主に仕え、それぞれの地域にあつて宣教に励んでおられることに敬意を表します。

私たちは、主イエス・キリストの和解の福音によって救われ、キリストの絆によって結ばれて一つの神の家族とされていることに、大きな喜びを感じています。私たちの総会は、私たちがグローバルな信仰共同体であることを再確認する貴重な場であります。

さて、第 191 回総会において修正合同委員会に付託された修正条項に、私たち日本中会が抱えている懸念をお伝えしなければなりません。この議決を最終的に採決する前に、どうかアジアからの声を聞いて下さい。

カンバーランド長老教会信仰告白は、「聖書において、また、聖書を通して語られる神の言葉は、ナザレのイエスの誕生と生涯と、死と、復活の光のもとで理解されなければならない。」(信仰告白 1. 06) と述べています。主イエスは、律法を破っていると批判されても、神の意志を行いました。信仰告白が教えているのは、「イエス様だったら」という原理です。過去の文書にある規則を理由に誰かを排除するとしたら、それはこの原理に背くことです。どのような形であれ、教会の大切な家族である LGBTQ+ の人々を教会から排除

しようとする決議を正当化することはできません。私たちは、神の民として、人種、民族、国籍、言語、精神的また身体的な能力、そして性的なアイデンティティにおける違いを超えて生きるよう召されているからです。これらの多様性は、私たちの交わりを豊かにします。私たちは互いに受け入れ、愛し合い、神の国に生きるように招かれているのです。カンバーランド長老教会は、教会の分断を招くような論争的な事柄にはあえて単純な決着をつけないという知恵を用いてきました。聖書の特定の箇所を用いて、信仰と聖書解釈に多様な視点をもたらしてくれる一部の声を消し去ってしまうことは、私たちのやり方ではありません。私たちは分裂ではなく、キリストにある融和と一致を求める民です。主イエスに従って信仰に生きようとしている人に、この教会に留まることはできないと思わせることは、教会にとって何の意味もないばかりか、宣教の障壁にすらなることです。

それゆえ私たち日本中会は、第 191 回総会の修正合同委員会への付託条項を受け入れることはできません。私たちの総会が、主にあつて賢明な決断ができるよう私たちは祈っています。

【英訳】

Japan Presbytery's Response to the Proposed Amendments to the Constitution 2.92, 4.2, and 6.35 Praise the name of the Lord! We, Japan Presbytery, extend our heartfelt greetings to all our brothers and sisters in Christ of the Cumberland Presbyterian Church around the world. We salute you for your unceasing service to the Lord and for your faithful ministry in each region, even in these difficult times. It is our great joy that we are saved by the gospel of reconciliation in the Lord Jesus Christ and connected with you in the bond of Christ to be one family of God's people. Our General Assembly is a precious place where we reaffirm our identity as a global faith community. Now we of Japan Presbytery must share our concern about the constitutional amendments referred to the Joint Committee on Amendments by the 191st General Assembly. We beg you to listen to a voice from Asia before this matter is finally decided. The Confession of Faith of the Cumberland Presbyterian Church states that "God's word spoken in and through the scriptures should be understood in the light of the birth, life, death, and resurrection of Jesus of Nazareth" (1.06). Jesus always acted to do God's will even when he was criticized for breaking the Law. "What would Jesus do" is the principle our Confession of Faith upholds. If we exclude someone on the basis of rules in existing documents, we disobey that principle. Any resolution that would result in the exclusion of LGBTQ+ people, an important part of the church family, cannot be justified. For, as God's people, we are called to live beyond differences of race, ethnicity, nationality, language, mental or physical ability, and sexual identity. This diversity enriches our fellowship. We are invited to accept and love one another and live in God's kingdom. The Cumberland Presbyterian Church has always been wise not to make a simple judgment on controversial matters that could eventually divide the church. It is not our practice to use specific passages of Scripture to muffle some voices that offer diverse points of view based on their interpretation of our faith and its scripture. We are the people who seek reconciliation and unity in Christ, not division. If we should cause anyone seeking to live a life of committed faith in Jesus to think it is impossible to stay in the church, such an act is meaningless to the church, and even hinders our evangelistic efforts. Therefore, we, Japan Presbytery, cannot accept the proposed amendments referred to the Joint Committee on Amendments. We pray that our General Assembly will make a wise decision in the Lord

【説明】

第 191 回総会は、アーカンソー中会とカペナント中会からのメモリアルを承認し、教会憲法 2. 92、4. 2、6. 35、7. 02 の修正案を修正合同委員会に付託しました。これは信仰告白 6. 17「結婚は一人の男と一人の女の間のものであり、お互いに、そして子孫、社会に益するためのものである」を根拠に、このような結婚の範囲外にある性的関係にある者に対して、教職者としての、また各個教会の長老としての按手を受ける資格がないと定めるものです。

今後の経過としては、第 192 回総会において修正合同委員会からの検討結果が審議されることとなります。教会憲法 11. 4 にあるとおり、CPC および CPCA 双方の総会出席代議員の 4 分の 3 が賛成し、かつ両総会で承認の宣言がなされた場合は各中会に改正案を発議し、全中会の過半数が賛成することによって教会憲法の修正が承認されます。従って、第 192 回総会でどのような判断が下されるかが次の山場ということになります。

性的少数者を社会がどのように受け入れるかという問題は、周知の通り特に米国社会の中で大きな社会問題となり、政治的争点の一つになっています。またこのことは米国のみならず多くの国々の教会における問題ともなり、教会の分裂のきっかけになってもあります。日本のキリスト教界においても賛否さまざまな意見の応酬が起きています。そしてカンバーランド長老教会の総会にも社会の混乱がそのまま流入し、混乱が深まっています。非常に難しいのは、今回の教会憲法改正案に賛成する立場の者も反対する立場の者も、双方共に聖書を根拠としており、また信仰の上でのある本質的な問いを見ている点にあります。従って、双方妥協することができません。

しかし、例えば信仰告白では先ほどの 6. 17 の直前にある 6. 16 では「教会はさまざまな家庭のあり方の中で生活するもののあることを知り、これに仕える」と告白しています。或いは 6. 21 では「教会は、結婚しようとする者、親になろうとする者、そしてイエス・キリストを主とする家庭を築こうとする者たちを援助する責任がある」と述べており、教会は家庭を築こうとする

者たちを助け支えるべき存在であると捉えています。さまざまな家庭のあり方を形成しようとする者の中から、予めある特定の人を排除できるのでしょうか。また、これは少数者を取り囲む多数者のあり方が問われる問題であり、少数者に対する多数者からの差別の問題です。その文脈で考えると、偏見やステレオタイプに基づくカテゴリー分けをし、ラベルを貼り付けることの問題性も浮かび上がります。そして何よりも、確かに部分的に抜き出して読めば同性愛に否定的な聖書の言葉はあるものの、聖書全体の文脈から考えて、今私たちの教会の頭であるキリストはどこにおられて何をなさっているのか、そして誰に手を伸ばしておられるのかを見極める、愛とへりくだりに満ちた知恵が求められます。本件は高度に神学的な課題です。その根本は、キリストが私たちにしてくださったとおりに、ある人を信仰共同体から排除してはならないということにあるのではないのでしょうか。

この度一つの文書が承認され、アジアの片隅から声をあげようとしています。この声が路傍の石の叫び声として、カンバーランド長老教会に響くことを願います。

中会会議で承認された教会憲法修正案への日本中会の応答というのは、同性愛の人には教職者や長老、執事となる資格がないという条項を教憲に入れるという修正案が、昨年の総会に二つの中会から提案され、修正合同委員会を経て今年6月の総会にかかろうとしている、そのことに日本中会は反対する、という姿勢を表明したものです。性自認や性的志向を理由として人を排除するということは、すべての人を招かれる主イエスの教会としてふさわしくないこと、また、意見の割れる事柄について教会の分裂へと至らざるを得ないような決定をするのはカンバーランドの伝統にふさわしくないと訴えています。

【説教】

2021年10月10日（最後の主日礼拝説教）

説教題 「平和と信仰の愛があるように」 いくしま みちのぶ 生島 陸伸 牧師

聖書 エフェソの信徒への手紙 6章21-24節

懐かしいです。久しぶりにみなさんとお会いできて嬉しいです。この二ヶ月ほど、ちょっと体を壊しました。この10月10日にここの礼拝の依頼をいただいていたのですが、玉井先生が心配してくださいます、もし、教会に来られないようであれば、お宅でお話しすれば、インターネットでこちらの礼拝堂のスクリーンに映すことができると、心のこもった言葉をいただいたのですが、やっぱり、神様は御愛をもって、この礼拝を大変祝してくださっておられて、10日はどうやら大丈夫だと思って準備をしておりました。ところが、昨日、ひどい下痢をしました。私は祈りの中で、「お前の力じゃないよ、お前の言葉じゃないよ」と思われました。神様が御言葉から語らないと、神様が満たしているものでないと、礼拝にならないのだと、私の高慢をちょっとたたかれたような気がいたしました。でも、今日こうして元気で一緒に礼拝に参加できて大変嬉しく思います。そして、緊急事態宣言も解除されまして、神様はちゃんと見ておられるのだという思いがしまして、大変嬉しく今日の準備をしてきました。

今日はエフェソの信徒への手紙の6章21節から24節です。今日の説教を玉井先生に依頼されたのが今年の2月でしたから、まだ時間があると思っております、「エフェソの信徒への手紙の最後のところを楽しみにしております」という声がありまして、私の説教の記録を見ましたら確かにそうで、昨年9月27日に6章10節から20節まで終わっておりました。私はこのことで大変良い箇所を指摘されたと思いました。エフェソの信徒への手紙の最後の締めくくりをすることができることを感謝します。

6章21節からです。

わたしがどういう様子でいるか、また、何をしているか、あなたがたにも知ってもらうために、ティキコがすべて話すことでしょう。彼は主に結ばれた、愛する兄弟であり、忠実に仕える者です。彼をそちらに送るのは、あなたがたがわたしたちの様子を知り、彼から心に励ましを得るためなのです。

このエフェソの信徒への手紙はパウロさんの弟子のティキコが託されてエフェソへ持って行ったのです。使徒パウロは誰か他の人ではなくて、弟子のティキコに預けたことがわかります。パウロさんは鎖に繋がれている自分の近況を伝えるために配慮している感じが感じられます。エフェソの町にはパウロは二年間留まって福音を伝えました。毎日話をしたようです。エフェソはアジア州の町ですが、このアジア州の全ての人々がパウロさんの話を聞いたと使徒言行録に書いてあります。だから、エフェソでは大変盛んな伝道をしたわけです。そして、大変な人数の人たちがクリスチャンになったようです。病んでいる人がおると、パウロが自分の持っている手拭いをあてると癒やされるというほど、大変著しい信仰の働きがなされたことがわかります。そのことは使徒言行録 19 章 21 節からに書かれております。今日はあまりたくさん開かないで今日の聖書箇所に限って勧めていきたいと思います。

エフェソでは大変クリスチャンが多くなりましたが、反発する人たちもいて、暴動が起きたのです。その暴動のために危険を感じてパウロさんたちはそこを離れてエルサレムへと向かいました。エルサレムに着くとパウロはヤコブのところへ寄りましたら、そこに長老たちが集まっておりまして、パウロの異邦人伝道の様子を聞いたわけです。そして、「神を讃美した」と書かれておりますから、みんなが喜んだわけです。

そして、長老たちはパウロにあることを勧めました。それは、パウロのことを誤解して反発する人たちがおりましたので、誤解を晴らすために、丁度四人の誓願者がいたので、その人たちと一緒に神殿に行って誓願の儀式のための費用を出して、パウロの疑いを晴らすように勧めました。その四人の人たちの誓願の儀式は七日間だったようですが、それが終わる時に、そこにア

ジア州から来たユダヤ人がいまして、パウロを批難したのです。パウロは異邦人伝道をしていましたから、そのことで、パウロが異邦人を神殿の中に連れ込んだと、誤解して、批難し暴動のような騒ぎが起きました。ユダヤでは神殿の中に異邦人を入れるのは死罪に当たるのです。そのことを書いた札が入り口にあるわけです。暴動が起きたので、当時はローマの兵隊が神殿を警護しておりましたので、その騒ぎを鎮圧するために来て、パウロを群衆から引き離して鎖で繋いで逮捕しました。ユダヤ人たちはそれでも収まらずパウロを訴え出て裁判を求めました。そして、パウロを殺す陰謀などもありまして、結局パウロの裁判はローマで行われることになりました。使徒言行録によりますとパウロはローマに連れていかれて2年間、裁判を待っていたようです。その時にエフェソの人たちは囚われているパウロのことを心配していたわけです。パウロはそのことも心にあったのでしょうか、このエフェソへの手紙を書いたのです。

今日の箇所はこのエフェソの信徒の手紙の最後の締めくくりの箇所です。この箇所でパウロが鎖に繋がれている様子を知ることができます。パウロは「わたしが適切な言葉を用いて話し、福音の神秘を大胆に示すことができるように、わたしのためにも祈ってください。」と6章19節でお祈りの願いをしております。

通信技術の進歩した現代では、教会に行かなくてもテレビやインターネットの礼拝を見ることができますから、私にはびっくりするような社会になってまいりました。便利にはなりましたが、やっぱり信仰はテレビぐらいで見て、「終わったー」では、「ああ、そうか」で終わりになってしまうと思うのです。私は高座教会に来て牧師になって直ぐの頃、クリスマスとかコーラスの集会などのときに、南林間の町の人たちにチラシを配って廻りました。その時に、案内のビラをポストに入れれば簡単ですが、1件ごとにベルを押し、戸をたたいて、入り口を開いてもらって、丁寧に丁寧におじぎをして、「こういう楽しい集会がありますから、是非、いらしてください」というようにしてくださいと私は言いました。その頃は高座教会が大きくなってきましたか

ら、神学生が研修のために来ていたのです。その将来牧師になる勉強をしている神学生が、そのように一軒ずつ戸をたたきました。そして、帰ってきてびっくりしながら私に報告してくれました。「この町の人たちは本当に高座教会を大事にしていますね」と言うのです。「どうして?」と聞きましたら、戸を開いてくれたら、丁寧におじぎをしてビラを手渡して、「これにどうぞいらしてください」というと、「どうもありがとう、ご苦労さん」と言ってくれたと言うのです。他の町ではそんなことは言ってくれないと言うのです。こんな丁寧なところは、聞いたことがないと言うのです。南林間では「ご苦労さん」と言ってくれると言うのです。私は初めにビラを配る神学生や青年たちに、戸を開いてもらったら、おじぎをちゃんとして、素晴らしい集まりですから、是非、来てください」と丁寧と言ったら、「ふん」と言うわけにはいかないでしょう。たとえ集会に来なくても、みんなありがとうとか、ご苦労さんは言ってくれます。やっぱり顔と顔を合わせるの、ポストにぽんと入れたのとは違います。それは一つのことですが、やはり顔と顔を合わせて丁寧に話せば、たとえ来る気持ちがなくても丁寧に対応してくれると思うのです。そういうことで、やはり顔と顔を合わせることは受け取る側の気持ちが違うだろうと思うのです。テレビで30分の礼拝がありますが、それも確かに良いです。私は最初キリスト教は大嫌いでしたから、教会の門など絶対に入らないと思っていましたから、そういう人の中には「テレビなら、どういものかちょっと見てみよう」と思う人もあるかもしれません。そうすると、テレビも確かに良いです。でも、本当に信仰を育てようとしたら、やっぱりそれではいけないと思うのです。

今日の聖書箇所、パウロはティキコという弟子にエフェソへの手紙を持たせて、ティキコから直接「パウロ先生はこういうことをしている……。今は捕らえられているが、一軒家に番兵付きで暮らしていたので、訪問者もありましたし、自分を見張っている番兵たちにも主を証している。そのように伝道している様子を、この手紙だけでなく、実際にどのようなことが起きているかをエフェソの人たちに知らせてほしい」とティキコを遣わしたわけ

です。これは私たちも大事にしなければならない教えだと思うのです。ピラとか新聞の折り込みに入れたとか、そういうことだけでなく、一人一人に対して神様の恵み、キリスト様を信じていることはどういうことなのかを伝えることが大事なことだと私は思いました。

そこで、使徒パウロが選んで遣わしたティキコというお方についての紹介文があります。「彼は主に結ばれた、愛する兄弟であり、忠実に仕える者です」と。福音をいただいた者の姿は、主に結ばれた人なのだと言うことです。私たちが教会の中で、初めのうちは皆が親切だということは、私も経験しましたが、求道者が何回か来ますと、入り口での挨拶も簡単になるとか、声をかけてくれる人もあまりいないとか、牧師さんの説教も良くわからないとか、いろいろなことが出てくるのです。それは何を見ているかということ、人を見ているのです。これは信徒になりましてからも人を見ているいろいろなことが出てきます。教会の中は普通の人たちよりひどいとか、牧師さんの説教はテレビの中の説教よりわからないとか、色々出てきます。その批判はどこから出るかということ、人を見ているところから出てくるのです。教会の礼拝は、牧師さんはそれぞれ違うお方ですから、説教が違うところがあっても、仕方がないことです。一つにはならないです。神様はお一人お一人の牧師を通して神様のことを伝えようとしておられるのです。そのことに心を留めると、人の批判や説教の批判ではなくて、上を見ることがすごく大事なことです。使徒パウロが「主に結ばれた者」と言っております。このことを私たちは心に留めて置くことが大事だと思います。

そして、「忠実に仕える者」と言っております。私は牧師として長い人生を送ったわけですが、いつも自分の心の中に「仕える人でなければならない」と思っております。御言葉を伝えることも、人に接することも、仕える心が大事です。牧師が「教えてあげましょう」みたいになると困ります。私はそれがいやで、一番初めに入った教会の牧師さんが嫌いになったのです。上から目線で言われるのに腹が立ったのです。やっぱり、そうではなくて仕える人としてのお互いであることが大事だと思うのです。使徒パウロはティキ

コについて、この兄弟は父である神と、イエス・キリストに非常に熱心なお方であることをエフェソの人たちに伝えていることを見ることができると思います。

私たちが牧師さんからお話を聞き、聖書の解き明かしを聞いていく中で、私の経験ですが、先ほど私は最初の牧師さんが上から目線で言われるので嫌だったとお話ししました。そこで心に留めることは何かと言うと、イエス様がマタイの5章で、イエス様が良いと思われる信徒、あるいはクリスチャン、一人一人の働きについていろいろ言っておられます。その中で私の心にぐさっと来たのは、「バカとか、愚か者とか、あいつはだめな奴だ」とか言うことについて、それは相手を傷つけるということなのでしょう、そのことについてイエス様は「それを言う者は地獄に投げ込まれる」と言っております。ずいぶんきつい言葉です。私たちが教会の中で感じることは、あまり好感を持ってない人も出てくるでしょう。批判ばかりする人も出てくるでしょう。そういう中で、そういう人の言葉に応じてと言いましょうか、嫌な奴ねとか、バカだわねとか、どこか他にいけば良いのにねなどと思ってしまう私がちらっ、ちらっとしてくるとき、マタイ5章の「地獄に落ちる」という言葉が私の心に刺さるわけです。でも、そういうイエス様の御言葉の前に、実は、イエス様ご自身が十字架にかかって私たちの罪を贖ってくださったのです。本当は悪いのは私たちの方です。私たちの方が神様に贖いを持っていくのが私たちの立場です。造り主である神様の方は、それを受ける方の立場のはずです。悪いのは私たちの方ですから。でも、私たちは神様の方に持って行くものは何もないのです。むしろ、神様を無視しているような私があるわけです。その私のために、イエス様は神の座から離れて、人となられて、永遠の御方であるイエス様が私たちの罪を背負って十字架で贖いをしてくださったことを聖書は書いているのです。私は教会に来て新約聖書を読むようになって、また、教会に入って直ぐの頃からガリ版で週報作りを託されていたのです。だから、入った最初のクリスマスに牧師さんから「洗礼を受けたらどう」と言われたのです。私は「まだまだ」と言って避けたのです。私は2年間そう

いうことをやっていたのですが、使徒パウロがコリントの信徒への手紙一の15章8節からに書いていますが、

そして最後に、月足らずで生まれたようなわたしにも現れました。わたしは、神の教会を迫害したのですから、使徒たちの中でもいちばん小さな者であり、使徒と呼ばれる値打ちのない者です。神の恵みによって今日のわたしがあるのです。わたしに与えられた神の恵みは無駄にならず、わたしは他のすべての使徒よりずっと多く働きました。しかし、働いたのは、実はわたしではなく、わたしと共にある神の恵みなのです。

パウロは、自分は月足らずに生まれたような者、また、神の教会を迫害していた者、使徒の中で一番小さい者、使徒と呼ばれる値打ちのないものだった。そういう自分が、神様の憐れみによって使徒とされたのだと書いています。

私はここがいつも自分と重なるのです。パウロさんのように立派な者ではないけれど、私も小さな者だったのに、小さい、小さい、欠けの多い人間を牧師にして、どうしてあんな五百人もの礼拝ができるようにまで大きくしてくださったのか。それは神様の憐れみを見せるため、神様の御力の素晴らしさを見せるために、神様は私をお召しになりました。だから、神様は、生島という人物で五百人ではなくて、神様が一人一人を呼び集められたのです。その中で、上から目線ではなくて、先輩の信徒だからというでもなくて、みんながお互いに祈り合い、助け合い、また、信仰を深め合い、その中で、みんなが神様の方を向いていると、横の方は見なくて言い訳です。その見なくて良いところは、お互いの育てられた信仰で祈り合うことの中で交わりができていくわけでしょう。そういうことを神様は私に示したときに、一番小さい、神学校の中で一番だめだったと思っていた自分、その私を、高座教会の中に入れて、そして、私も妻も一緒になって、神様の方にみんなが向くようにしていただけて、大きな働きになっていったわけです。そのことを先ほどの6章23節に、

平和と、信仰を伴う愛が、父である神と主イエス・キリストから、兄弟たちにあるように。

と、パウロは最後にこの祈りをしております。この平和は、普通の人と言う平和は、争いがないこと、戦いがないことを言います。けれども、イエス様が言う平和はそうではなかったわけです。先ほど申しあげたように、「バカとか、だめな奴だ」と言う者に対してそれは地獄に落ちるのだと、言われたわけでしょう。そういうことがマタイ5章から7章に、敵を愛しなさいとか、いろいろ常識では考えられないようなことが言われています。けれども、それが神様が造られた人間像なのです。イエス様はそれを言っているわけです。それから見ると私たちには大変な欠けが見えるわけです。聖書を見ると、「私はできてないな」と思うことがたくさん出てきます。普通だとそれが自分の心のマイナスになってしまうのですが、その自分の欠けが見えたら、「このような私のために神の独り子が命を捨てるほどの愛で、私の罪を全部イエス様が背負われて十字架に架かれたのです。それで私は赦されたのです。こんな私、イエス様がおっしゃったことからずいぶん遠い私のために、それほどのごことをしてくださったお方によって、私と神様との間が通じて、祈ることができるようになり、聖書の御言葉から恵みを一杯受けることができるようになったのです。それはイエス様の十字架の犠牲による贖いで罪が赦されたから、これができるのです。そうすると、自分の小ささがわかればわかるほど、イエス様のなさってくださったことは何と大きいのだろうと言う感謝の中で、お隣にみんなから嫌われて追い出されたような人が来ても、私はこんなに小さい者なのに、イエス様から「私は命を懸けてお前を赦したよ」と言う言葉を聞いたら、その人に対しても、やっぱり「イエス様の御言葉だからやりますよ」と、言葉をかけられなかった人に言葉をかけるのです。そのように、「あなたが言われますから私はやりました」というようなやり方でも、イエス様はその私を祝福して、御霊の働きで育ててくださるのです。それはなぜかということ、同じ方向になったからです。自分を中心にしていた方向から、神様の方向へとちょっと動きましたら、聖霊が働いてくださるので

す。反対だったら働きようがないわけです。それが私たちの信仰なのです。ここで言う、「信仰を伴う愛」です。そういうことを言っているのです。そこに神様からの平和が感じられていくのです。変わらない神様の愛に満たされた感謝が、私の中に平和を造りあげてくるわけです。そして、それは神様からいただいたものなのです。信仰もそうです。イエス様を信じることも、私は二年間拒絶しましたが、教会の中で礼拝と夕拝と祈祷会を欠かさないうで、二年間牧師さんから「洗礼を受けたらどうか」と言われ続けても、それを受け入れることができなかったのです。けれども、気がついたら、私は聖書を神様の御言葉として信じて読んでいる自分に、あるとき気がついて、びっくりしたのです。私は嫌だ嫌だと言っていたけれど、私の心の中に神様は信仰をくださっていて、信じて聖書を読んでいる自分に気がついて、びっくりしました。もし、私たちが、自分が一生懸命に努力して信仰を持ったと思っていたら、信仰を持ってなくておろおろしている人を見たら、情けない人だなーと思うかも知れません。けれども、信仰を持ったのは、自分の努力ではなくて、神様からいただいたのだとわかって、「神様、私はあなたの大きな恵みをいただいて、信じて聖書を読んでいることにびっくりしました」と、そういうことの中で育てられていくのです。私の心とはまた違う、霊性が新しい命となって私の中に育てられていくのです。その霊性は私が礼拝に出席したり、毎日聖書を読むことで育てられていくのです。私たち夫婦も、朝、食事の前に聖書からお互いに恵みを受けて、感謝して祈ることで一日が始まるのです。そして、神様から大きな恵みをいただいて、その恵みの中で、私はどうしたらよいかを聞くのです。できなかつたら、もう一度イエス様の御前に出ると、できない私を赦し導いて、神様は私を捕まえて離さない御方だと、聖書の御言葉やいろいろなことを通して知らされると、「ああ感謝です、神様はこんなにまで私にしてくださったのだ」と思う。そうすると、できないでうろろしている人を見ても、「ああ、私と同じだ、神様がきっとこの人にも信仰を入れてくださる」と信じて祈っていくと、それが言葉になるのです。そのことの中で豊かな神様の愛が溢れる教会になっていくわけです。この辺が聖書

と信仰。罪と罰と十字架の赦しということが、旧約聖書の中から全部展開されていることなのです。私たちはそういう御方を、まだ信じてないときから恵みを先にいただいて、恵みの中に私を導き入れてくださったことを感謝するのです。

今日の聖書の箇所でも、使徒パウロはエフェソの人たちに、「平和と、信仰を伴う愛が、父である神と主イエス・キリストから、兄弟たちにあるように。恵みが、変わらぬ愛をもってわたしたちの主イエス・キリストを愛する、すべての人と共にあるように。」これはお祈りです。パウロはこの祈りをしているのです。私たちも、そういう繰り返しをしながら、丁度小さな子どもがわからなくて、困ったことをしてもお漏らしをしても、育てられていくのと同じように、私たちは教会の中でイエス様が十字架に架かって死んで復活して、新しい命を一人一人に与えてくださっていることを、教えられ育てられ祝されていくのです。醜いと感じても、それも、キリストの愛を知る恵みに変わってしまうのです。とんでもない重い出来事も、ひっくり返って全部が恵みに変わってしまうと言う、そういう信仰を私たちに託されています。それを、もういただいているのです。そうしたら、今度はこれを家族とか他の人にどういう風にして伝えていくかです。それは上を見ながらでないと、その人を見ていたらできなくなります。でも、その人ではなくて、神様の方を見ると、私がこんなにまで愛されている。それなら、「私もあの人にちょっと声をかけましょうか」となります。その人がどんなにひどいことを言っても、「あなたは嫌なことを言うわね」と言われても、その人を見たら言えなくなります。でも、イエス様の方を見ると、変な信仰を持ったり、自己中心だった私が、そのまままで赦されて愛されて、御言葉で忍耐強く育てられている愛を感じるのです。そうしたら、この人に対してもどうしたら良いかが段々とわかってくるということだと思います。

そういうことを今日の聖書の僅かな箇所でしたが、豊かな恵みを感じる使徒パウロの愛の姿に、私の心を打つものがあったのです。

お祈りいたします。

天の父なる神様、あなたからどんなに大きな愛をいただいているか、自己中心の自分を神にしている私を砕いてくださって、あなたを信じる者に造り変えてくださいました。嫌なことも辛いことも、敵と思うようなことも、全部が神様の慈しみに心を向けるためのあなたからの導きだと受け取ることができました。心から感謝をいたします。どうかこの一週間、絶えずあなたの御言葉に心を留めながら、主が育ててくださっている愛に従う歩みを歩ませてください。お一人お一人と御家庭の上に神様からの変わらざる恵みと祝福が豊かでありますようにお願いいたします。イエス様の御名によって祈ります。 アーメン。

「わたしたちの信仰と礼拝——その深い関係」

2022年10月16日 日本中会「礼拝を学ぼう」研修会での講演

田園伝道教会 牧師 あらせ まきひこ 荒瀬 牧彦

序 教会の中心はどこにある？

教会の生活においては、「礼拝が中心」であることにほとんどの人が同意するだろう。我々は礼拝中心の教会生活を重んじてきた。礼拝は我々の信仰生活の中心にある。しかし、礼拝を守ることを強調する割には、礼拝の中身について深く考えることは少ないのではないか。本日の研修会の目標は、礼拝の「中」に「心」があることを発見するということである。教会の中に、神のみ「心」、人の賛美と祈りの「心」、福音の核「心」があることを意識したいのである。我々の内に真実の神礼拝がささげられることがすべての前提であるが、そのことを十分弁えた上で、リタージェー（典礼・礼典・礼拝式）という器もまた重要であることを強調したい。その器に、神の語りかけと私たちの応答の交わりが盛られているのであって、礼拝の「心」がその器に既に込められていると言えるからである。

リタージェーの語源はギリシア語のレイトゥルギアである。これはラオス（民）とエルゴン（仕事、職務）の合わさった語で、「共同体のための奉仕」、「民の業」を指すものであった。聖書のギリシア語においては、旧約の祭儀を指す言葉として用いられた。この語が東方教会においては聖体礼儀（聖餐）を指す言葉となった。西方では宗教改革において改革派が礼拝式を指すのにこの語を用い始め、やがて他の教派も用いるようになった。現代においては、礼拝者全体の参与を求めていく立場から、「民の業」としての礼拝を強調するという意味もあって盛んに用いられている。

ワーシップとリタージェーの関係を言うならば、ワーシップは個人でも共同体でも、会堂でも家でも病院でも野原でも、またいつでもなすことができるが、それが共同体で一定の形を取ってささげられる時には、参加者が約束事

を共有してのリタージェーを持つことになる。つまり、リタージェーとはワーシップのために人々が集り、共通の理解と約束事を持って行う儀礼行為である。フロンティアでのリバイバルを背景に持つカンバーランド長老教会は、ノン・リタージュカル（非典礼的）な流れの中にあつた教会であると言えるが、20世紀の礼拝刷新運動の中で、リタージェーへの関心を高め、アメリカ合衆国長老教会との共同作業によって、1973年のThe Worshipbook、1993年のThe Book of Common Worshipと、エキュメニカルな礼拝研究を反映した礼拝式文を生み出してきた。我々は過去のナイーブなリタージェー・アレルギーを克服し、福音の豊かさを映し出す「豊かな」「美しい」「ふさわしい」リタージェーへを追求する時代を迎えている。

典礼の世界には、「祈りの法は信仰の法(Lex orandi, lex credendi)」という格言がある。信仰の法すなわち教義や教理が、祈りの法すなわち礼拝の形を作ってきたのではなく、神に与えられた礼拝の経験が先にあり、それが信仰の中身を作ってきたということである。礼拝が信仰を形成⇒信仰が礼拝に表出⇒その礼拝が信仰を形成⇒その信仰が礼拝に表出、というのが望ましい循環関係である。

日本における礼拝学のパイオニアである由木康が、礼拝のうちにある二つの原理、すなわち祭司的精神と預言者的精神について論じていることに触れておきたい。由木は、祭司性と預言者性のどちらかを取るのではなく、この二つの精神を緊張関係に置くことの重要性を指摘している。これは私たちが信仰と礼拝の関係について考える時に、忘れてはならないことである。教会の中心にある礼拝は、どんな時も変わらず続けていくべきものである。礼拝を守る責任者たち(牧師、長老、奏楽者など)には礼拝の恒常性を保っていく祭司的責任がある。礼拝は日常生活のリズムを作るルーティンでなくてはならない。馴染んだものが与えてくれる安心感・落ち着きというものを人間は必要とし、礼拝は変わらずそれを提供してくれる。そこは、いつも帰っていける実家であり、取り乱しそうな困難な時にも平安をもたらしてくれる。しかしそれだけではない。礼拝は同時に、日常の中にある非日常である。

我々が構えている「城」に外から、上から、「神の国」を投下してくるものである。礼拝は、それが福音を凝縮したものであるがゆえに、既知（もうわかっている！という）意識を壊す神からのチャレンジが内包している。それゆえ礼拝というのは、一方で「我らの礼拝」であり、しかし完全私物化してはいけないものなのである。

一つ象徴的な例をあげてみよう。礼拝堂での「私の指定席」というのは自分にとって大切な場所である。いつもそこで礼拝を守り続けている。生涯にわたってその場所を大切にする。これは信仰者の大いなる証しである。しかし、ある日曜の朝、初めて教会を訪れた知らない人がそこに座っていたらどうだろう。「そこは私の席です。どいてください」と言うのが礼拝者の取るべき態度か。そんなわけはない。その席に、神がその人を遣わして下さったのだ。その人は何も知らない人かもしれない。自分たちとは異なる神理解を持つ、気の合わない人かもしれない。しかし「私の席」にやってきたその人との出会いは、自分たちを揺さぶる何かをもたらすものなのだ。そのことに心が開かれていなければならない。

『礼拝とは何か』という本の中で、J・E・バークハートが「礼拝が持っているリハーサルという次元」について語っている。礼拝は、神の国で生きることの舞台稽古、それも衣装を身につけてのドレス・リハーサルをしているようなものだと言っている。私たちは古い自分のままでいるためではなく、神に与えられた新しい役に習熟し、その役に成りきるために礼拝というリハーサルに臨む。この主張から私たちが学ぶべきは、「礼拝は人間を新しくする」ということである。その視点からいうと、礼拝の価値というのは本質的には、それがどれだけ人間を新しくしたかによって測られるものなのである。

教会の中心は礼拝にある。礼拝の中心に福音がある。福音の中心に、神が人を新しくして下さる力強い御業がある。ならば、礼拝は、古い人間の頑なさをさらに強固にするためのものではない。私たちは自分の教会の礼拝について、それが神の国の到来のしるしとなっているかどうかを問わねばならない。礼拝に集っている人間たちは、同時代を生きているこの世の人間たち

から一つかみしてきたような者でありながら、礼拝共同体は社会の現実をただ反映・凝縮した集団「ではない」ものなのである。

1. 神と人との関係の凝縮としての礼拝

1) 目に見えないものが目に見えるものとして立ち現れる礼拝

以前教えていた短大での「世界のキリスト教」という授業では、世界の人々の様々な礼拝の様子を動画で紹介することから始めていた。ロシアの正教会やエジプトのコプト教会の荘厳かつきらびやかな儀式、ウガンダの小さな村の木の下で輪になって踊りながら賛美している人たち、韓国の巨大教会の美しい賛美、日本のプロテスタント教会で牧師が訥々と聖書を講じる姿——これらが皆同じ「キリスト教礼拝」なのか。驚く学生たちがいる。「同じ宗教ですか。」表面的にみると同じには見えず、礼拝というのがどのようなものかわからなくなってしまうのだ。その反応を見て、確かに人間の側の応答する様だけを見ていたら共通することがよくわからないということに気が付いた。肉眼では見えないが、これら世界中の異なる礼拝者たちは皆、神とお会いしているのだ。神の臨在があり、それに触れている人間たちがそれぞれの仕方ですべて応答している。礼拝行為の本質はまったく同じである。

私たちが家の中にいれば、外に吹く風は見えない。しかし、そこに木があって葉が揺れていれば風が吹いているのがわかる。鯉のぼりが風にそよいでいれば、風の強さを知ることができる。礼拝者はその葉っぱや鯉のぼりと同じことを礼拝においてしているのである。神がおられ、神からの風が吹いているがゆえに、礼拝者は動く。不可視のものを可視化する存在として私たちは礼拝する。しかし、樹木や鯉のぼりと異なるのは、自動的には動かないということだ。礼拝者が霊的に神と向き合い、その臨在に触れなければ、ぴくりとも動かない。したがって、「神とお会いしている」ことのリアリティに、礼拝のいのちはかかっている。とても簡単に言えば、礼拝を豊かにするための努力で最も重要なのは、「本気で礼拝する」ことである。礼拝者たちが皆「本気」で礼拝する時、礼拝の場の空気は変わってくる。「アーメン」一つと

っても、その重さと強さが変わってくる。

由木康は教会の礼拝を「聖書に示された神と神の民である教会とが公に全体として会見することである」と定義した。これは身が引き締まるようなことではないか。礼拝において私たちは確かに、神の民という共同体として、神様とのフォーマルな会見の場に臨むのだ。そのリアリティを大切にしたい。礼拝は大事なことを学ぶ場であるが勉強会ではない。礼拝は自分の霊的アンテナを育ててもらふ場であるが自分のための霊性開発レッスンではない。憧れの御方、恩人である御方との大事な面会の時間なのだ。大切なお客様を家にお迎えする時のことを考えてみるとわかりやすい。玄関に走っていき、お辞儀し、迎え入れ、おもてなしして、その言葉に耳を傾けるではないか。礼拝の中の所作というのはそのようなものだ。したがってリタージューにおける（立つ座るも含めた）身体的表現も象徴的な重要性を帯びる。そのこともまた、信仰と礼拝の関係の一側面である。

2) 神から動き出す出会いのドラマとしての礼拝

礼拝とは、救済史という歴史の舞台で演じられる福音のドラマである。『カンバーランド長老教会信仰告白』の中の「礼拝指針」は、その前文において、次のように述べている。「神を礼拝するとは、御自身を私たちに啓示され、私たちを招集し、御自分の民であると宣言された神に対する従順を行いに現すことである。礼拝の創始者は神であり、礼拝の中心は神である。神、そして神の救いと創造の御業は、礼拝の対象でもあり、また主体でもある。礼拝することは、福音を余すところなく豊かに、しかも簡潔に、再現することである。」

重要なポイントを三つに集約すると次のようになる。a. 神の行為が第一にある。礼拝のイニシヤティブは神にある。b. 私たちの応答がそれに続く。もちろん肉眼で見えるのは私たちのなしていることだけであるが、しかし礼拝の隠れたフォーカスは神にあてられるべきである。c. 礼拝とは福音を再現（re-enact）することであり、礼拝は「礼典的ドラマ」（礼拝指針 p. 116）で

ある。

礼拝がドラマであるとするれば、礼拝者とは何者であるのか。ドラマを見せてもらう観客化。否。「礼拝者は、少数の人々がすることを眺める観客ではなく、神と神に呼び出された人々が出会う相互的な行為に、礼拝司式者と共に関与する参加者である。」（礼拝指針 p. 117）

ドラマには脚本がある。礼拝には、礼拝式順・式文がある。いわゆる式文として成文化されたものを持たず、聖霊の導きに委ねる自由度が高い礼拝伝統もあるが、そこにおいても、礼拝者が暗黙のうちに了解している、書かれていない大よその筋書というのは存在する。台本がある。しかし、真の生きた芝居がそうであるように、ドラマは毎回異なるものになる可能性を秘めている。演劇や音楽公演においてライブ・パフォーマンスが一回ごとに異なるものになるように、礼拝も毎週同じではない。先に述べたように、ルーティンとしての恒常性と、一回切りという特殊性の緊張関係を大事にしたい。

礼拝はドラマという命題からは、準備の重要性ということも導き出せる。「準備からすでに礼拝は始まっている」とも言える。準備に時間をかければかけるほど、受けるものも大きくなるというのは、たとえばクリスマス・イブの燭火礼拝など特別な礼拝の経験から知られていることであろう。手数をかけ、期待し、緊張し——成功し、あるいは失敗し——意図した通りにうまくいった喜びがあり、あるいは意図しなかったハプニングゆえの恵みがあり——充足や脱力、感謝や後悔を味わいながら、また次へと向かうのである。

「変なことを考えるな」と思われるかもしれないが、最近私が考えているのは、「礼拝鑑賞・礼拝批評」を教会生活の営みの中に持ち込めないか、ということである。大不評を買っているNHKの朝の連続テレビドラマをネタにしての、SNSで「〇〇反省会」が盛り上がっている。それを読むと、出来の悪いドラマも、突っ込みながら見ると面白くなるということがわかる。受け手は実に細かく、実に鋭く、ドラマを見ているのである。そしてそれは、良いドラマを見た時にはそのすぐれた点を見てとり、その素晴らしさを表現する言葉を共有するという楽しさに至る。礼拝に関して、「説教後の賛美歌の選

扱は実には的確であった」(あるいは「はずしていた」とか、「今日の生花は礼拝のテーマにピッタリであった」、「聖書朗読がよく聞き取れた」といった振り返りができれば、より礼拝の質は高められ、参与の感覚も強まっていくのではないだろうか。もちろん、それは奉仕者に「うるさいことを言われるのであれば奉仕したくない」という気持ちを抱かせる危険もあるので、実際に行うのは簡単なことではないが、各人が頭の中で「鑑賞・批評をしたらこういうことが言える」といった想定をすることはすぐにできるだろう。

3) 礼拝と神学

礼拝には神学が込められているし、神学は礼拝でこそ瑞々しい果実を結ぶ。ヘイゲマンはその著書『礼拝を新たに』の中で、Gerardus van der Leeuw というオランダの歴史家・宗教学者の次のような言葉を紹介している。「リタージーという指を使う者はすぐに神学という手の全体を動かす。」礼拝という信徒が日常的に行っている実践と、神学という一部の限られた者だけが従事するように思われる難解な営みはまったく別物であるかのように受け止められがちである。しかしそうではない。先に述べたように、歴史的順番としては、礼拝(祈り)における神の経験が先にあつて、教理の形成、さらに教義の形成がなされてきた。そしてその反対の動きとして、教理・教義が礼拝の理解に修正を与え、礼拝行為に変化をもたらすということも起こってきた。旧約聖書におけるバアル礼拝への警戒が見られ、強い批判がなされるのは、人間が神のみどころではなく自分たちの求めるものや恐れるものを神像に投影し、自分たちの欲求によって神礼拝を歪めていってしまう自分たちの罪をよく知っているからである。そのような人間の傾向は、今でも絶えず存在する。だからこそ、礼拝実践を批判的に考え、土台を提供していく神学的吟味が必要とされる。人は自分の求めを形にし、一度形にしてしまうと今度はそれに支配される。神の言葉に立つ信仰に繰り返し立ち帰らなければならない。健全な関係は、礼拝によって神学(信仰)を形成され、神学が礼拝を新たにするという関係である。

4) 礼拝の構造とわたしたちの信仰生活

a. 神の自己贈与と人の献身の呼応関係

礼拝には神と人との間の呼応関係によって作り出されるリズムがある。そのことを意識したい。礼拝順序はそのリズムに沿うものなのである。それを単純化すれば以下のようなものである。

神が	人が	礼拝行為
呼び	招かれ	参集
集め	集い	開会
臨在し	賛美し	開式賛美
赦し	悔い改め	罪の告白と赦しの確証
喜び	感謝し	頌栄
語り	聴き	説教
受け入れ	応答し	応答賛美・信仰告白
食卓に着かせ	ささげ	奉献・食卓への招き
受け入れ	想起・感謝し	聖餐祈祷
養い	食べて飲み	パン裂き・分餐
聞き上げ	祈りをささげ	共同の祈り(とりなし)
祝福して	祝福され	派遣と祝福
遣わす	出掛けていく	退堂

上の呼応関係のうち、可視的なのは上の中央列にある人の行為だけであるが、それより前に神の働きかけ（左の列）があることを忘れないようにしたい。

b. 礼拝と宣教の関係——イザヤ書6章の礼拝モデル

礼拝は、神と人との関係を凝縮して映し出しているという点についていうと、イザヤ書6章の預言者イザヤの召命の記事を礼拝のモデルとしてとらえることができる。神と人が出会い、神の言葉によって人がゆるされ、新たに

され、遣わされるという流れが、イザヤの召命体験と符合しているのは大変興味深いことである。聖餐は含まれないが、それ以外の礼拝の主要な要素を読み取ることができる。

- 1 節「わたしは……主が座しておられるのを見た。」＝神との出会いの場へ、
- 3 節「聖なる、聖なる、聖なる万軍の主。」＝聖なる神を賛美する、
- 5 節「災いだ……わたしは汚れた唇の者。」＝罪を告白する、
- 7 節「あなたの咎は取り去られ、罪は赦された。」＝赦しを受ける、
- 8 節「わたしは主の御声を聞いた。」＝ケリュグマ（宣教・説教）を聴く、
- 8 節「わたしがここにおります。わたしを遣わしてください。」
＝応答（献身）する、
- 9 節「行け。この民に言うがよい。」＝証しの場へと派遣される。

c. 礼拝の全体構成と神学

既に述べた通り、礼拝の構造は神が私たちと結んでくださる関係を反映している。それゆえ、礼拝の構造のうちにキリスト教神学の重要主題を見出すことができる。2005年に米国で出版された『より深いハレルヤ神学と礼拝のハーモニー』（リアン・ヴァン・ダイク編）という本は、次のように対応関係を見て、それぞれの章の結びを賛美歌の歌詞によって行うという興味深い取り組みをしている。

開会——三位一体論

キリスト者は父・子・聖霊の神の交わりに招き入れられ、三位にいます
神を礼拝する

罪の告白と赦し——罪論と恩寵論

聖なる神の前で罪を知り、赦される恵みを知る

み言葉の宣教——啓示・キリスト論

言なるキリスト⇒聖書⇒説教

信仰告白と共同の祈り——教会論

信仰という岩に立つ教会は、祭司として祈る

聖餐——終末論

主の晩餐は、神の国を先取りする祝宴
閉会・派遣——キリスト教倫理

礼拝の恵みはそこから送り出された者の生において実を結ぶ

もちろん、神学の重要主題は礼拝のある一部分だけにおいて排他的に表現されるというものではない。また、礼拝の一行為は上にあげた神学主題だけを担うものではなく、複合的である。(たとえば、上にはあがっていない「宣教論」や「エキュメニズム」は、「みことばの宣教」にも「信仰告白と共同の祈り」、また「閉会・派遣」にも結び付けられるであろう。)しかし、上のような整理をすることによって、礼拝の中でキリスト者は神学をするよう招かれているし、そのために必要な材料は聖書朗読と説教だけでなく、祈りの言葉や賛美歌やパンや杯など、礼拝内の様々な要素を通して与えられている、という洞察を得ることができる。

2. 礼拝と賛美歌

1) なぜ歌うのかを考える

コロナ禍の中、「短縮礼拝」を迫られる中、また歌唱行為は感染の危険性を高めるということが指摘される中、賛美歌はどう扱われたか。賛美歌をすべてなしとする、計4つ歌っていたのを3つに減らして、どれも1節のみ歌うようにした、歌うことはせず奏楽を聴きながら歌詞を黙読するようにした、など様々な対応がなされた。特に「1節のみ」という方策を取った教会は多いようだ。私はこのことに疑問を感じている。それはあまりに乱暴な扱いではなかろうか。「賛美歌は一律に1節のみ」といった扱いができるものなのだろうか。

感染症拡大によって「歌う」ことへの制限がかかった時、私たちは根本的なことを問われたのである。そもそもなぜ礼拝において私たちは「歌う」のか？ 賛美をささげるには言葉の朗読でも、あるいは口から言葉を発することなくただ心で、という道も取り得るのだ。

教会はなぜ「歌う」のか？現時点での私の答えは四つにまとめられる。第

一は、大前提を据えるような議論になるが、「天地に音楽が満ちているから」という理由である。天から流れてきて地にあるものの魂の底で共鳴している調べがある。誰に倣わなくても既に神から与えられていて、神と人が互いを喜び合う架け橋としての音楽がある。

あと三つの理由は人間（教会）の側の目的から来ることである。第二の理由は「ともにするため」。キリスト教礼拝の大きな特徴はその共同性である。礼拝が共同の行為であるがゆえに、様々な声の集まりが「一つの息」でささげられなければならない。したがって、いくら美声でも、いくら大きな声でも各自が勝手に歌っている状態であるなら歌う意味がない、ということになる。第三の理由は「ふるわせるため」。歌うことは声帯を振動させ、声で空気を振動させ、空気の振動により鼓膜や皮膚を振動させ、それが体全体の振動となって感情を震わせ、魂を震わせる。第四の理由は「しみこませるため」。音楽によって大事なことが自分の深部へと浸透していく。音楽が関わっての内部浸透は、容易に消えることができない。初代教会の人々は印刷された聖書や教理入門書を各自が持っていたわけではないが、しかし、聖書の告げることを誤りなく伝承していくことができた。それは彼らが歌によって言葉を正しく継承したからである。

キリスト教礼拝の特質ということと歌うことには深い関係がある。そして神の民が神を礼拝することにある共同性と祝祭性、そして伝達への責任が歌を求める。このことを押さえた上で、礼拝の中での各歌唱行為の必然性を考えてみたい。

2) 礼拝の中での必然性を問う

自分の教会の礼拝順序の中での「賛美歌」を一つ一つ検討して見て頂きたい。置かれている場所によって、役割はそれぞれ異なるはずである。礼拝の始めに置かれた賛美歌は、集められた民が神をほめたたえて歌う文字通りの「賛美」歌であろうし、罪の告白に続けてキリエを歌うならそれは悔い改めの祈りである。聖書朗読と説教の間に歌うものは「み言葉を聴かせてくださ

い」という祈り、あるいは、その日の聖書箇所のパラフレーズであろうし、説教後の賛美歌は会衆の応答（信仰告白）の意味を持つであろう。派遣の部で歌う賛美歌は、宣教の使命を互いに確認しあうもの、あるいは出かけていく者たちへの神の祝福を与えるものである。一緒に歌うという外見的な動作としては皆同じでも、歌っている中身は賛美、感謝、懺悔、聖書のことば、証し、とりなし、祝福など、様々なのである。

なぜこの賛美歌を礼拝の中のこの場所で歌うのか。その理由が誰にとっても不明瞭であったり、逆に、その賛美歌が礼拝の流れを妨げるようであるなら「歌わない」ことも一つの適切な選択となり得る。会衆は「歌えと指示されたから歌っている」状態であり、また指示した礼拝指導者にも確たる根拠がなければ、賛美歌を歌う行為が礼拝を活かしているかどうかかわからない。（もちろん、人の愚かさや間違いをも用いて恵みを与えられる神がおられるのであるから、賛美歌は何らかの仕方で礼拝に用いられるのであるが。）歌うことへの必然性について、より意識していきたい。

3) ある節だけを抜き出して歌うのは適当か否か

これはコロナになってから、改めて問われていることである。私の答えはイエス・アンド・ノーである。イエスと言えるのは、「この節の内容を共有したい」と特定の節を歌うことで、歌う理由がより明瞭になるということからである。「このフレーズがあれば十分」という場合はそれを含む節だけ利用することができる。（例：『21』 9 1 を 1 節だけ歌うことにした。派遣の歌はできるだけ短くしたいし、1 節の言葉によって礼拝者は元気に出ていけるので。）ノーと言わねばならないのは、その賛美歌の意図を損なってしまうような場合などである。ある賛美歌は、起承転結の構成がはっきりしており、全部の節を歌って初めて成り立つ。一部だけ抜き出すと不十分、不適切になる。（例：『21』 3 5 2 は父(1 節)・子(2 節)・聖霊(3 節)、そしてひとりの神(4 節)をたたえている三一論のテキストである。『21』 2 0 0 は、物語として語り通すことが必要。）

以上のように、礼拝の中での賛美歌の使い方については、「一律に」、そして「簡単に」決めることができない。一つ一つの歌詞をよく読んで、それぞれに判断する必要があるのである。もっと賛美歌を大切に扱おう、と呼びかけたい。

3. 新型ウィルス感染拡大が教会に突き付けたもの

研修会においては、「集えない」オンライン配信を始めたことで見えてきたもの、「歌えない」ことからもたらされた賛美歌の「ことば」の再発見、「聖餐ができない」ことから再発見された霊的陪餐という補完手段、そしてその先にあるオンライン聖餐という問題、などに言及したが、そこで語ったことの記録が手許に残っていないので、割愛させて頂く。これらの議論に関心のある方は、荒瀬牧彦編『コロナ後の教会の可能性 危機下で問い直す教会・礼拝・宣教』（2023年・キリスト新聞社）をお読み頂きたい。

4. リタージカル・フォーメーションを通しての

信仰と宣教のフォーメーション

ここまで、自分たちの信仰・神学と礼拝の様式や中身には深い関係があるということ論じてきたが、それがいつも適切で有機的な形で対応しているとは限らない。気が付かないうちに、信仰の中身と礼拝のあり様が乖離していたり、ねじれた仕方結びついていたりということも起こる。自分たちの礼拝の検証は、より豊かな礼拝を目指す上で必要な作業である。リタージカル・フォーメーション（礼拝を形成していく営み）は、信仰と宣教の形成と別物ではない。礼拝を皆で造り上げていく過程を通して、教会が形成され、信仰が育てられ、宣教を強くしていく。それが理想である。自分たちの礼拝を観察し、強みと弱みを見出し、ここから先に必要なものを考えるという作業をするために、問うべき問いは何だろう。次のようなものが考えられる。

- ・私の教会の礼拝は、どこが豊かか。どこが弱いか。
- ・自分たちはどこに最も強く神との交わりを感じているか。
- ・ストレスを感じるところ、神との交わりを妨げていると感じる点はある

か。

- ・外に向かってどれだけ開かれているか。アクセシビリティはどうか。
- ・神の創造された人間の多様性を反映しているか。包摂的（インクルーシブ）か。
- ・今の礼拝に困難を感じている人の思いを聞いているか。
- ・世界が抱えている問題を礼拝の祈り・課題としているか。

また、上にあげた問いとは別に、より現実的なレベルの事柄に関して、答えを出さねばならない時がある。ある慣習をめぐる疑問が生じ、異なる意見がぶつかって論争になったというような時に、教会らしいやり方をもって誠実に取り組むというのも、リタージカル・フォーメーションの使命である。とても具体的なことも神学的に考えれば、今まで深く考えていなかったような礼拝中の習慣や行為に「心」を入れる可能性が生まれる。たとえば、「献金皿はどこに置いておくのか」をめぐる、「最初から聖餐桌／祭壇に置いておくべきだ」という意見と、「奉献において献金が集められた時に卓上にささげられるべきだ」という意見がぶつかったとする。献金皿は向こう（神の側）からこちら（礼拝者の側）に向かってやってきて、献金を要請してくるものなのか。それとも、私たちが感謝をこめて用意して、こちらからお献げするものなのか。どちらが奉献の行為としてふさわしい象徴になるのか。聖書から考えるとどうか。歴史的に見て初期教会はどうしていたのか。その後の奉献の歴史はどうか。そのように順を追って考えていくときに、取るべき道はおのずと見出されていくだろう。献金皿の置き場所一つだって、信仰の姿勢を育てていく一つの材料になるのである。リタージーという指をつかんだものは、神学という拳を握む。イエス・キリストに従う私たちの信仰と、私たちの休むことなき礼拝の積み重ねを深くしっかりとつなげていきたい。

カンバーランド長老教会の信仰告白改訂から見る宣教論

宣教研究所 所長 かつき しげる 香月 茂

はじめに

教会において、イエス・キリストの福音を宣教することは、最も大切なことです。そこで、この小論においては、私たちの教会—カンバーランド長老教会—が、どのようにしてアメリカで誕生し、いかに主の福音を宣教していったのか、歴史的な歩みを通して概観し、私たちの教会の宣教の特徴をまとめました。

1. 宣教¹の命令

宣教の命令は、イエス・キリスト御自身によってなされました。

「あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしてください。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。」(マタイ 28:19-20)

他の箇所：マルコ 16:15-16、関連箇所：ルカ 24:46-47、ヨハネ 20:21

2. 宣教の種類

ギリシア語の「κ η ρ υ σ σ ω」(ケーリュソー)は通常「宣教する」と訳されますが、その名詞形は「κ η ρ υ γ μ α」(ケリュグマ)であり、この言葉を共観福音書の中では、イエス以外が語る場合は、「説教」と訳されています。ですので、主の弟子やパウロ、その他のキリスト者の「説教」も、「宣教」と考えることができます。こうした観点から、私たちの教会が何を宣教したのかという視点から考えると、「宣教論」は、私たちの教会が何を説教してきたのかを論じたものでもあります。

1 「宣教」の定義については、本紀要『『宣教』という言葉の理解について』(p.4)を参照してください。

3. 宣教と内容

宣教とは、キリスト者がイエス・キリストの福音を語ることによって行われます。

「信じたことのない方を、どうして呼び求められよう。聞いたことのない方を、どうして信じられよう。宣べ伝える人がいなければ、聞くことができよう。遣わされないで、どうして伝えることができよう。『良い知らせを伝える者の足はなんと美しいことか。』と書いてあるとおりです。」(ローマ 10:14-15) (『内はイザヤ書 52:7 引用)

1) イエスによる宣教

イエスは、初めに「天の国は近づいた」と宣教され、ガリラヤ中を回って、諸会堂で教えられました。このように自ら出かけて行き、また「向こう岸に渡ろう」と言って未だ宣教されていない地へ向かって出かけ、宣教されました。

2) 洗礼者ヨハネによる宣教

ヨハネは、ヨルダン川から離れず、この地で「悔い改めよ、天の国は近づいた」と宣教しました。

3) イエスの十二弟子による宣教

ペトロは、ペンテコステの日に初めて、以下のことを説教しました。

「ナザレの人イエスこそ、神から遣わされた方です。」

「神は、イエスを死の苦しみから解放して、復活させられました。」

「わたしたちは、イエスの復活の証人です。」

「イエスは、神の右に上げられ、約束された聖霊を御父から受けて、わたしたちに注いでくださいました。」

「神は、イエスを主とし、メシア（キリスト）とされました。」

4. 初代教会による宣教

イエスの弟子たちは、ペンテコステの日に、約束されていた聖霊を頂き、その力によって、イエスの十字架の死と復活の出来事を説教し、その日に多くの人々がイエス・キリストを信じ、洗礼を受けて教会が誕生しました。その後、教会では定型文の「宣教の言葉」が確立し、宣教されました。

1) 教会の「宣教（ケリュグマ）の言葉」

パウロは言っています。「最も大切なこととしてわたしがあなたがたに伝えたのは、わたしも受けたものです」と。

以下は、パウロが受けた「宣教の言葉」です。

「キリストが聖書に書いてあるとおおり、わたしたちの罪のために死んだこと、葬られたこと、また、聖書に書いてあるとおおり、三日目に復活したこと、ケファに現れ、その後十二人に現れたことです。」

(I コリント 15:3b-5)

2) 初代教会による信仰告白

初代の教会は、いくつかの「信仰告白」を表しました。その中から三つ記します。

「福音は、神が既に聖書の中で預言者を通して約束されたもので、御子に関するものです。御子は、肉によればダビデの子孫から生まれ、聖なる霊によれば、死者の中からの復活によって神の子と定められたのです。この方が、わたしたちの主イエス・キリストです。」(ローマ 1:2-4)

「何と言われているのだろうか。『御言葉はあなたの近くにあり、あなたの口、あなたの心にある。』これは、私たちが宣べ伝えている信仰の言葉なのです。口でイエスは主であると公に言い表し、心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら、あなたは救われるからです。実に、人は心で信じて義とされ、口で公に言い表して救われるのです。」(ローマ 10:8-10)

「キリストは、神の身分でありながら、神と等しい者であることに固執しようとは思わず、かえって自分を無にして、僕の身分になり、人間と同じ者になりました。人間の姿で現れ、へりくだって、死に至るまで、それも十字架の死に至るまで、従順でした。このため、神はキリストを高く上げ、あらゆる名にまさる名をお与えになりました。こうして、天上のもの、地上のもの、地下のものがすべて、イエスの御名にひざまずき、すべての舌が、『イエス・キリストは主である』と公に宣べて、父である神をたたえるのです。」(フィリピ2:6-11)

3) パウロの信仰告白

「兄弟たち、既に眠りについた人たちについては、希望を持たないほかの人々のように嘆き悲しまないために、ぜひ次のことを知っておいてほしい、イエスが死んで復活されたと、わたしたちは信じています。神は同じように、イエスを信じて眠りについた人たちをも、イエスと一緒に導き出してくださいます。」(Iテサロニケ4:13-14)

他にもIテサロニケ1:10、IIコリント5:15、ローマ8:11, 34、エフェソ1:20など、

5. 教会の使命

教会の大切な使命は、イエス・キリストの福音の宣教です。宗教改革者ルターやカルヴァンは、「正しい教会は、正しく御言葉が語られ、正しく聖礼典が行われていること」と教えています。

「キリスト教会の真の一致のためには、福音がそこで純粋な理解に従って一致して説教され、聖礼典が神のみことばに従って与えられるということだけで十分です。」(『アウグスブルク信仰告白』第7条 教会について)

「教会では、聖なる福音が純粋に忠実に説かれ、告げられ、聴かれ、守られ、さらに聖礼典が正しく執り行われていることです。」

(『ジュネーブ教会信仰告白』第18条 教会)

6. カンバーランド長老教会の別称

私たちの教会は、アメリカで誕生した教会です。17、18世紀、ヨーロッパからアメリカに多くの移民が渡り、東海岸からさらに内陸部の西部へと開拓していきました。そのような時代に、既に開拓されている地方と、まだ開拓されていない地方の境にある地域をフロンティアと呼びました。そうした地域に、私たちの教会の先達者・伝道者が率先して入り、そこで熱心に宣教に励んだことから、「フロンティアの教会」と呼ばれるようになりました。

7. カンバーランド長老教会の誕生と『1814年版 信仰告白』

私たちの教会は1810年2月4日に誕生しました。教会の創立者は、アメリカ合衆国長老教会の教職者でしたが、その教会の信条であった『ウエストミンスター信仰告白』の中に表された幾つかの教理をどうしても受け入れることができませんでした。

それらは、

- (1) 無条件的な二重予定説。すなわち「神が永遠から無条件的にある者を救い、ある者を滅びへと選ばれた」とする教理。
- (2) 限定的な贖罪説。すなわち「キリストは神が救いに選ばれた者たちだけのために死なれた」とする教理。
- (3) 聖霊の限定的活動説。すなわち「聖霊は選ばれた者の上のみ救いをもたらすものとして働くのであり、その働きは選ばれた者にとって不可抗力のものである」とする教理。

カンバーランド長老教会の創立者たちは、これらの教理を「決定論」(宿命論)と主張しました。

(1983年9月15日 中会役員研修会 J.B.アービー師の講演内容)

私たちの教会の創立者たちは、最初の『信仰告白』を1814年に表しました。

それは次の通りです。

- (1) 永遠の遺棄（滅び）はありません。
- (2) キリストはある一部の人のためにではなく、全人類のために死なれました。
- (3) 幼くして死んだ者は皆キリストにより、また聖霊の聖めによって救われています。
- (4) 神の御霊は、キリストの成し遂げた贖罪の及ぶ範囲、すなわち全世界において働いています。それゆえ、あらゆる人に弁解の余地はありません。

この信仰告白で、私たちの教会の創立者たちは、「キリストは、すべての人のために死なれた」という教理を強調し、説教しました。このような信仰表明によって、教会の宣教がより一層、熱心にされるようになりました。なぜなら、「キリストは、決して一部の人のためだけに死なれたのではなく、すべての人のために死なれた、あなたがたのためにも死なれた」と確信して宣教したからです。この頃、アメリカでは第二次信仰復興運動が起こっています。その運動が起こった地域は、「西部開拓」の玄関口だったケンタッキー州でした。この地域こそ、私たちの教会が数多く誕生したフロンティアの地だったのです。カンバーランド長老教会の歴史を記した **A People Called Cumberland Presbyterians** には次のように記されています。

「カンバーランド長老教会は、もっぱら宣教的な教会なので、その最も重要な活動は説教に関係するものであった。」² (ch 11 p. 189)

「贖罪の普遍的性質は、信仰復興運動の説教の中で絶対的なものだった。」³ (ch 16 p. 285)

私たちの教会の創立者たちが、ウエストミンスター信仰告白に表された

2 宮城妙子氏による私訳（未刊）第11章 福音の説教者 167頁

3 同上 第16章 発展的神学 242頁

「聖定」の教理に異議を唱えました。「聖定」の教理は、ある者は救いに定められ、ある者は滅びに定められているという教理です。救いの究極的な根拠は、人間の側にあるのではなく、「神の主権」によって神の側にあるもの。本人が誕生する前に、神が定めているというものです。そして、選ばれた者は、人生の終わりまで、救いから墮落することなく、最後まで守られ、そして永遠に救われるというものです。このように「神の主権」を強調する神学をカルヴィニズムと言います。

これに対して、これらの教理に反対する人たちがいました。彼らは、「聖定」に異議を唱え、救いは、一方的に神の側にあるのではなく、人間の応答も重要であると信じました。救いは、本人が自らキリストを信じることによって与えられると信じました。しかし、その救いは最後まで保持されるかどうか、誰にも解らないと考えました。それは、あくまで信仰の保持による救いは、本人の人間的な信仰の応答にかかっていたからです。このように人間の応答を強調する神学をアルミニアニズムと言います。

私たちの教会は、どちら側の信仰理解ではなく、両者の中間的な位置にあります。というのも、私たちの教会は、救いの根拠は、一方的な神の「聖定」によるものではなく、聖霊の導きによってなされる神の力と信じました。さらに、新生された者には、神の恵みにより、救いは最後まで保持されると信じました。ですから、救いの根拠は、神の「聖定」ではないことでアルミニアニズムであり、信仰の保持の面ではカルヴィニズムです。こうした信仰理解から、二つの中間に位置しています。そのようなことから、私たちの教会の神学は「中庸の神学」と呼ばれます。

19世紀の神学者E・B・クリスマンは『カンバーランド長老教会の起源と教義』の中で、こう述べています。

「カルヴィニズムの救いは、ある人たち（選ばれていない人）には、その可能性が開かれていないが、ある人たち（選ばれている人）には確実であります。他方、アルミニアニズムの救いは、すべての人たちに、その可能性が開かれています。誰にも確実ではありません。カンバーランド長

老教会の救いは、すべての人に、その可能性が開かれています。そして信仰を持ち、真に回心しているすべての人にとっては、確実であります。」

カンバーランド長老教会は、人が聖霊の導きで信仰を言い表し、イエスをキリストと告白することは、決して人間的な決断ではなく、神の一方的な恵みによる出来事として理解しています。こうしたことから、私たちの教会は聖霊の働きを強調し、そしてその恵みを告白し、宣教しています。

8. 『1814年版 信仰告白』

この信仰告白は、急いで制定されました。それは、『ウエストミンスター信仰告白』から、無条件的な二重予定説や限定的な贖罪説を表す文言だけを削除して、新しい文言（信じる言葉）に書き換えて作成されたものでした。ですから、『ウエストミンスター信仰告白』の全体に浸透していた二重予定説や限定的な贖罪説の教理の内実を取り除くことはできませんでした。こうしたことで後代の教会の人たちは、この信仰告白には大きな課題があることを知っていました。それゆえに、いずれカンバーランド長老教会の信仰を明確にし、はっきりと信仰告白を表していけないといけなと感じていました。そして、その思いが、ほぼ70年後の『1883年版 信仰告白』改訂版にまとめあげられました。

9. 『1883年版 信仰告白』

この信仰告白は、以前の告白を受け継ぎながら、一部修正したものではありません。新しい信仰告白です。アメリカ合衆国長老教会が『ウエストミンスター信仰告白』を信仰基準とし、それに従いながら、追加の『1903年 簡潔な表明（宣言的声明）』を表したようなものではありません。『1883年版信仰告白』は、その時代に、私たちの教会が告白する信仰を言い表した新しい信仰告白でした。この信仰告白には、『ウエストミンスター信仰告白』が備え持つ「二契約説」の論理が展開されていました。それは「業の契約」（神が

人間と最初に結ばれた契約：神が与えた律法を完全に守ることによって、命が与えられるという契約」と「恵みの契約」（罪を犯した人間を救うために結ばれた契約：神の律法を完全に守れなかった人間の代わりに、キリストが、わたしたちの罪を負い、わたしたちが受けるべき神の刑罰を代わりに受けてくださったキリスト（救い主）を信じることによって命が与えられるという契約）。この二契約説の教理が、まだ残っていました。

10. 『1984年版 信仰告白』

時代が進み、初めての信仰告白が発行されてから170年経った時、まったく新しい信仰の告白が表明されました。それはイエス・キリストの十字架の出来事に関する贖罪論の二契約「業の契約」「恵みの契約」の神学的な展開がなくなって、キリストの十字架の出来事の新しい理解が生まれたことです。「業の契約」と「恵みの契約」の「二契約図式」から「恵みの契約」のみの「一契約図式」として書き換えられました。以前は、神は審判者としての理解でしたが、新しい『1984年版 信仰告白』では、神は人を愛する者としての理解となりました。そのようなことからこの信仰告白の最初に、ヨハネによる福音書3章16節が記されています。

「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。」

また、この信仰告白の形成原理が「聖書が語るように語る」という理解に基づいて信仰告白の教理展開の順序も見直されました。つまり、聖書自体が語るように、「創造から終末へ」という順番で書き換えられました。しかも生きて働く神を表すように、『信仰告白』の各タイトルが動詞で表されました。それが、第一章「神は人類に語りかけられる」、第二章「人類は神との関係を破る」、第三章「神は世と和解するためにイエス・キリストを通して働かれる」、第四章「神は聖霊を通して働かれる」、第五章「神は宣教のために教会を立てられる」、第六章「キリスト者はこの世で生活し証する」、第七章「神

はすべての命と歴史とを完成される」です。

1 1. 私たちの教会の特徴

1) 宣教的であること

私たちの宣教師は、フロンティア（辺境）に率先して出かけて、その地で熱心に宣教に励みました。また、その地で信仰復興が起こりつつあった時には、伝統的な教職者の教育基準を絶対的なものとするのではなく、その基準を相対化して、宣教師を生み出して、その宣教師を宣教地に送り出しました。

2) 宣教の対象者はすべての人々であること

イエス・キリストの福音宣教の対象者は、すべての人々です。その理由は、イエスが、すべての人々のために死んでくださり、かつすべての人々のために、三日目に復活されたからです。さらに、聖霊は、すべての人々に働いておられるからです。私たちの教会は、聖霊の働きを重要視します。

3) 改革的であること

私たちの教会は、歴史的に、三つの『信仰告白』改訂版を表明しました。それは、17世紀に生み出された『ウエストミンスター信仰告白』を告白し続けるのではなく、宣教の教会として生きている時代に、御言葉に向かい、信仰に生き、御言葉によって信仰が新たにされていく、その歩みの中で新しく信仰を告白していく教会です。このことは長老派の教会では、ユニークな特徴です。

参考資料

1. 『カンバーランド長老教会信仰告白』1814年版 J・C・P・C 出版局
2. 『カンバーランド長老教会信仰告白』1883年版 J・C・P・C 出版局
3. 『カンバーランド長老教会信仰告白』1984年版 いのちのことば社 2014年

4. 日本基督改革派教会訳『ウエストミンスター信仰告白』1648年制定 新教出版社 1964年
5. 日本基督改革派教会大会『ウエストミンスター信仰基準』1648年制定 新教出版社 1994年
6. 矢内昭二著『ウエストミンスター信仰告白講解』新教出版社 1969年
7. 松本雅弘「カンバーランド長老教会神学史における贖罪論の変遷に関する一考察 『基督神学』No.13 東京基督神学校 2001年
8. 荒瀬牧彦 日本中会宣教四十周年記念大会講演「カンバーランド長老教会の精神に何を学ぶのか。」 『あゆみ—40周年記念誌—』カンバーランド長老キリスト教会日本中会情報委員会編 1993年
9. 『一致信条書』 聖文舎 1982年
10. 改革派教会信仰告白集『ジュネーブ教会信仰告白』2011年 一麦出版社
11. E.K.REAGIN,WE BELIEVE AND SO WE SPEAK,1960
12. BEN M.BARRUS „A People Called Cumberland Presbyterians.1972
FRONTIER PRESS 1972
13. E.K.REAGIN ,What CUMBERLAND PRESBYTERIANS BELIEVE,1980
FRONTIER PRESS
14. E, K. リーガン著 カンバーランド長老キリスト教会訳 『私たちが信じるもの』
15. 平野保著『新約聖書における信仰告白』東神大パンフレット No,25 東京神学大学出版委員会 1986年
16. 『宣教ハンドブック Q&A 130』東京キリスト教学園・共立基督研究所 いのちのことば社 1991年
17. J. B. アービー 講演「カンバーランド長老教会の神学の特質」中会役員研修会 1983年9月15日
18. 山口勝政著『閉塞感からの脱却』株式会社ヨベル 2012年
19. 『起きよ、光を放て』50周年記念誌 カンバーランド長老キリスト教会日本中会 2001年

帰国者としてのパウロ —日本語教会からの分かち合い—

ルイビル日本語教会牧師

日本中会宣教師 佐藤 岩雄^{さとう いわお}

本稿の目的は、パウロの経験と帰国者の経験を重ねることで、帰国者とそれ受け入れる教会についての関係理解を深めることです。日本語教会の牧師として感じたことを反映させたエッセイ的な内容となります。聖書が、私たちの生きる状況に直接語り掛けてくるという経験を分かち合いたいと願っています。お読みいただいて、もう一度、聖書を読み直してみたい！という興味が起こされる方が一人でもいれば、それに優る喜びはありません。信仰者にとり、いくら汲んでもつきない恵みを与える書が、皆さんの人生を豊かに潤すことを心から願っています。

1. 帰国者について

キリスト教会で用いられるようになった「帰国者クリスチャン」若しくは、単に「帰国者」という表現があります。おおまかな定義は「海外でイエス・キリストを救い主と信じて洗礼を受けた方、または、聖書の信仰に触れて大きな影響を受けた方の中で、日本に帰国をする（した）方」ということでしょう。私たちの教会でも留学生や駐在員やそのご家族が、信仰をもたれてから日本に帰国をされるといふ素晴らしい経験をしてきました。

日本の教会生活を送っていれば、程度の差こそあれ、ほとんどの方が帰国者クリスチャンに会ったことがあるのではないのでしょうか。それほどに、教会はグローバルな信仰共同体として成長し続けています。一方で、このような帰国者本人が、日本の地域教会に定着して信仰生活を送るようになるのには、幾つもの課題があると言われています。

まず、クリスチャンになることそのものが、私たちの人生において経験したことのない大きなイベントです。帰国者は、その後でもう一度「海外文化」

から「日本文化」へ戻るといふ大きなイベントを経験します。つまり、「地上の文化」から「神の国の文化」への転換（クリスチャンになること）と、「海外文化」から「日本文化」への転換（帰国）が次々に起こり、自分の人生を揺るがすような混乱、不安、孤独などが押し寄せてくるわけです。それは例えば、救われた喜びの喪失や、信仰を持って人生観や価値観が全て新しくされた経験は幻想だったのではないかという不安や、誰も自分の言葉を理解してくれないという孤独感などに結びついていきます。その結果として、日本に帰国した後で信仰から離れる方が大勢おられます。

今回、考えてみたいのは、実は新約聖書の書簡を最も多く執筆したパウロも、「地上の文化」から「神の国の文化」への転換と、「異文化」から慣れ親しんだ「自文化」への帰着についてダイナミックな経験をしながら喜び、悩み、格闘し、祈った人物であったということです。そのような意味で、パウロは帰国者としての経験をした先駆けであり、パウロの書簡には「帰国者から帰国者へ」というメッセージが込められているように思えます。ここでは、「帰国者パウロ」という視点で聖書の幾つかの箇所を読んでみましょう。

2. 「帰国者パウロ：最初の三年間の空白のミステリーを解く」

ダマスコに行く途上で、パウロは光に包まれて主イエスの言葉を聞き「身を起こして洗礼を受け」（使徒9:18）しました。このパウロの回心が書いてある使徒9章は、パウロの最初期の働きの様子を知るうえで、最も貴重な資料です。ただ、この9章には詳しく書かれていない空白の三年間があります。ガラテヤ1:16-18には、パウロは回心の後で、エルサレムに行くのではなくアラビアに退いて、再びダマスコに戻って「それから三年後」に、やっとエルサレムに行ったと書いています。このパウロが洗礼を受けた直後の三年間については、信仰の成長と神学的基礎が確立される大切な時期であるにも関わらず、ほとんど何も分かっていません。「三年間」というギリシア語の慣用句は、日本語的にはしばらくの間という意味もあり、使徒9:23にある「かなりの日数がたって」という期間にあたるという主張もあります。

では、パウロは、クリスチャンになってからの最初の三年間はどこにいたのでしょうか。幾つかの可能性がありますが、ガラテヤ書に書かれている「アラビア」は、現在のアラビア半島のことではなく、パウロがこの時滞在していたダマスコ近郊まで勢力を伸ばしていたナバテア王国であったと言われていています。これは、Ⅱコリント 11:32-33 のダマスコでナバテア王国のアレタ王の迫害を逃れたという記述と調和させることのできる可能性です。ナバテア王国の王族は、イスラエル王国と婚姻関係にあり、経済的な交流も盛んであったようです。そこはアラム語やアラビア語系の言葉が話し言葉として飛びかい、多神教を受け入れ、ユダヤ教の有力なシナゴグもある繁栄した地域であったという記録もあります。パウロは、クリスチャンになってから数年の間、「異邦人や王たち、また、イスラエルの子らに私の名を伝えるため」(使徒9:16) という自らの召しを、このダマスコから最も近郊の異邦人が支配する地域であるナバテア王国を拠点にしながら実践していったでしょう(使徒9:19-22)。これまで人一倍熱心なファリサイ派の一員として活動していたパウロにとり、この三年間のナバテア王国での滞在は、これまでのユダヤ社会のしがらみから距離をおく期間ともなつたと同時に、より安全な環境を提供したのではないかと想像できます。

(留学生であり、駐在員であったパウロ)

つまり、パウロは信仰をもった直後の三年間を、意識的にそれまでと異なる文化圏で生活したのです。この三年間は、パウロが復活の主イエスへの信仰の確立と神学的な基礎を築くための黙想と思考のための期間でもあったと言われます。そうであれば、現代的な言い方をすれば、クリスチャンになって最初の三年間は、パウロは、ナバテア王国に「留学」することで聖書を読み直し、研鑽を深めたと言えるのではないのでしょうか。若しくは、やがてダマスコで命を狙われるほどに活発に活動していた(使徒9:24)ことを考えれば、ナバテア王国での期間は、学びだけではなく目的をもって派遣されていた「駐在期間」というような表現も、できるかもしれません。そのような

喜びと感動に満ちた信仰生活を始めたパウロは、この後で厳しい境遇におかれて信仰生活を送ることになります。

3. 「パウロの帰国者ショック！」

留学生であり、駐在員であったパウロは、その期間を終えて帰国します。このような異文化での神学的研鑽と宣教の働きが、パウロのこの後の伝道者としての生涯の働きの基礎をつくったことは確かなことでしょう。ただ、この後のパウロの歩みは、困難に満ちたものでした。自分が生まれ育ったユダヤ共同体からは、激しい迫害を受け、キリスト教会でも腫物に触れるような冷たい扱いを受けました。

(ショック1：自文化からの拒絶)

パウロの宣教活動の拠点は、多くの場合、ユダヤ人の会堂でした。そのことから、クリスチャンになった後でもパウロは生まれ育ったユダヤ文化とコミュニティとの接点を大切に、尊重していたことが分かります。しかし、そのパウロを最も激しく迫害したのが、彼自身が馴れ親しみ育てられてきたユダヤ教共同体でした（使徒9:29、13:50、14:19、18:12、21:27、Ⅱコリント11:24、Ⅱテモテ3:11）。これは、日本に帰られた方々の経験とも重なるものがあります。海外でクリスチャンになって日本に帰ると、旧知の人たちから日本人の魂を捨ててきたかのような言葉をうけることがあります。若しくは、最初は、日本の親族は理解をしめして、寛大に受け入れてくれているように見えても、日常生活を送る中で、焼香やお供えものなど、日本人として当然であった宗教的慣例に従わないことや、地域社会の一員としての神社などでの宗教儀礼への不参加などで、生まれ育った家族や地域社会に馴染めなくなり、時には大変傷つく経験をする場合があります。もちろん、これは日本国内で信仰を持つ時にも経験することのある衝突です。しかし、帰国者は、このような経験を帰国の逆カルチャーショックや、海外で支えてくれていた信仰の友と離れるような環境の変化が同時に起こることもあり、想像以上に大きな危機となることもあるのです。

(自文化を新しく見つめなおす機会)

同胞から拒否される経験をしながら、パウロは、クリスチャンとしてイスラエルを見つめ直しました。パウロは、最後までイスラエルの仲間を大切に思っていました。その思いが溢れるように書いてあるのは、ローマの信徒への手紙の9章以降です。パウロは「肉による同胞のためならば、キリストから離され、神から見捨てられた者となっても良いとさえ思っています。」(ローマ9:3)と述べています。また、イスラエルの救いを願い、祈っている(10:1)とも、「全イスラエルが救われる」(11:26)とさえ書いています。ここでは、神学的な選びについての議論は避けます。ただ、このパウロの言葉は、日本の家族親族から反対されてクリスチャンになった方の心に響く言葉ではないでしょうか。この神学議論の行間に見えるのは、パウロの同胞を思う気持ちの深さです。パウロがここで自分の拠り所であったイスラエル民族を新しい目で見つめなおしているように、クリスチャンになってから、より日本文化の大切さに目が開かれることが、私たちにもあります。また、帰国者であればこそ、新しい気持ちで日本に戻ることができる場合も多いのです。異文化を経験しなければ分からない日本の美しさや良さがあるように、一度、日本を離れて信仰を持った者であればこそ得ることのできる、日本人に語るべき言葉があるのだと思います。

(ショック2：教会での違和感)

パウロは、キリスト教会に馴染むのにも、とても時間がかかりました。同じクリスチャンであり、同じ教会であっても異なる文化圏によって表現や習慣が違うというのは、教会が「人の集まり」であるということを考えてみれば、いわば当然のことです。同じ教会と言っても、アメリカの教会文化と日本の教会文化は、かなり異なることがあります。帰国してから、喜んで歓迎してくれることを期待して日本の教会に行った時に、感情を表さない日本のお持て成しに、不安になる方もいます。海外での信仰生活の話をしようとすると、「あそう。でも、私たちの教会ではね……」と言われてしまうこともあ

ります。信仰生活の楽しみや喜びよりも、信仰生活の大変さが話題となることが多く、場の空気を読まないと浮いてしまい、やがて疲れ果てていく。帰国をされた方々から、そのような言葉を何度も聞いたことがあります。このようにクリスチャンになることと、帰国するという大きなイベントがダブルパンチでくると、想像以上の孤独や不安を経験することがあります。

聖書は、そのような経験をする信仰者への、慰めと励ましのメッセージに満ちています。元迫害者であったパウロも、教会に行つて誤解と孤独を経験しました。使徒9:26「サウロはエルサレムにつき、弟子の仲間に加わろうとしたが、皆は彼を弟子だとは信じないで恐れた。」とあります。恐らく、当初は迫害者として名が知られていたパウロを喜んで受け入れる教会などなく、そのようなパウロが人間関係で疲れ、不安で眠れない夜を過ごすこともあったと想像するのは難しいことではありません。実際に、パウロは、ナバテア王国のアレタ王の代官から迫害された経験に言及しながら信仰の歩みを振り返っているⅡコリント11:22-33で、自分がどれだけ苦勞をしたか述べています。そこには「同胞からの難、異邦人からの難……偽の兄弟たちからの難……しばしば眠らずに過ごし、飢え渴き……」と書かれています。しかし、その苦勞話で終わるのではなく、言葉が続ける中で「わたしは弱さ、侮辱、窮乏、迫害、そして行き詰まりの状態にあつても、キリストのために満足しています。なぜなら、わたしは弱いときにこそ強いからです。」(Ⅱコリント12:10)と、自分が経験した困難を交えながらも、それを力強い信仰告白へと結びつけています。パウロは、生まれ親しんだユダヤ人共同体から拒否されたばかりか、キリスト教会に馴染むのにも、とても時間がかかりました。しかし、そのような、自分を理解してくれる人がいないと思えるような時にこそ、パウロは主イエスが共にいて下さるという慰めと励ましと確信をもつことができたのでしょう。困難の中にある時、私たちは一人ではありません。

(帰国者の受容)

それでは、パウロはどうやって教会に受け入れられたのでしょうか。「しかし、バルナバは、サウロを連れて使徒たちのところへ案内し……。」(使徒 9:27) とあるように、バルナバをはじめとして積極的に関わり、共同体に馴染むことができるように、彼を助けてくれる人たちによってエルサレムで受け入れられていきます。また、その後でも「バルナバは、サウロを捜しにタルソスへ行き、見つけ出してアンティオキアに連れ帰った。」(使徒 11:25-26) とあります。当時キリスト教会の本拠地であったエルサレム教会でのパウロの働きは、元迫害者ということもあり、どうしても制限をされていたのかもしれない。しかし、バルナバがパウロを捜して見出し、異邦人が多い開拓教会であったと思われるアンティオケ教会で受け入れられたのでした。日本に帰国されたクリスチャンが日本での教会生活を送る時にも、このバルナバのような人がいることで、教会に結びつきかけとなる場合が多くあります。このような働きを、橋渡しする人という意味でブリッジ・ビルダーと呼ぶ場合もあります。たとえば、皆さんの教会に新来者がいらした時であれば、もちろん、聖書の開け方も何も分からない方の傍で丁寧に対応されることでしょう。そして、その方の友人になることで、安心して教会に繋がることができます。一方で、海外から戻ったクリスチャンは、既に信仰を持っているので大丈夫だろうと見落とされることも多いのです。これは他にも、見た目だけでは分からない多様性をもった方々に対応する場合は、同じことが言えるかもしれません。私たちが積極的にバルナバのようになることで、その方の居場所をつくることのできる場合があります。

4. まとめ「パウロの「帰国者体験」が、現代に伝えるもの」

(異質な存在であればこそ)

パウロの回心経験と異文化経験は、彼の教会生活にどのような影響を与えたのでしょうか。パウロは、ガラテヤの信徒の手紙の中で、最初の三年間に触れながら、繰り返して自分は人間ではなく神から委ねられて福音を伝えて

いることを告げています（ガラテヤ 1：11-24）。その上で、2章で教会の指導者であるペトロやバルナバが異邦人を差別していることについて非難したと書いています。これは、パウロが戦った最大の敵である、エルサレムを拠点とするユダヤ主義と関係する出来事です。ユダヤ主義は、異邦人クリスチャンに、割礼を含めたユダヤ文化と律法を押し付けようとする異端でした。この当時のキリスト教会の拠点であったエルサレムからやって来るユダヤ主義者や、異邦人クリスチャンを差別する人たちに対しては、遠慮しながら対応する人が多く、真正面から対峙しようとする教会指導者は多くなかったのかもしれない。

このようなユダヤ主義的傾向に陥る危険は、今でも、どこの国のどこの教会にもあります。もちろん、日本の教会において、意図的に帰国者を排除する人などいないでしょう。ただ、ユダヤ主義ならぬ、日本主義とも言えるような、日本では当たり前となっているやり方を帰国者にも求める過ぎることは、教会にとり見えない壁となりえるのです。

そのような状況で、パウロが、エルサレム教会の指導者ペトロや、バルナバにも遠慮することなく、確信をもって神学的な真理を伝えることができたのは、やはり、パウロが、他の使徒たちと違い、まず、ユダヤ的ではない異文化で神学的な研鑽を積んだ経験の影響も大きかったのではないのでしょうか。パウロがナバテア王国に行ったのは、回心後すぐにエルサレムに行っても受け入れられる状況になかったからだとも考えられます。そのような環境におかれたことで、むしろパウロは周囲の人々の顔色を伺うことなく、まっすぐにエルサレム教会の指導者たちの誤りを注意することができました。つまり、パウロの留学や駐在と、それに伴う二重の「帰国者ショック」（かつて育ったユダヤ社会からの迫害と、キリスト教会にすぐに馴染めなかった経験）は、その当時は過酷な経験であったとしても、後になってみるとパウロがキリスト教会を健全に導く基礎を築くために必要な経験であったと言えるのです。

また、パウロがギリシア人の父とユダヤ人の母という国際結婚の両親を持

つテモテを弟子としたのも、この当時、おそらくほとんどの教会指導者は、外見も育ちもユダヤ的な人々であったことを考えると、まだ珍しいことであったのかもしれない。その証拠に、パウロはテモテに割礼を施すなどの配慮をしなければいけませんでした。それでも、パウロはテモテを選んだのです。積極的にテモテのような他民族性や多言語環境にある若者を教会のリーダーとして訓練しました。ここに、多文化や多言語などの多様性を含みながら成長する教会の将来を願う、パウロのヴィジョンが見える思いが致します。つまり、聖書が伝えているのは、様々な混乱や違和感を克服しなければならない経験であったにも関わらず、パウロの最初の三年間の留学、駐在期間は決して無駄ではなかったということです。他の人たちと異質な存在であることは、教会において決して悪いことではないのです！ですから、海外から日本への帰国者の方には自信と勇気と忍耐をもって、日本での信仰生活を歩んで欲しいと心から願っています。また、受け入れる日本の教会にバルナバが居ること、そして帰国者によって大きな祝福を受けることを心から祈っています。そのようにして共に、天の故郷（フィリピ3：20）へ帰国する日を待ち望みつつ、信仰生活を歩んでいきましょう！

※本稿では、分かり易くするために、パウロを帰国者と結びつけて扱いましたが、本来、パウロはディアスポラのユダヤ人でした。二代目か三代目のタルソ出身のユダヤ系ローマ人であったという可能性が高く、そのような意味では、日系米国人二世や三世と比較することも、興味深いものがあります。ただここでは、パウロ自身が人一倍熱心なイスラエル人であったと述べていることから、環境的にはディアスポラのユダヤ人であったとしても、自己認識としてエルサレムで育った人以上のイスラエル人であるという自負をもって生きたパウロの経験を、回心とアラビアからの帰還後に「自文化」に対して、新たに対峙しなければいけない帰国者としての経験として理解し、比較することには意味があるだろうと考えました。

神学校卒業論文

「ユルゲン・モルトマンの終末論について」

— 実践的終末論についての一考察 —

泉伝道教会 伝道師 饒平名 丈^{よへな たけし}

目次

1. 序論
2. 「終末」についての認識
 - 2.1 「死」に対する考え方
 - 2.2 千年王国的終末論
 - 2.3 宇宙的終末論
3. 現代における御霊の働き
 - 3.1 解放の神学について
 - 3.2 フェミニズム神学について
 - 3.3 御霊のエコロジー
4. 現代社会と個人的終末論
 - 4.1 近代科学の世界における神学
 - 4.2 今日の「生」と「死」
 - 4.3 祖先崇拜について
5. 最後の審判
 - 5.1 終わりの時
 - 5.2 「二重の審判」の結末
 - 5.3 万物の復興
6. 結論

1. 序論

本論文は、死を目前にする人たちに対して、自らの老いと死を考え始める人たちに対して、「天国」あるいは「天の国」がいかなるものであるかを神学的かつ実践的に一例として、一考察として提言することを目的とするものである。学生時代に白血病末期の子どもから受けた「天国とは何か」の問いに私は答えられなかった。イエス・キリストの十字架の愛と復活による救いについては、受洗した高校生時代に若干学んだものの、死後の世界、「天国と地獄」に関してはほとんど知識を持っていなかったと言ってよいだろう。なによりも文化的・宗教的な意味において日本の主流である祖先崇拝と仏教の影響を受け、八百万の神々の風土に育った私のような者には「天国」とは生前の善行によって評価される望ましい世界であり、逆に悪行には然るべき「地獄」が想定された恐怖の世界があった。¹

こうした日本で一般的な死後の世界に対する概念やイメージは、学生時代に出会ったあるキリスト教宣教師の葬儀に出席した時から変化していった。時が止まったかのような悲嘆にくれる家族と重苦しい雰囲気の一般的な葬儀とは異なり、故人の「天国」における次の新しい生の「始まり」を、希望と確信をもって讃美歌と祈りをささげる宣教師家族の態度が非常に強く印象に残った。それと同時期に先祖供養や法事への参加を疎ましく思っていた私は「キリスト教の神のみを拝み、祖先を神としない」と宣言したのである。そのため祖父母と親族から先祖のお墓に入ることを禁じられ、現在でも変わっていない。学生時代のこれらの経験は、社会人となって以降、実の父親や上司、友人たちの「死」を通して、キリスト教的な終末観への関心を深めることになっていった。

そして私にとって「天国」、「死後の世界」と「終末」をキリスト者として明確に定義し、認識すべき必要性に迫られたのは、2万人近い死者を出した

¹ NHK 放送文化研究所 放送研究と調査 APRIL 2019 「日本人の宗教的意識や行動はどう変わったか」

東日本大震災²であった。新宿のオフィスで一人残され、津波被害や原子力発電所被害のニュースを聞きながら、日常の生活が一瞬のうちに破られて、多くの方々が家族や友人を失った悲劇とそれからの社会・経済復興と残された人々の再出発について考えざるを得なかった。翌年に被災者支援のためのボランティア活動を通して、個人的には自らの「死」への準備が、また社会的には生き残った被災者の方々へのキリスト教会の対応と役割が、不十分かつ明確でないと映ったのである³。それ以降、30年ほど勤めたIT業界を離れ、介護施設ヘルパーと専門学校教員として働きつつ、福音派の集会にて神学講座を受講し、聖書塾に参加した⁴。聖書のヘブル的視点からの解釈と字義通りの解釈が特徴であり、聖書全体を通して基礎的な学びができたように思う。特に終末論の講義では、初めて「携挙」や「千年王国」について学ぶことができた。ユダヤ的視点からのヨハネの黙示録に関する解釈からは納得しうる箇所が多いものの、現代社会における一般的なキリスト教に関するバックグラウンドを持たない方々に受け入れられるには困難が少なくはないであろう。例えば、「携挙」に関しては、テサロニケの信徒への手紙一4章16-17節において、「空中で主と出会うために、彼らと一緒に雲に包まれて引き上げられる⁵」と記されている。これは、主イエス・キリストの再臨とは異なり、「空中で主と出会う」ことが記されており、キリスト教徒である信者のみが生きのまま栄光の体とされて天に上げられるとされ、これを「携挙」と呼ぶ

² 復興庁「復興の現状と課題」令和4年10月

³ 2013年4月27日～5月11日までの2週間、日本基督教団被災者支援センター「エマオ」にて、被災者支援のためのボランティア活動を行った。

⁴ 2014年6月～12月にかけて、「ハーベスト・タイム・ミニストリーズ(代表 中川健一)」主催の聖書塾に参加した(20期生)。

⁵ テサロニケの信徒への手紙一4章16～17節「すなわち、合図の号令がかかり、大天使の声が聞こえて、神のラッパが鳴り響くと、主御自身が天から降って来られます。すると、キリストに結ばれて死んだ人たちが、まず最初に復活し、それから、わたしたち生き残っている者が、空中で主と出会うために、彼らと一緒に雲に包まれて引き上げられます。このようにして、わたしたちはいつまでも主と共にいることになります。」

ようである⁶。それまでの教会における説教のなかでは、終末論における「携挙」について深く学んだことはなかった。このような「生き残っている者が、空中で主と出会う」という「携挙」の具体化されたイメージは映画などでも用いられている⁷。しかしながら、「神の審判」とその方法が強調されてしまい、科学万能主義の現代社会においては、字義通りに「空中で主に会う」事象を受容することの困難さとともに、「天に上げられない」人々への福音をどう扱うかが別問題として浮上してくるであろう。この箇所における解釈の困難さが、多くの教会において、「携挙」が説教や勉強会で取り上げられることが少ない理由ではないだろうか。

「携挙」や「千年王国」に関しては、既に亡くなっておられるキリスト教信者の扱いも確認すべき点であろう。ヨハネによる福音書3章16節にあるように「独り子をお与えになったほどに、世を愛された⁸」神が、イエス・キリストの福音を聞く機会がなかった、あるいは文化的・政治的・時代的・場所的に、その福音を知らないまま亡くなった祖先や人々へはどのように対応していくかの問題も含まれるのではないだろうか。さらには、祖先への尊敬と感謝を捧げる祖先崇拝に対する考え方は、キリスト教信仰と共存しうるものかどうかとも考慮すべき点であるかと思われる。「携挙」については、突然にやってくる「死」に対する備えを説く限りにおいて、警告としての効果はあるであろう。しかし、早急な悔い改めを強く求めることに対するネガティブな側面も考慮に入れる必要があるのではないだろうか。

また「千年王国」に関しては、ヨハネの黙示録20章1-8節⁹に述べられて

⁶ 「ハーベスト・タイム・ミニストリーズ Q250 携挙とは何ですか。【3分でわかる聖書】」

⁷ 例として、携挙をテーマにしたニコラス・ケイジ主演の2015年日本公開映画、『レフト・ビハインド』がある。

⁸ ヨハネによる福音書3章16節「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。」

⁹ ヨハネの黙示録20章1～8節「わたしはまた、一人の天使が、底なしの

おり、私が参加した福音派の集会においては、聖書にある記述通りに、千年王国を文字通り解釈し、千年王国前再臨説¹⁰に立ち、患難期前携拳説をとっている。すなわち、「携拳」が先に起こり、その後「患難時代」と呼ばれる困難が来る。その次にハルマゲドンの戦いが起こり、キリストは地上に再臨し、王国を建国し、直接千年統治する。そして千年王国の後に新しい世界が始まる、という概要であった¹¹。なお、本論文においては、さまざまな終末論を比較検討し、議論し、考察することを目的としてはいない。しかし、クリスチャン人口の少ない日本において、上記の「千年王国」や「携拳」による終末の世界を強調しすぎることは、一部のカルト宗教団体による問題がクローズアップされている現在の社会情勢においては、宗教そのものに対する否定感を高めるリスクがあることを考慮したい。

淵の鍵と大きな鎖とを手にして、天から降って来るのを見た。この天使は、悪魔でもサタンでもある、年を経たあの蛇、つまり竜を取り押さえ、千年の間縛っておき、底なしの淵に投げ入れ、鍵をかけ、その上に封印を施して、千年が終わるまで、もうそれ以上、諸国の民を惑わさないようにした。その後で、竜はしばらくの間、解放されるはずである。わたしはまた、多くの座を見た。その上には座っている者たちがおり、彼らには裁くことが許されていた。わたしはまた、イエスの証しと神の言葉のために、首をはねられた者たちの魂を見た。この者たちは、あの獣もその像も拝まず、額や手に獣の刻印を受けなかった。彼らは生き返って、キリストと共に千年の間統治した。その他の死者は、千年たつまで生き返らなかった。これが第一の復活である。第一の復活にあずかる者は、幸いな者、聖なる者である。この者たちに対して、第二の死は何の力もない。彼らは神とキリストの祭司となって、千年の間キリストと共に統治する。この千年が終わると、サタンはその牢から解放され、地上の四方にいる諸国の民、ゴグとマゴグを惑わそうとして出て行き、彼らを集めて戦わせようとする。その数は海の砂のように多い。」

¹⁰ 千年王国説には主として、三つの態度がある。すなわち、千年王国前再臨説、千年王国後再臨説、無千年王国再臨説である。

¹¹ ハーベスト・タイム・ミニストリーズ Q250 携拳とは何ですか。【3分でわかる聖書】

上記で述べてきた「千年王国」や「携挙」は、終末時のさばきにおいて、2つの考え方が前提にある。「二重のさばき」と呼ばれており、「信者は天国、未信者は地獄」といった私たちが通常キリスト教世界において考えているものである。この考え方だと、地獄に行きたくないという理由だけで、つまり、人間の意志で、キリスト教信者になることを選択ができることを示しているとも考えられるであろう。もう一方の「全和解」の考え方も確認しておきたい。「終末時に誰もが救われる」ような「全和解」の考え方だと、「何のために福音宣教するのか」という素朴な疑問も湧いてくるであろう。この2つの考え方は本論5章において、少し詳しく確認しておく。

複雑化するこの世の世界において悩み苦しむ人々とともに、救いと慰めと希望とを内包する未来志向の積極的かつ総体的な終末のヴィジョンが求められていると思われる。主イエス・キリストの十字架による恵みと復活の福音とともに、来るべき「終末」を牧会者は語る必要があるのではないだろうか。

本論文においては現代社会における解放の神学やフェミニスト（女性）神学、さらに生態学的神学や生命神学にも影響を与えたとされるユルゲン・モルトマン（以下モルトマン）を取り上げ、「イエス・キリストの十字架上での死と復活」の視点から、約束の希望を踏まえたモルトマン流の未来型終末論の特徴を確認し、より明確で神学的かつ実践的な「終末論」を考察していきたい。実践的な出会いや牧会をとおして、新たに創造される死後の世界を待ち望みつつ、聖書の学びを続けていけることを願う。

2. 「終末」についての認識

2.1 「死」に対する考え方

「天国」や「死後の世界」を考えることは、日常的に頻繁に行われることではなく、むしろ健康に恵まれ豊かな生活を享受している間は、ほとんど考える機会が少なく、一般的には避けようとする傾向があるのではないか。私自身もしばらくそのように考えていたし、人前では避ける

べき話題としていた。しかし、東日本大震災でのボランティアをしていた時期に、そのような考えを変えてくれた一冊の本に出会う。アルフォンス・デーケン著の『よく生き、よく笑い、よき死に出会う』という本である。その本のなかで「死が終わりでないこと」を彼は次のように語る。

死後の生命の存在を厳密に証明することは、現在はもちろん、将来も、おそらく不可能でしょう。しかし逆に、死ですべてが終わってしまうということも証明不可能です。ただ、人類史上、死後の生命の可能性が絶えず主張され、信じられてきたのは事実です。来世信仰は、あらゆる民族、文化、時代を超えて、絶えることなく続いています。人類の永遠に対する憧れの強さを如実に表しているようです。死後の生命の存在を厳密に証明することは、現在はもちろん、将来も、おそらく不可能でしょう。しかし逆に、死ですべてが終わってしまうということも証明不可能です。ただ、人類史上、死後の生命の可能性が絶えず主張され、信じられてきたのは事実です。来世信仰は、あらゆる民族、文化、時代を超えて、絶えることなく続いています。人類の永遠に対する憧れの強さを如実に表しているようです。¹²

デーケン氏が語るように、死後の生命の存在を証明することも、死ですべてが終わってしまうということも証明は不可能であるが、来世信仰は、絶えることなく続いているという事実こそが、「死」を越えて永遠に対する人間の憧れが示されているのではないだろうか。

上記のデーケン氏の言葉によって、私はキリスト教的終末論への興味が湧いてきたといってよい。

ここでいくつかの問いが浮かんでくるであろう。日本、あるいは沖縄という文化的・社会的な枠組みのなかで、個人的な終末観（世の終わりに対する

¹² アルフォンス・デーケン、『よく生き、よく笑い、よき死に出会う』180頁

考え方)と聖書において述べられている神学的な終末論とは一致せねばならないのか、あるいは実践的な宣教と牧会の場において、来世信仰の一つとして語られるものでもよいのだろうか、最初の間として浮かんでくる。しかしながら、いかなる宗教であれ、個人的な経験や思惑、推測だけで「死後の世界」を他者に説明することには、信仰から逸脱するリスクと解釈の問題がつきまとう。神学的に構築されたフレーム内で「天国」や「終末」を定義していく必要があることは言うまでもない。このため、この章においては現代における「終末論」を確認しておきたい。

「終末論」とは何か。『新キリスト教組織神学辞典』には下記のように記されている¹³。

「終末論は『終わりの事柄』に関する教理であり、死と復活、神の国と時間（歴史）の終わり、審判とキリストの再臨といった主題を取り扱う（W.Pannenberg, Systematische Theologie, Bd.3.1999 参照）。」

これに対して、モルトマンは彼の著書『神の到来』の序言において「終末論」を次のように語っている。

常に終末論は、終わり・最後の日・最後の言葉・最後の行為を取り扱わねばならない、『神が最後の言葉を保持したもう』と。しかし、もし終末論がそのようなものならば、いやただそのようなものに過ぎないならば、そうした終末論とは、おさらばした方がよさそうである。なぜなら、『最後の事物』は『最後より手前の事物』への感覚をそこない、そしてそのように夢見、あこがれる『歴史の終わり』が、人々から歴史の多くの可能性の中にある自由を奪い去り、歴史の未完成・暫定性に対し寛容なこころを失わせるからである。そうなると人は、もはや地上的な限界ある傷ついた生に我慢できず、終末論的究極性のゆえに、地上的生のこわれやすい美しさを破壊してしまうのである。常に終わりに向かって突進する人は、この世の

¹³ 東京神学大学神学会『新キリスト教組織神学辞典』166頁

生を取りのがしてしまう。終末論が、究極の言葉を保持し、すべての〔地上的〕諸問題の宗教的『最終解決』以外の何ものでもないならば、それは事実上、きわめて好ましくない一種の神学的独善か、全くのテロリズムとなろう。このテロは、また私たちの時代人の中で、ある種の黙示的恐喝がよくやる類のものである¹⁴。

このモルトマンの言葉は「終末論」の非常に重要な性格を述べているように思われる。「最後の事物」は「最後より手前の事物」への感覚をそこなうものであるとの文言は非常に鋭い指摘ではないだろうか。「終末」に焦点をあてた、あるいは「死後の世界」を語るだけの「終末論」は、恵みとして与えられた現在の生をないがしろにするリスクを持っており、危険なテロリズムに利用されうことは充分考えられる。実際に、紛争の絶えない現実社会においては、頻繁に見聞きすることであろう。モルトマンの言葉を借りれば、「きわめて好ましくない一種の神学的独善か、全くのテロリズム」との厳しい表現を使ってでも、終末論が単なる終わりや最後の日、最後の言葉、最後の行為だけを扱うことへの警鐘を鳴らしていると言っても良いであろう。

それではモルトマンの主張する「終末論」とはどのようなものであろうか。上記に続く文章において、モルトマンはキリスト教的終末論を「終わり」ではなく、万物の新創造であり、キリストの十字架上での死と復活を想起させる希望であると述べている。

キリスト教的終末論は、このような黙示録的『最終解決』とは何の関係もない。なぜならキリスト教的終末論のテーマは、すべてのものの『終り』ではなく、むしろ、万物の新創造だからである。キリスト教的終末論は、十字架につけられたキリストのよみがえりを想起する希望である。それゆえ、致命的終局の中で新しい始まりを語るのである。『キリストの終わり―それは何と言ってもキリストの真実の始まりであった。』（エルンスト・

¹⁴ モルトマン『神の到来』4頁

プロッホ)。キリスト教的終末論は、個人的・歴史的・宇宙的すべての次元において、このキリスト論的範型——終わりにおいて—始まりが——に従うのである¹⁵。

キリストの十字架による死が終わりではなく始まりであったように、終末も終わりではなく、新しい創造の始まりであるとの考え方は、それまで黙示論的終末論の世界にいた私に新しい世界を提示してくれた。少なくとも終末論が単に「終わりの事柄」を扱うだけのものではないことを気づかせてくれたのである。

この「終わりにおいて始まりが」を、モルトマン自身はどのようにして見いだしたのであろうか。彼自身の経験を語る箇所が彼の著書『終わりの中に、始まりが』にある。

スコットランドの炭鉱労働者やイギリスの近隣の人びとが、当時彼らの敵であるドイツの戦争捕虜たちを迎えた親切は、私たちを深く恥じ入らせました。私たちは、ただ数でしかなかったし、背中に捕虜の背番号を付けていたにもかかわらず、私たちは人間として迎え入れられました。しかし、そのことは、一つの民族の罪責と、私たちが引き起こした破局と、アウシュヴィッツの長い影を携えて、それらを排除することなく、また頑なにすることもなく生きることを可能にしたのです。—中略— 私はスコットランドのあの収容所で、キリスト教信仰に到達し、そして、神学を勉強することを決意しました。数学上の諸問題はその魅力を失ったのです。私は教会が何であるかについては、想像すらつきませんでした。しかし、生きていることの確かさを求めて、キリスト教信仰の真理を問いました。1948年、ヤコブのように『ひきずる足』で、しかし祝福を受けて、ハンブルグへと戻って行ったのです。私が最後にハンブルグへ帰って行ったこと、そ

¹⁵ モルトマン『神の到来』5頁

れは私の新しい始まりでした。すなわち、『終わりにおける、私の始まり』
だったのです。¹⁶

モルトマンは、戦時中に捕虜収容所での経験をしている。苦痛で悲惨な体験というわけではなく、むしろ敵国であったイギリス人からの「親切心」が彼に希望をもたらし、生きていくことを可能にし、そして神学を学ぶことへと導かれていった、モルトマン自身による「証し」がこの中で示されている。このように「終わりの中に、新しい始まり」があることを、モルトマンはキリスト教信仰を持った最初の段階で彼自身の経験から学び取っていたことがわかる。

2.2 千年王国的終末論

モルトマンは歴史的千年王国説と終末論的千年王国説を区別し、前者を政治的ないしは教会的権力の宗教的正当化理論であるとし、終末論的千年王国説はこの世界における希望の必然的姿であるとした。千年王国説は終末論にはめ込まれると、生き残り、抵抗するための力になるが、歴史的千年王国説に対しては下記のように批判している。

自分の政治的ないし教会的現在を、キリストの千年王国だと称する者は、自分自身と肩を並べた、別なキリストの国への希望には我慢がならない。かえってそのような希望によって、自分がひどく疑問視され、危険にさらされていると感ずるに違いない。すでに示したように、現在のキリストの国の終わりの中で、または終わりのところで、展開される終末論は、ただ『ゴクとマゴク¹⁷』の黙示録的大破局や、最後の日の大いなる世界審判の

¹⁶ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』61頁

¹⁷ ヨハネの黙示録20章7～9節からの引用。「この千年が終わると、サタンはその牢から解放され、地上の四方にいる諸国の民、ゴクとマゴクを惑わそうとして出て行き、彼らを集めて戦わせようとする。その数は海の砂のように多い。彼らは地上の広い場所に攻め上って行って、聖なる者

みを見るだけである。このような後千年王国説は、やはり間違った救済史的な、現在の場所設定に基づいている¹⁸。

このように、モルトマンは終末論的千年王国への非難は、歴史的千年王国説に基づくものからであり、終末論は終わりのなかで、世界審判のみをみるだけだとしている。それでは逆に、終末論的千年王国説の問題はどこにあるのであろうか。モルトマンは「時」を最も困難な問題であることとして提示する。すなわち、キリストとその御国の来臨によって、時間の中ですべてが変わるだけでなく、時間そのものが別のものになる、と述べる。世界の全状況が、変えられるため、メシアの国をカレンダーの時の中に位置づけることは誤り、とする。理由として、カレンダーの時とは、この過ぎ行く世界の時だからであるとモルトマンは述べる。この「時」の問題について、モルトマンはコヘレトの言葉3章1節を引用し¹⁹、さらに続けて「時というものは、時の中で起こっていることによって規定される」とした。モルトマンは、次に神学的な視点から、その「時」を「満たされた時」への希望として提示する。

創造者およびその創造の保持者なる神が現在する『自然の国』と、神がイスラエルにおける契約によって、また教会におけるキリストによって現在する『恵みの国』と、神自ら御自身の神殿のごとく創造に内住される『栄光の国』とを区別する。キリスト教信仰にとって、現在は、いのちを与える御霊におけるキリストの現臨によって特徴づけられる。それゆえ、死人の中からの復活、『私たちの死ぬべき体をも生かす』（ローマの信徒への手紙8章11節）キリストの将来を期待する。したがって、それは、もはや

たちの陣営と、愛された都とを囲んだ。すると、天から火が下って来て、彼らを焼き尽くした。」

¹⁸ モルトマン、『神の到来』300頁

¹⁹ コヘレトの言葉3章1節「何事にも時があり天の下の出来事にはすべて定められた時がある。」

キリストの戦いによってではなく、キリストの御国によって特徴づけられる時にほかならない。この時は、もはや無常性 [過ぎ去ること] によってではなく、むしろ、いつまでも幸せな時の続く永続性によって定められる。このようないのちが勝利する『満たされた時』への希望なしには、いかなる人間も、滅びと否定の力に反対する、キリストのメシア的戦いに参加することはできない。『この世』の律法と権力とに必然的に反対して生きる者は、それに対応する新しい世界を待ち望む。彼の苦しむ抵抗の姿それ自体が、望まれている対応の否定的な鏡文字 [逆文字] なのである。²⁰

すなわち、モルトマンは「自然の国」、「恵みの国」、「栄光の国」という3つの国を区別し、現在という「時」は、御霊におけるキリストの現臨によって特徴づけられるとした。さらに、その「時」は無常に過ぎ去る時ではなく、永続性があり、定められた「時」であるとした。その永続性ある「満たされた時」への希望が、滅びへの力と戦うことができる。ここでの重要なことは、この世において、律法や権力と戦う者は、それに対応する新しい世界を待ち望む者である、とのモルトマンの言葉であろう。

モルトマンはキリスト教神学について、普遍史の神学でなく、戦いと歴史の神学とし、さらに、将来が危機的になることを肝に銘じさせるものとしている。例としてヒロシマをとりあげ、人類は「核無罪」ではなくなり、人類全体が死滅するものとなったことを述べる。そして歴史の究極的な終りの前に、人間の構成的可能性と破壊的可能性が一つにまとまる、とモルトマンは結論づけた。さらに、アンチキリスト的世界破壊に反対し、世界荒廃を防ぐ行動と希望が不可欠である、と述べる。千年王国的希望がなければ、抵抗とキリストに従うキリスト教倫理が、動機付けを失うであろうとする。原初のユダヤ教的なキリスト教的千年王国説は、殉教者の終末論であったため、終末論的現実逃避主義や、救済史的知ったかぶりとは、全く反対のものであ

²⁰ モルトマン、『神の到来』310頁

るとモルトマンは主張する²¹。

モルトマンはこのように述べたあと、「千年王国説的期待」は世界歴史のここ [此岸] と、世界の終末および新しい世界のかしこ [彼岸] との間を仲介する、との考えを示した。この「千年王国説的期待」によって、移行としての終わりを考えるようにする、というのがモルトマンの主張である。キリスト支配は、今の世界の状態から来るべき世界の完成への移り行きである (J.T. ベック) とした。そして、このような移行を無視するような非千年王国的終末論や現代的空想では、世界が突如として原初の爆発で始まったことになっているように、世界歴史は何の仲介もなく最後の爆裂 (ヒロシマの姿) で終わることになるのだとモルトマンは語る。そして、この人間によって作られた世界の終わりは、この今の無自覚・無責任な生と行動によって引き起こされているのだと、モルトマンは「食べたり飲んだりしようではないか。どうせ明日は死ぬ身ではないか」との聖書箇所²²を引用して、「私たちの死んだあとにノアの洪水が来るように [あとは野となれ山となれ]」のスローガンが、あとに続く世代に何のチャンスも残さず、負債の山・核廃棄物・荒廃した環境の中に沈み、終末論は大破局的であろうと警告する。メシア的、いやし救う終末論は、移行の千年王国的終末論であると結論づける。²³

このようにモルトマンは、「移行」のプロセスを重視する。何らかの神の仲介を必要とするのである。この点において、現在の世界で起きているエコロジーの問題、自然環境破壊の問題に対して、モルトマンが提示する終末論は、「移行」の終末論として重要な提言をしているのではないだろうか。

²¹ モルトマン、『神の到来』311頁

²² コリントの信徒への手紙一 15章 32節「単に人間的な動機からエフェソで野獣と闘ったとしたら、わたしに何の得があったでしょう。もし、死者が復活しないとしたら、『食べたり飲んだりしようではないか。どうせ明日は死ぬ身ではないか』」

²³ モルトマン、『神の到来』312頁

2.3 宇宙的終末論

モルトマンは、前項で述べたキリスト教的終末論は、宇宙的終末論へと拡大されなければならないと説く。そうでなければ、グノーシスの救済となり、もはや世界の救済を教えず、世界からの救済を教え、からだの救済ではなく、ただ魂のからだからの救済を教えるようになるためだとしている²⁴。そして、コリントの信徒への手紙一 15 章 28 節²⁵を引用して、すべてのものを創造した神は、やがて「すべてにおいてすべて」になられる。もしそうでなければ、何のために全てを創造したのか、とモルトマンは問う。したがって、宇宙的終末論は、何か「普遍主義」のためではなく、神のために必然であり、創造と救済のふたりの神ではなく、ただひとりの神であるために、救済と創造の一致が考えられるべきとモルトマンは述べる²⁶。そしてこの宇宙論的終末論のプログラムは、近代の科学・技術的文明において重大な困難にぶつかるとした。なぜなら、宇宙は全体として自然科学の対象となったからであるとモルトマンは述べる。

自然科学は、その方法において不可知論的取扱いをせざるをえない点、自己の分野において、宇宙の始まりについてもその終わりについても、いかなる神学的発言をすることもゆるされない。それゆえ、近代の科学が、『自然』の領域から手を引き、『歴史』の領域に集中し、しかもその『歴史』の領域の最も内面的な『人間の実存』に自己限定したことは理解できる。その際、宇宙論と終末論ほど互いに遠く離れたものはないことになった。しかし、宇宙論なしの終末論は、必然的にグノーシスの救済神話にならざるをえない。それは近代の実存主義が証明している通りである。

²⁴ 前掲書、388 頁

²⁵ コリントの信徒への手紙一 15 章 28 節「すべてが御子に服従するとき、御子自身も、すべてを御自分に服従させてくださった方に服従されます。神がすべてにおいてすべてとなられるためです。」

²⁶ モルトマン、『神の到来』388 頁

このようにモルトマンは宇宙論的終末論の必要性を述べるとともに、人間の実存は自然と結びついており、身体から離れた魂はなく、自然を離れての人類はなく、また自然の救済なしに人間の救済はありえないとする。それゆえに、「新しい天と新しい地」なしに人間の救いは考えられず、宇宙的生の条件の変化なしに人間にとって永遠の生はありえないとモルトマンは述べる。そのうえで、自然科学と宇宙的終末論との対話を図っていくことが重要であるとする。キリスト教終末論の根拠を、キリストの十字架の死と復活にあると述べ、宇宙的終末論も、宇宙の死と復活を通して、万物の新創造と「新しい天と新しい地」に到達するのだと主張する²⁷。

3. 現代における御霊の働き

終末論をキリスト教的なものから宇宙的なものへと視点を拡大していったモルトマン神学は、それを具体化する働きとして何を考えたのだろうか。考えられるひとつの選択肢として御霊による働きに注目したのではないかと思われる。モルトマンは日常生活経験を表現するうえで「生（いのち）の御霊」との言葉を使い、御霊の働きについて、キリストの働きに先行し、キリストの働きを超えるものであると表現している。すなわち、「生」が解放され、救済されるのは「御霊の働き」によるものであって、キリストの働きとは別に、普遍的に妥当性ある働きをするものだとモルトマンは述べている。この「生の御霊」の働きによって、「人間の生は、肯定を経験し、自ら肯定されるときに初めて躍動するものとなり、その躍動において幸せとなる。」とモルトマンは述べている。

さらに、人類に将来はあるのか、あるいは死滅するのだろうかとの問いに対しては、「私たちの生への意思、しかも一つの分割できない生への無条件的意思にかかっている」とし、人類が生きるか、あるいは死滅すべきかの問

²⁷ モルトマン、『神の到来』391頁

いには、「目的合理的ではなく、生に対する愛からのみ答えられうる問いである」とする。そして私たちがすでに個人として、かつ共同して多くの生の侵害と破壊を経験しているため、生に対する無条件な肯定は困難であると語る。さらにモルトマンは、「私たちは死に慣れてしまい、他の被造物と他人の死に慣れてしまっている。」ことを述べる。そして、それゆえに生を肯定し、他の被造物、他者と自己の生を肯定することが重要であると主張する²⁸。このように世界人類の存亡にまで及ぶ「御霊の働き」と「生に対する無条件な肯定」はモルトマン終末論の特徴と言ってよいであろう。さらに今後の神学に関して、モルトマンが語った下記の表現は興味深いものであり、「生」に対するモルトマンの強い関心がうかがえる。

世界の諸宗教は、この生についての問題において明白ではない。諸宗教はこの世界の存続を望んでいるのか、そしてこの世界において生を肯定するのが明らかでない。また、私たちは、いたるところで、黙示録的世界絶滅の宗教的変容と宗教的憎悪の恐ろしい徴候、とりわけ彼岸を志向するこの世の生と死に対する無関心を知る。A. シュヴァイツァーが求めた、無条件な生の肯定と包括的『生の畏敬』の宗教はどこにあるのであろうか。私の念頭にあるのは、生の経験から成立する神学、F・C・エーティンガーが啓蒙主義の機械論に反対して『生の理念から導かれる神学』(Theologica ex idea vitae deducta)を書いた、あのような神学である。²⁹

このように、モルトマンは、世界の諸宗教が「生」に対して肯定的なのか明らかでないことを危惧している。死に対して慣れてしまい、彼岸を志向するこの世の生と死に対する無関心の恐ろしさに気づくことが重要だとモルトマンは語る。

²⁸ モルトマン、『いのちの御霊』2頁

²⁹ モルトマン、『いのちの御霊』5頁

3.1 解放の神学について

次に、モルトマン神学が影響を与えたと言われている解放の神学についてみていく。解放の神学とは何か。『新キリスト教組織神学辞典』では下記のように「解放の神学」を定義している。

現代社会における抑圧的諸問題からの『解放』を唱え、イエス・キリストの福音を抑圧された者の視点から再解釈し、抑圧の構造的変革を目指す一連の神学を言う。解放の諸神学で対象とされる抑圧的諸問題とは、人種、民族、性、経済、社会、政治等と多岐にわたり、またそれらはしばしば複合しているため、それに応じてその神学も多様である。³⁰

このように、対応する神学も多様であるとされており、モルトマン神学のみが「解放の神学」に影響を与えたというわけではない。「解放の神学」の誕生は、1968年にコロンビアで開催された第2回ラテン・アメリカ司教会議（いわゆる「メデジン会議」）であると言われており、その代表者でペルーの司祭であったグスタヴォ・グティエレスが、希望を論じたE. ブロッホやユルゲン・モルトマンに触発されて、『解放の神学』を著したのが最初だったとされる。従来の主導概念であった「発展」ではなく、「解放」とし、その実現のために、マルクス主義の社会的分析を導入したとされ、その点から、米国では反米的とみなされ、カトリック教会内の一部からは、解放の神学は、「神学でなく、イデオロギー」として批判されたとしている。³¹

モルトマンは、ラテン・アメリカの解放の神学の重要な源泉は、聖書運動とキリスト教会の底辺共同体にある、と述べている³²。そして「教会の司祭たちは民衆の解放闘争と自由なニカラグア建設に関与すべきでなく、『民衆に永遠の命への準備をさせるべきである』とのローマ法王ヨハネス・パウ

³⁰ 菊池順、「解放の諸神学」、『新キリスト教組織神学辞典』54頁

³¹ 前菊池順、「解放の諸神学」、『新キリスト教組織神学辞典』54頁

³² モルトマン、『いのちの御霊』168頁

ルス2世の説教（ニカラグア、1983年）の無理解を取り上げ、遺憾である、と表明した³³。モルトマンは、その理由として、「死人の復活と来るべき世界の生」をモルトマン自身が希望するからこそであり、死と絶滅の力にモルトマンは抵抗せざるをえないからであり、自身の生を愛さざるをえないから、モルトマンは全力で搾取、弾圧と疎外から民衆を解放する、と述べている³⁴。

ローマカトリック教会は、宣教活動と社会的活動とを区別し、富める者と貧しい者とを区別せず、解放の神学とは明らかに対立した立場をとっていた。なお、『新キリスト教組織神学辞典』によると、教皇庁は1986年の教書で解放の神学の積極的な影響力を評価するに至った、とされている³⁵。

モルトマン自身は解放の神学に対して、どのような評価をしていたのであろうか。モルトマン終末論にとっては、解放の神学が民主的契約神学にならない限り、正当なものにはならず、むしろ危険であることを、モルトマンは指摘している。

『自由を得させるために、自由の身にして下さる』（ガラテヤ5:1）³⁶解放の神学は、そのさらなる発展のために聖書のもろもろの出来事に方向づけられるであろう。すなわち脱出は契約となる。解放の神学は、そうすることによって自ら契約神学（Federaltheologia）となる。解放の神学が埋め込まれている開放的民衆の政治は、民主的政治となる。—中略— このような民主的契約神学とならない解放の神学は、自由な生を誤り、容易にエリート集団とその教育の絶対的支配のイデオロギーとなりうる。『脱出』が解放の歴史的根拠であるように、「契約」は具体的な自由の生活様式である。³⁷

³³ モルトマン、『いのちの御霊』168頁

³⁴ 前掲書、169頁

³⁵ 菊池順、「解放の諸神学」、『新キリスト教組織神学辞典』55頁

³⁶ ガラテヤの信徒への手紙5章1節「この自由を得させるために、キリストはわたしたちを自由の身にしてくださったのです。だから、しっかりしなさい。奴隷の軛に二度とつながれてはなりません。」

³⁷ モルトマン、『いのちの御霊』171頁

モルトマンがどの程度まで具体的に解放の神学を支持し、その活動に寄与したか、あるいは批判したかの詳細は、本論文の目的ではない。しかしながら、解放の神学が南・中央アメリカだけでなく、ハイチや南アフリカ、さらには米国における黒人解放運動へと広がりを見せたことを考えると、モルトマン終末論が、世界的な貧困に対する社会運動を発展させた大きな影響力は否定できないであろう。「解放」の力の源泉を、「聖書運動とキリスト教会の底辺共同体」としたモルトマンの見識の高さは、評価されてよいのではないだろうか。

3.2 フェミニズム神学について

フェミニズム神学あるいはフェミニスト神学（女性神学）について、『新キリスト教組織神学辞典』では、フェミニスト神学は、解放の神学とほぼ同時期に米国において起こり、その後ヨーロッパ、世界へ広がっていった、としている。そして、支配された存在ではなく、『完全な市民』であることを主張する女性の闘いとして捉えていくことを記している。

フェミニスト神学を代表する一人E. シュスラー・フィオレンツァは、その著『知恵なる神の開かれた家』の中でその歴史を総括的に振り返り、多様な形態を持つフェミニズムを、ジェンダーの観点から規定され支配された存在ではなく、『完全な市民』であることを主張する女性の闘いとして捉え、また多様なフェミニスト神学についても、それは『神と世界に関する男主流の理解を本質的・根本的に改めることだけではなく、女性たちを指導的立場から排除し、二級市民としておとしめてきた宗教制度を変革すること』で、それを『女性たちの完全な市民権』の主張と男性の女性に対する『社会・文化・教会における支配と搾取の構造』の『変革』を通して

実現する理論と運動であるとした。³⁸

モルトマンは、上記のような視点だけでなく、フェミニズム神学について、聖霊論的視点から、終末論的に待望される霊の経験は、女性と男性によって同じようになされる、と語っている³⁹。この視点からフェミニズム運動を次のように述べている。

位階制度的教会論もキリスト中心的教会論も、もはや経験できる霊の注ぎを考慮せず、原始キリスト教的聖霊降臨の経験を締め出してしまう。両方の教会概念は強権的である。両方とも教会の状況を文化における男女の家族的・社会的状況へ転用し、そこから生じる矛盾に対しては、『反キリスト教的時代精神』に責任を転嫁したがるからである。⁴⁰

モルトマンはこのように述べた上で、「女であることはひとつのカリスマであり、男であることはひとつのカリスマである」として、次のように「聖霊論的教会概念」を展開する。

聖霊論的教会概念は、霊的な、すなわち生命を与える『すべての肉なる者』に注がれる衝撃の相互作用において、教会と文化を認知する。終末論的霊の経験は、この場合キリスト教世界とフェミニズム運動を理解し、両者を相互に実りある関係へと導く。フェミニズム神学は、その強い趨勢がしばしば抑圧されたキリスト教史における女性解放の伝統を明らかにし、教会と社会における心理社会的な女性解放に働きかけることによって、両者の間の橋渡しをする。キリスト教世界は、フェミニズム運動から、女性のカリスマの父権的過小評価や抑圧が霊に反する罪であることを学ぶ。フェミニ

³⁸ 菊池順、「解放の諸神学」、『新キリスト教組織神学辞典』56頁

³⁹ モルトマン、『いのちの御霊』354頁

⁴⁰ モルトマン、『いのちの御霊』355頁

ズム運動は、キリスト教世界と他の運動から、女性の人権ばかりでなく、それと一緒にすべての生けるものの再生が問題であることを学ぶ。そして男性たちは、両者を通じて、生から孤立させ自己疎外させる支配の役割から離れ、すべての社会と教会のレベルで自らの真の人間性、自己自身のカリスマ、生を促進する女性との交わりに向かって解放される。⁴¹

モルトマンは、聖霊論的視点から、女性のカリスマの父権的過小評価や抑圧が霊に反する罪であることを学び、女性の人権のみならず、すべての生けるものの再生が問題であることを学ぶのだと述べている。そして男性は、女性とすべての生けるものを通して、支配の役割から離れ、社会と教会において真の人間性、霊性、女性との交わりに向かって解放されると説く。従来の男性中心的な聖書解釈や神学への批判、聖霊論やキリスト論への批判という具体化された近年のフェミニスト運動においては、モルトマンの提示する聖霊論からの視点は重要かつ必要不可欠なものではないだろうか。解放の諸神学もフェミニスト神学も今や世界中に広がる運動となっている。これまでの神学の在り方を含めて、今後いかに社会と調和し、バランスのとれた神学と運動を進めていくかが大きな課題であろう。

3.3 御霊のエコロジー

モルトマンは、「全被造物が今日もなお、われわれと共にくめき、苦しみを味わっている」とローマの信徒への手紙8章22節⁴²を引用しつつ、信徒向けに分かり易く書かれた彼の著書『いのちの泉』にて自然界を含めた破壊された被造物全体への御霊への待望を語る⁴³。救われていないすべての大地に、

⁴¹ モルトマン、『いのちの御霊』356頁

⁴² ローマの信徒への手紙8章22節「被造物がすべて今日まで、共にくめき、共に産みの苦しみを味わっていることを、わたしたちは知っています。」

⁴³ モルトマン、『いのちの泉』176頁

悲嘆があると同時に、待望があるとし、春を待ち望む冬の期待の中に、いのちの春そのものが、すでに告げられているのだとモルトマンは述べている。子どもが母を呼ぶように、聖霊を呼び求め、聖霊は「解放する主」と呼ばれるだけでなく、「いのちを与える母」とも呼ばれ、私たちが聖霊の到来を待望するなら、私たちは「解放する主」と「いのちを与える母」の両者を待ち望むのだとモルトマンは語る⁴⁴。このように、不正と暴力からの解放と、時と死からの解放を、待ち望むと述べており、これは分かり易く、感情的にも一般の読者に訴えかける、共感しうる内容である。モルトマンは、神学の視点だけでなく、一般的な社会の一市民としての視点を持ちつつ語りかけてくるため、「愛」と「希望」に満ちた提案に心を動かされるであろう。しかしながら、モルトマンがその提案を一般向けにもせざるを得ないほどに、現在の社会が誰の眼から見ても、厳しい神の裁きの時を迎えつつあることを想起させるものであるのではないだろうか。

4. 近代科学における神学と個人的終末論

4.1 現代社会における科学と神学

現代社会における科学と神学について、モルトマンは神学を、学問の部門に準じた仕方で神学でない諸部門の中に制度的に組み入れる必要があると提言する。

神学の部門のうち、私たちは根本的に牧会神学を推進する。人が神学を必要とする召命の目的は、牧師および教師の立場に還元することができる。神学を『必要』とする召命の目的は、この『部門』の本質と構成をも既定する、すなわち『積義から説教・問答教育・牧会へ』である。今日、神学的諸部門とは別に、新しい、ただ神学的であるだけでなく、科学的、実践的に顧慮すべき信徒神学が形成されている。それは福音主義研究グループ、

⁴⁴ モルトマン、『いのちの泉』180頁

ドイツ福音教会（EKD）、の会議、クリスチャン・アカデミー、信徒大会によって言い表されている。もし大学が、このような変化せる状況を評価せんとするならば、このような神学を、[学問の]部門に準じた仕方でも神学でない諸部門の中に制度的に組み入れる必要があるのではなからうか。

45

上記のような、神学を学問の部門に準じた仕方でも神学でない諸部門の中に制度的に組み入れるというモルトマンの提言が活かされ、実際に日本の教育機関のカリキュラムにおいても「神学を必要とする」学際的アプローチを実現しうる提言がなされることを期待したい。それは文化的、宗教的な見地からの神学だけでなく、現代社会における科学的で実践的な牧会神学を、この世的な価値基準においても有用となりうる倫理と実例を増やす方向によって確立していく必要があるのではないか。

次にモルトマンは、キリスト教神学が語る「歴史の終わり」について述べる。現実には私たちが見る科学的な地平は、知識が限定され、有限であり、歴史的に見て暫定的な地平である、とモルトマンは語る。キリスト教神学が語る「歴史の終わり」は、「共に旅しつつ」常により広い前進へと招く究極的な地平である。なぜならば、神学でも真理と救いを所有の形で手に入れているわけではなく、ただ信仰と希望の形で持っているからである、とモルトマンは説く。そして、神学について、期待という仕方でのみ歴史の未来が与えることのできる究極の意味について私たちは知っているが、未来の先取りに導かれる希望は、真理の実験に飛び込んで行くものであると語り、行為とその結果のつながりのみに目を向けず、見えないものを含め、起こっている一切の出来事の意味をつかみ出す希望であるならば、確実性を受け取る希望でもある、とモルトマンは述べて、「死よ、お前の刺はどこにあるか。陰府よ、お前の勝利はどこにあるか」（Ⅰコリント 15:55⁴⁶）の聖書箇所を引用す

⁴⁵ モルトマン、『神学の展望』354頁

⁴⁶ コリントの信徒への手紙一 15章 54～55節「この朽ちるべきものが朽ち

る。

これまでの神学をモルトマンはどのようにとらえているのだろうか。神学はこの世に関する科学的で世俗的な事柄、例えば社会問題や倫理を扱うものではなく、救いの王国に焦点をあてたものとして、考えられ、私自身も現実世界と救いの王国とは分けて考えていた。

モルトマンも同様に、これまでの神学が、権限分割によって自己を分離し、世界を保持し形成する王国と救いの王国とをきっぱりと分けてしまった、と語る。しかし、「希望」をもたらす救いの未来は、歴史に決断を迫る全体の未来であることを神学が認識する時、歴史的目標を伴った、裁きと救いの究極的未来を伝えねばならないのだ、とモルトマンは語る。その理由として、この世界が神の終わりの約束の光の中に認識され、変革されるためである、としている。救いの未来は、それに向かう歴史的進行の中で形をなしていくものであり、それを追い求める時にのみ、人はそれを見出すことができるであろう、とモルトマンは述べて、これまでの神学を振り返った。

キリスト教神学は、モルトマンが示唆するように、「裁きと救いの究極的未来を伝える」役割を持つことが求められているのではないか。そうであれば、この世に関する科学的で世俗的な事柄についても、社会問題や倫理問題についても、神学は積極的に関わり、傍観者では許されない時が来ているのではないだろうか。それを実践的な課題として、私たちキリスト者が共同で取り組むべき内容とすることが、モルトマンからの重要な提言に思えるのである。

それならば、これからの神学についてモルトマンはどのように考えているのであろうか。モルトマンは、世界をおおう夜を見るだけでなく、来るべき朝に向かってすべての意味を呼びさまさなければならないと述べている。

ないものを着、この死ぬべきものが死なないものを着るとき、次のように書かれている言葉が実現するのです。『死は勝利にのみ込まれた。死よ、お前の勝利はどこにあるのか。死よ、お前のとげはどこにあるのか。』』

神学が神のために世界に立ち、世界のために神のもとに立つならば、神学はただ単に、世界をおおう夜を見るだけでなく、来るべき朝に向かってすべての意味を呼びさまさなければならない。神学は、あらゆる学問の部門の中に、責任に対する意味と展望に対する能力をも鋭く問わねばならぬ、何となれば神学の時は、パウロと共に、『世はふけ、日が近づいている（ローマ 13:12⁴⁷）』と語ることだからである。終末論的信仰は、ただ科学と共にのみ歴史的自覚に達することができるのである。⁴⁸

モルトマンが語るように、私たちは問題多きこの世の夜をみるだけでなく、来るべき朝に向かって、あらゆる学問のなかに、責任を問いかつ展望する能力が必要とされるとしている。そして、科学とともに、現在においても将来においても、歴史的な意味と展望を鋭く提示できる能力が、これからの神学に求められることであろうとモルトマンは語る。

4.2 今日の「生」と「死」

悲嘆の中にあつて、寄り添う者と寄り添われる者との対話は、牧会において非常に重要となる項目である。モルトマンは、寄り添う者が何を話すべきか、は第一の問題ではなく、むしろ彼（寄り添われる者）は何を求めているのか、彼は私に何を伝えようとしているのか、ということが、第一に考えることであると語る。さらに、寄り添う者と寄り添われる者の相互のコミュニケーションのほか、「失われたということの悲嘆が、経験したことのへの感謝に変えられる」ところが重要であろう。如何様にして、私たちの生において、喪失を受け入れて、「彼らが自分の生の一部となり、その交わりは決し

⁴⁷ ローマの信徒への手紙 13 章 12 節「夜は更け、日は近づいた。だから、闇の行いを脱ぎ捨てて光の武具を身に着けましょう。」

⁴⁸ モルトマン、『神学の展望』360 頁

て忘れられることはない」ことに気づいていくかが大切なプロセスとなると思われる⁴⁹。

また、モルトマンはジークムント・フロイドとの対話から、「悲嘆と憂鬱」について、悲嘆は失われた愛の対象によって占められていたエネルギーが徐々に解消していくが、憂鬱は自我感情の異常な低下経験から、対象選択は自己陶酔的な自己愛に基づいていると考察する。この自己陶酔的な自我は、愛する対象の喪失に、人格的な病的現象をもって反応し、故人によって見殺しにされ、見捨てられたと感じてしまうとモルトマンは語る⁵⁰。

わたしたちは、「悲嘆の作用が終わった後は、自己は、再び自由となり、新しい愛の対象を選ぶことができるようになる」ことに関して、明確に自覚したことは少ないのではないだろうか。「悲嘆と憂鬱」を区別し、「自己陶酔的な自我」への自覚は、憂鬱から逃れるための大きな解決策となりうることをこの箇所は示しているであろう。

モルトマンは、このように「悲嘆と憂鬱」を区別したあと、愛する人の死において、信仰において私たちは、死が究極のものではなく、別離もまた絶対的なものとは言えないことを経験すると語る。神の前で亡くなった人々と別れを告げるなら、それは、過ぎ行くことのない永遠の現在における別離であり、悲嘆の中で現在の喪失を実感するのではなく、亡くなった人々が、自らの生涯の統合された構成要素になっていることも実感するのだとモルトマンは語る。そして、神はその愛する者たちをご自身に受け入れ、「すべての人は、神によって生きている」（ルカ 20:38⁵¹）のであるから、私たちの別離も別のもとなり、悲劇性と終極性を失うのだと述べる。悲嘆の中で、死者に別れを告げるだけでなく、生へと彼らが変わえられることにも、あずかるのであるとする。死が永遠の生への変容の、私たちに向けられた側面であると

⁴⁹ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』196頁

⁵⁰ 前掲書、198頁

⁵¹ ルカによる福音書 20 章 38 節「神は死んだ者の神ではなく、生きている者の神なのだ。すべての人は、神によって生きているからである。」

するなら、悲嘆は、喪失の嘆きから、死者たちの新しい交わりへと変容するのだと語る。復活が死者たちに与えられると私たちが信ずるなら、この希望が、不安の深淵から導き出し、私たちを自由にする。私たちは、墓と私たちの生における別離を越えて、『もはや死のない』、あの神の将来を仰ぎ見る（黙示録 21:4⁵²）のだとモルトマンは述べている⁵³。

この悲嘆における痛みは、喪失と、自分が失われた存在である、という感情の中にあるとモルトマンは語り、その慰めについて自分自身の愛の痛みの中に、神の痛みも隠されているという経験について語る。

死者は神において守られていることを知り、自分も神の中に守られている存在であることを自覚する、壊れることのない交わりの経験の中にあります。しかし、そのことは、神性が、『運命』と呼ばれる感情のない冷酷な天的力ではなく、共感し、共苦する永遠の愛である時のみ、可能なのです。その時、自分の心の苦しみが神の苦しみであり、自分自身の愛の痛みの中に、神の痛みも隠されているという経験が可能となるのです。⁵⁴

今悲しんでいる人々は、どこで、どのように慰められるかとの問いに、モルトマンはヨハネの黙示録 21 章 4 および 5 節⁵⁵を引用し、ユダヤ教的、またキリスト教的希望の大いなるヴィジョンの中に答えはある、と語っている。希望によって私たちは、墓と死を越えて、神の将来を垣間見るであろうことを、期待したい。

⁵² ヨハネの黙示録 21 章 4 節「彼らの目の涙をことごとくぬぐい取ってくださる。もはや死はなく、もはや悲しみも嘆きも労苦もない。最初のものは過ぎ去ったからである。」

⁵³ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』 201 頁

⁵⁴ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』 203 頁

⁵⁵ ヨハネの黙示録 21 章 5 節「すると、玉座に座っておられる方が、『見よ、わたしは万物を新しくする』と言い、また、『書き記せ。これらの言葉は信頼でき、また真実である』と言われた。」

4.3 祖先崇拝について

キリスト教徒となることは、当時高校生の私にとって、家族と地域から断絶されることであった。祖先崇拝は地域社会特有の（少なくとも沖縄という地域で生まれ育った長男の私にとって）宗教的儀式であり、偶像礼拝に等しいと考えていた。また祖先崇拝のために親戚一同が会する宗教的行事が、後進地域の宗教として文化的・社会的に日本社会、さらにはグローバル化が進む世界から受け入れられず、米国インディアン居住区と同様に、限られた地域でのみ継続する可能性あるものに過ぎないと考えていた。親戚一同が集まるお盆や墓詣などの行事へは、参加するだけで静かに手を合わせていた。しかし、キリスト教に入信し、受洗したばかりの高校生の私は「キリスト教の神は拝むが、先祖は拝まない。先祖は神ではない。」と皆の前で宣言した。この発言は沖縄の郷土文化を破壊するものとしてキリスト教を嫌っていた祖父母だけでなく、親戚の叔父・叔母たちをも激怒させたのである。「先祖がお迎えにきて、一緒に神になって一族皆を見守ることを願う祖父母や高齢者への配慮が足らず、長男として思いやりに欠ける発言」と周囲から叱責されたものの、頑なな態度を変えることはなかった。このため現在でも祖父母のお墓に埋葬されることは、私だけ許されていない。このような経験を持つ私にとって、モルトマンが祖先崇拝を示す下記の理解は驚きである。

旧約聖書の長い種族の系図や、中国や韓国における何百年も続く長い祖先の系図の表が示しているように、時代を貫く世代間の交わりは、生そのものの本質的な要素なのです。この集団的連続性を抜きにして、個人のアイデンティティというものはありません。⁵⁶

モルトマンは旧約聖書の系譜の例をもとに、時代を貫く世代間の交わりの重

⁵⁶ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』210頁

要性を説いているが、本来的に改宗する、あるいは新しく信仰を持つということは、文化的・精神的な意味において、世代間の断絶を経験することに他ならないのではないだろうか。多神教の世界から一神教のキリスト教世界への変更は、少なからぬ自己変革を伴うものであり、集団的連続性がないと個人のアイデンティティがなくなるとするモルトマンの主張は、ユニークなものだと思われる。さらに、アジアにおけるキリスト教的祖先崇拜についてモルトマンは述べている。

中国・韓国・日本においてプロテスタントの宣教師たちは、しばしば祖先崇拜全般を偶像礼拝とし、洗礼と共に、全てのキリスト者から、彼らの祖先を拒否することを要求しました。しかし、彼らはそれによってまた、西欧文化の個人主義と進歩信仰を推し進め、アジア的家族文化を破壊してしまいました。中国・韓国・日本において、キリスト者が、中国人・韓国人・日本人であり続けることを可能にするには、先祖崇拜の独自のキリスト教的形態を発展させることが、より望ましいのです。⁵⁷

この点においても、モルトマンは戦後日本における宣教師たちの苦難をどのようにとらえているのであろうかを問うべきであろう。祖先崇拜とキリスト教の神への信仰とが共存しうるものかは、非常に興味ある事柄ではあるが、本論文ではなく、今後の学びとして継続していきたい。モルトマンはキリスト教的祖先崇拜に対する神学的根拠、すなわち、キリスト者がアジア的文化に適合することに奉仕するだけでなく、キリスト者によってアジア的文化の変革へ導くような神学的根拠を2つ挙げている。最初に、モルトマンはキリスト者の、未信者のパートナーからの離婚の問題の箇所、コリントの信徒への手紙一7章14節⁵⁸を取り上げ、このような代理的聖化は、祖先にも広げる

⁵⁷ モルトマン、『終わりのの中に、始まりが』212頁

⁵⁸ コリントの信徒への手紙一7章14節「なぜなら、信者でない夫は、信者である妻のゆえに聖なる者とされ、信者でない妻は、信者である夫のゆ

ことができるとしている。そして以下のようにその理由を述べる。

子孫の信仰は、また、家族の前の世代の人びとに対しても、さかのぼって聖める働きをします。そうでなければ、あなたがたの祖先は汚れていることになるでしょう。しかし、彼らは聖い、そのように人は、使徒の言っている意味を広げることができるでしょう。すると、このような意味で彼らが聖いのなら、彼らもまた敬慕されるべきものであり、そしてまた、子孫がキリスト者になることによって、祖先との家族の繋がりは、破られることがなく、聖められるのです。聖とされるということは、彼らが神の御顔の前に置かれ、この先祖との関係が、神の祝福のなかに置かれる、ということなのです。⁵⁹

2つ目にモルトマンが代理的聖化の根拠としてあげたのは、キリストの交わりは、生きている者たちの交わりだけでなく、死者たちとの交わりでもあるという点である。モルトマンはローマの信徒への手紙 14 章 9 節⁶⁰を引用し、キリストの死と復活について述べている。

キリストの復活において死の壁は打ち破られました。したがって、このキリストの交わりにおいて、死んだ人々は、近代的意味において、『死んでしまった』のではなく、根源的な意味において、『居合わせている（現存している）』のです。これがアジア的祖先崇拜と祖先の現存のもとでの生の、真理的根拠です。キリストの死と復活は、単に現在ある者たちにとっての将来的意味だけではなく、また、過去になった者たちにとっての希望をも

えに聖なる者とされているからです。そうでなければ、あなたがたの子供たちは汚れていることになってしまいますが、実際には聖なる者です。」

⁵⁹ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』213 頁

⁶⁰ ローマの信徒への手紙 14 章 9 節「キリストが死に、そして生きたのは、死んだ人にも生きている人にも主となられるためです。」

含んでいます。死人の復活は、私たちが過去の人々と関わっていることを知る唯一の希望なのです。⁶¹

モルトマンは上記のように、2つの聖書的根拠を説明したあと、死人の中から蘇られたキリストは死の国においても、その救いの可能性を持っておられることを信じると語る。さらには、ガラテヤの信徒への手紙3章28節⁶²から、祖先に対する尊敬と感謝が、長男だけでなく、娘たちによっても、祖先崇拜の伝統を持った国々では示されていることを述べる。このように、生きている者たちが、先祖たちの過去の世界に組み込まれること、このことはすなわち死者たちが子孫の世界に組み込まれることであり、それによって均衡が保たれて、世代間の均衡のとれた継続に至る、とモルトマンは述べる。その根拠として、祖先と子孫は、来るべき死人の復活の光の中に、また、「来るべき世界の生」への共通の希望の中に、現れて来る、と言う。キリストにある交わりは、希望の交わりにはかならず、この希望において、過ぎ行く時を越えて、共通の現在が生まれる、としている。

しかしながら、家長制が根強く残るアジアの文化において、モルトマンの先祖にまで遡る救いは、やや観念的すぎるのではないだろうか。多くのアジア諸国のキリスト教徒は、父母や親戚のほか、先祖にまで意識と行動を制約される可能性すら持っていることが多いと思われる。世代間信仰の継承において、神学的な考察のみならず、文化的、社会的、経済的な包括的なアプローチから、より詳細かつ分析的な調査が必要とされるのではないだろうか。

5. 最後の審判

5.1 終わりの時

⁶¹ モルトマン、『終わりの中に、始まりが』213頁

⁶² ガラテヤ使徒への手紙3章28節「そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです。」

この世の終わりにおいて、何が私たちを待っているのか。世界的な異常気象や COVID-19 のような感染症だけでなく、日本においては福島原発事故や経済の停滞など悲観的な問題が取り沙汰されるたびに「滅亡」の言葉が流行しては廃れていく。モルトマンはこのような極めて社会的かつ人間的な「終わりの時」をどのように考えているのであろうか。現代の人間歴史の終わりの時の脅威、軍事的・経済的・生態学的暴力行為による大量絶滅をモルトマンは「時の終局主義」として、「黙示録」や「ハルマゲドン」について語る者を批判した。

『黙示録』とか『ハルマゲドン』について語る者は、人間の大量犯罪を宗教的に解釈し、人間が仕出かしたことに対し、責任を擦り付けると試みる者である。たとい人類の普遍的な自殺行為が来るようなことが、万一あったとしても、その『黙示録的な』解釈は、人間をただ駄目なものにし、無責任にし、それによって、自らがこのような最後の時の終局主義の要素となってしまうであろう。禍に満ちた未来の期待ほど、禍に満ちたものはない。ユダヤ教的・キリスト教的黙示文学も、確かに歴史的・宇宙的破局の脅威の中で、人間に向かって語るが、しかし、カサンドラ⁶³のように語らない、また人類の犯罪と宇宙的大破局を、人間がそれに我慢するか、協力するか、またはただ屈服するように宗教的に解釈することもしない。ユダヤ教・キリスト教の黙示文学は、信仰の抵抗と希望の忍耐を呼び起こす。それは危険の中で希望を広げる。なぜなら、人間的・宇宙的終わりの中で、神の新しい始まりを宣べ伝えるからである。黙示文学の預言者たちは、将来的壊滅を『予言する』現代の自称『予言者』のように決して『世界最後の日』の預言者ではない。むしろ、神の創造的言葉と御霊の預言者である。歴史的・宇宙的脅威の経験と予感の中で、彼らは、神の将来と神のさばき

⁶³ 古代ギリシア神話に登場するトロイの王女の名。予言能力を持ちながら、神のアポロンから「予言を誰も信じてもらえなくなる」という呪いをかけられた。

と神の永遠の御国を宣べ伝える。⁶⁴

ジャーナリストや歴史の終わりの哲学者や歴史の解説者たちが広めている現代の黙示録的時代気分と、キリスト教の黙示文学的預言者たちとを対比しつつ、自らの死を勘定にいれず、取りとめなく、何ら悔い改めを呼び起こさない現代の黙示録的な解釈からは、普遍的な大破局主義と警告主義が出てくるだけで、一般的な優柔不断が推し進められるだけだとモルトマンは警告する。そしてモルトマンは重要なこととして、「黙示録的な」時代気分ではなく、現実を推し進めていくことを挙げた。まずは、私たちや他の人間、および地上におけるその生の置かれている状況をはっきりと認識することであり、ユダヤ教・キリスト教の黙示録的希望の伝統が何を語ってきたか、また、何を語っているかを、見定めることである、とモルトマンは語る。

5.2 「二重の審判の結末」

信ずる者は天の祝福、不信仰者は地獄の苦しみという「二重の審判の結末」は存在するのかどうかという点、それとも終わりには全てものが救われ、祝福され、万物が新しく創造される「全ての和解（全和解）」があるのかどうかという点、この2点の二者択一の問題がプロテスタント教義学では最後の審判の結末として問われている、とモルトマンは語る。そして、この問いの背後にある「神についての問い」について、神が創造者として、すべての被造物を生と死と復活にもたらすのか、それとも神はさばき主として、被造物を断罪するために、ただ冷淡に対応するのか、とモルトマンは問う。被造物を愛する神が、どうして被造物の持つ悪い破壊的な、神なき本質を滅ぼすのではなく、被造物そのものを滅ぼすことができるのだろうか、と問うのである。

聖書的に「二重のさばき」と「全和解」は証明されるのであろうか。「二重

⁶⁴ モルトマン、『神の到来』313頁

のさばき」についてモルトマンは次のように聖書箇所を挙げる。マタイ7章13節⁶⁵で「いのちに至る道」と「滅びに到る道」が分けられ、マタイ25章では「賢いおとめ、愚かなおとめ」の譬えが語られ、マルコによる福音書9章45節⁶⁶では「地獄」が、ルカによる福音書16章23節⁶⁷では富める者は「地獄の苦しみに」、ヨハネによる福音書3章36節⁶⁸では信仰を永遠の命と同一視し、不信仰を滅びと同一視している。

「全和解」についても同様に、エフェソの信徒への手紙1章10節⁶⁹にて、あらゆるものが頭であるキリストのもとに一つにまとめられ、コロサイの信徒への手紙1章20節⁷⁰では、「万物をただ御子によって、御自分と和解させられました。」とある。このように聖書においては、「二重のさばき」と「全和解」ともに聖書的に証明されうるものである、とモルトマンは述べている。

⁶⁵ マタイによる福音書7章13～14節「狭い門から入りなさい。滅びに通じる門は広く、その道も広々として、そこから入る者が多い。しかし、命に通じる門はなんと狭く、その道も細いことか。それを見いだす者は少ない。」

⁶⁶ マルコによる福音書9章45節「もし片方の足があなたをつまずかせるなら、切り捨ててしまいなさい。両足がそろったままで地獄に投げ込まれるよりは、片足になっても命にあずかる方がよい。」

⁶⁷ ルカによる福音書16章23節「そして、金持ちは陰府でさいなまれながら目を上げると、宴席でアブラハムとそのすぐそばにいるラザロとが、はるかかあなたに見えた。」

⁶⁸ ヨハネによる福音書3章36節「御子を信じる人は永遠の命を得ているが、御子に従わない者は、命にあずかることがないばかりか、神の怒りがその上にとどまる。」

⁶⁹ エフェソの信徒への手紙1章10節「こうして、時が満ちるに及んで、救いの業が完成され、あらゆるものが、頭であるキリストのもとに一つにまとめられます。天にあるものも地にあるものもキリストのもとに一つにまとめられるのです。」

⁷⁰ コロサイの信徒への手紙1章20節「その十字架の血によって平和を打ち立て、地にあるものであれ、天にあるものであれ、万物をただ御子によって、御自分と和解させられました。」

「二重のさばき」をみていくと、事実、断罪は存在するであろうが、それは永遠であろうか、とモルトマンは問う。さばき・断罪・「永遠の死」について言われていることは、終局的・アイオーンの（一定の定まった終わりのない時、長い時）であるが、決して「永遠」を意味していない、とモルトマンは語るのであるが、この点において、彼の神学の特徴が表現されているのではないだろうか。すなわち、「二重のさばき」は存在するであろうが、時間として永遠ではない、という考えである。

それでは「二重のさばき」に反対する者たちにいかように神学的な視点から語るのだろうか。モルトマンはローマの信徒への手紙5章20節⁷¹を用いて、「罪が増したところには、恵みはなおいっそう満ちあふれた」とした。神は、人間を愛するにもかかわらずではなく、人間を愛するゆえに、人間の罪に対して怒り、ご自身の被造・似像としての人間に、永遠に然りを語ったゆえに、時間的否を言うのだ、とその理由を述べる。神の「最後の審判」は「二重の結末」をもつのではなく、むしろ、万物の新創造のための神の義の普遍的貫徹に奉仕するのである、とモルトマンは語り、次のように結論づける⁷²。

信仰において経験する、神の怒りに対する神の恵みの優越は、世界のさばきとすべてのものの和解とは、決して対立するものではないという結論に導く。すべてのものの和解は、神がご自身の正義を造り、正しくする義を明らかにする、世界審判によって行われる。こうしてすべての者、すべてのものが神の栄光の御国に集められるのである。

次に「全和解」に反対する者に対するモルトマンの神学的な視点は、神はご自身の栄光を、人間の手置くほど、ご自身を低くされるという点である。

⁷¹ ローマの信徒への手紙5章20節「律法が入り込んで来たのは、罪が増し加わるためでありました。しかし、罪が増したところには、恵みはなおいっそう満ちあふれました。」

⁷² モルトマン、『神の到来』369頁

圧倒する力によってではなく、説得によって、神は人間を救う。神はその救いの意思を人間の信仰の決断に依存せしめるほどまでに、キリストにあって福音を通して、人間のもとに低くこられてご自身を表される。神はご自身の栄光を、人間の手置くほど、ご自身を低くされる。神は明らかに、相互性を当てにされる。なぜなら、神は信仰をも、また不信仰すらも、人間の自由な決断を尊重し、各人に『最後の審判』で、彼がどのように信じ、あるいはどのように信じなかったかをお示しになる。彼もしくは彼女自身の選んだものを、信仰者は救いを、不信仰者には救われないことをいうように、『各人に自分のものを』であって、それは、報復もしくはサディズムとは、何の関係もない。⁷³

このように「全和解」の教えは、「神の救いの全体性」を強調し、「二重のさばき」の教えは「神の救いと人間の信仰の相互性」を浮き彫りにする、とモルトマンは表現し、続けて『全和解か二重のさばきか』の問題を語る。

『全和解か二重のさばきか』の問題は、神の決断と人間の決断の関係へと先鋭化する。全和解の教えは、限りない神信頼を実現する。神が欲することはまた、神にはできるし、神はそれを行うであろう。すべての人間が救われることを神が望まれるなら、究極的にはすべての人間が救われる。二重のさばきの教えは、とてつもない人間の自己信頼を表現する。信仰か、不信仰かの決断が、永遠の意味をもつなら、永遠の命運、祝福か断罪かは、人間の手にあることになる。根本的には、永遠に人間からでてくるものは、人間の態度にかかっている。神の役割は、福音における救いの提供と、最後のさばきにおける受け入れるか、拒否するかの確定に還元されてしまう。

⁷³ モルトマン、『神の到来』370頁

このように述べたあと、モルトマンは「信仰による受け入れが、キリストをこの人間の救い主とする。しかし、そのことによって人間が、根本的に自分自身を救ったり、断罪したりしないであらうか。」と問う。すなわち、「二重のさばき」の教えは、人間が信じ、人間が万物の尺度であり、世界の中心であって、それゆえ、その決断に一切がかかっているようなものではないか、と問うのである。例として、早く死んだ子どもたちや重度の障がい児に、信仰の決断ができるのか、救われるのか、滅びるのか、などの問いが出てくるとモルトマンは述べる。人間の決断という点に関して、さらにこの問いを次のように先鋭化していく。

もし、私たちが、[神は人間の救いのために、何をどれくらい行い、それに対し人間は何をどれくらい、行わなければならないか]を問おうとするならば、私たちは、神と人間を同じ量りで測っていることになる。神と人間とを同じ平面で見るとは、神を人間化し、人間を神にすることを意味する。しばしば用いられる『提供と受容（やり取り）』の型は、神の恵みと人間の決断をこのような同一平面にもたす。『提供品（特価品）の教会』というつまらないスローガンは、『万物の地球規模のマーケティング』のために現れた、この社会の宗教的スーパーマーケットでの安売り特価提供品の提供者に、神を仕立て上げる。その場合、『お客様』[人間]はまた、神に対する『王様』である。⁷⁴

このようにモルトマンの現代社会における神と人間との関係を、特価提供品の提供者とお客様になぞらえ、終わりの時に関して、私たち人間の持つ傲慢さのリスクに警鐘を鳴らしていると言っても良いであろう。

⁷⁴ モルトマン、『神の到来』372頁

5.3 「万物の復興」

終末論の問題に関して、キリスト論的解答として、モルトマンは、「ゴルゴダにおけるキリストの十字架の深みに沈まねばならない」と述べる⁷⁵。そこにおいてのみ、限界なき和解の確信と、万物復興・全和解・永遠の御国への世界の新創造に対する、希望の真の根拠を見出す、とモルトマンは語る。そして、義をつくる神の義の究極的な広がり、永遠の神の国に仕えるのであって、壊された神の世界秩序の閉じられた修復に仕えるのではない、と主張する。そして、「最後のさばきは終わりではなく、始まりである。その目的は、永遠の神の国の建設のための復興にほかならない。」として、次のように万物の復興について述べる。

万物の復興についてのキリスト教的教えは、断罪や地獄を否定しない。むしろ、反対に、それは、キリストがその苦難と死において、世界の和解のために神に見捨てられ、真の全き地獄を苦しみ、私たちのために、真の全き罪の断罪を経験したことから出発する。万物の和解の根拠は、全くそこに存在する。浄化された人類の楽観主義的夢ではなく、キリストの陰府への下降〔地獄行き〕こそが、何もかも滅びることなく、すべては復興されて、永遠の神の国に集められるという確信の根拠なのである。全和解への希望の真のキリスト教的根拠は、十字架の神学であり、十字架の神学からの唯一現実的結論は、万物の復興なのである。⁷⁶

このように、全和解への希望の真のキリスト教的根拠は、十字架の神学であり、十字架の神学からの唯一現実的結論は、万物の復興なのであるとした。さらに、モルトマンは地獄について、世界のある場所ではなく、地の底にあるのではなく、実存的経験として、罪と神なき存在への神の怒りと呪いの経

⁷⁵ 前掲書、379頁

⁷⁶ モルトマン、『神の到来』380頁

験である、と語る⁷⁷。万物の復興について、また地獄について述べた後、「最後の審判」が恐怖ではなく、むしろ無限に慰めにみちた喜びの源であることをモルトマンは語る。

『最後の審判』は、何ら恐怖ではない。むしろ、キリストの真理の中で、人間に宣べ伝えうる最も驚くべきものである。殺害者が、ただ単にその犠牲者に、究極的に勝利することはないばかりか、むしろ、彼らは永遠に、その犠牲者の殺害者にとどまり続けることはできないことを知るの、無限に慰めにみちた喜びの源である。万物の復興の終末論的教えは、神の正しさばきであり、新たないのちに呼びさます神の国であるという、二つの面を持っている。⁷⁸

モルトマンの主張する「最後の審判は、何ら恐怖ではない」との言葉に、安堵感を覚えるであろう。罪を犯した加害者に対して、「永遠のさばき」ではなく、救いの道が開かれることは、モルトマン終末論の大きな特徴であり、希望をもって、新たな創造に向かって進んでいくための慰めと喜びのメッセージとなるであろう。

6. 結論

モルトマンの終末論が現代社会において実践的な価値、影響力を持って展開してきた事実を認識した。さらに、それは同時に今私たちが何をなすべきかの重要な指標を与えてくれる。より客観的に、さまざまな批判も含めて、モルトマンが意図し、提示した世界を考察することは今後の宣教と牧会活動への一助となるであろう。これまでのキリスト教的終末論から宇宙的終末論へ展開するモルトマンの視点は、広くて鋭く、多くの人々に感銘を与えるものとなっている。現在、SNS含めた多種多様なニュースメディアによって、

⁷⁷ モルトマン、『神の到来』382頁

⁷⁸ 前掲書、386頁

地球規模の問題が頻繁に提示されている。社会的・経済学的・生態学的な地球規模の問題に対して、私たちは現代の黙示録的解釈による希望のない終わり、初めのない終わり、御国のない裁きに陥りやすい。キリスト教徒である私たちにとって大切なことは、「死」に打ち勝った主イエス・キリストの復活が、まことの終わりであり、まことの始まりであるとの認識から終末論を語ることであろう。

さらには、終わりの時の「神のさばき」について、私たちは『全和解』か『二重のさばき』の議論を見てきた。特に「二重のさばき」は存在したとしても、時間として永遠ではないというモルトマンの考えについては、新しい発見であり、私自身を含めて、多くの罪びとにとっての慰めであり、喜びとなるであろうことが想像できる。

御霊への待望と未来への希望を持って創造していく、一人一人の「生」と「死」にバランスよく柔軟に共に向き合う姿勢を示してくれたモルトマン終末論を牧会のなかで共に生活するなかで、実践し続けていきたい。思えば、長年病室で苦しみぬいてきた白血病末期の子どもの前で、「今を精いっぱい生きよ」と言えるのであろうか。病者の痛みを理解しない健常者の傲慢ではないだろうかとは私は考えていた。しかし、現在の私の答えは「然り」である。未来を志向する生（いのち）の御霊があればこそ、私たちは悲慘な現実と現場から先の世界を見通すことができる。眩しい陽が降り注ぐ海原にヨットで滑走する彼の夢を共有し、弱さも狡さも情けなさも、全てご存じの主イエスが共におられることを、喜びともって新しい時と命を与えられる空間に、「生の御霊」とともに挑んでいくことを、「死」は終わりでなくて始まりであることを、私は語るべきであったし、これからの様々なケースにおいて実践していきたい。「死」は新しいいのちの始まりであることを、御言葉とともに、高齢化した日本の社会において、共に教会生活する牧会の中で宣べ伝えていきたい。私たちの未来への希望と、この世的悪への抵抗を通して、この世の現実へ働きかけてくる未来を待ち望むことを、モルトマン終末論から学んできた。現在我々が生きる世界の問題を正確に認識し、解決に努力するとともに、

政治的・経済的にもバランスのとれた「愛の実践」に基づく宣教と牧会を目指したい。価値観が多様化する現実の社会に、主イエス・キリストの御言葉が一人でも多くの人に受け入れられることを願う。牧会者として遣わされていく際には、「死」に直面する人々に寄り添い、明確な「天国」のヴィジョンを持ち、新しい始まりの一步を踏み出す伴走者となることを願う。

参考文献1 ユルゲン・モルトマン文献

ユルゲン・モルトマン、『希望の神学』、高尾利数訳、新教出版社、1968年
ユルゲン・モルトマン、『神学の展望』、喜田川信・蓮見和夫訳、新教出版社、
1971年

ユルゲン・モルトマン、『いのちの御霊』、沖野政弘・蓮見和夫訳、新教出版社、1994年

ユルゲン・モルトマン、『神の到来』、蓮見和夫訳、新教出版社、1996年

ユルゲン・モルトマン、『いのちの泉』、蓮見幸恵訳、新教出版社、1999年

ユルゲン・モルトマン、『三位一体と神の国』、土屋清訳、新教出版社、2002年

ユルゲン・モルトマン、『終わりの中に、始まりが』、蓮見幸恵訳、新教出版社、
2005年

ユルゲン・モルトマン、『希望の倫理』、福嶋揚訳、新教出版社、2016年

参考文献2 モルトマン以外の文献

泉田昭（編）、『新聖書辞典』、いのちのことば社出版部、1985年

日本聖書協会、『新共同訳 聖書』、1987年

山内真（監修）、『新共同訳 新約聖書略解』、日本基督教団出版局、2000年

アルフォンス・デーケン、『よく生き、よく笑い、よき死に会おう』、新潮社、
2012年

N・T・ライト、『驚くべき希望』、中村佐知訳、あめんどう、2018年
西谷幸介、「終末論」、『新キリスト教組織神学辞典』、東京神学大学神学会〔編〕、
166頁-168頁、2018年

福島揚、「11 キリスト教的終末論と希望」、土井健司・村上みか・芦名定
道・島田由紀、『キリスト教神学命題集』、日本基督教団出版局、178頁-
181頁、2022年

参考文献3 インターネットからの資料

NHK 放送文化研究所、放送研究と調査 APRIL 2019 「日本人の宗教的意識や
行動はどう変わったか～ ISSP 国際比較調査「宗教」・日本の結果から
～」、調査時期 2018年10月27日～11月4日 全文掲載PDF（下記URL
よりダウンロード）

https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20190401_7.html（2022
年11月28日最終確認）

復興庁「復興の現状と課題（復興の現状と今後の取組）」令和4年10月資
料（PDF）

（下記URLよりダウンロード）：

[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-
1/20131029113414.html](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20131029113414.html)（2022年11月28日最終確認）

ハーベスト・タイム・ミニストリーズ、『3分でわかる聖書』Q250 携挙とは
何ですか。

YouTubeによる配信（下記URLより）

<https://www.youtube.com/watch?v=E9Tx2ji-IyM>

（2022年11月29日最終確認）

『エフタの誓い』⁷⁹

めぐみ教会 伝道師 ^{しのぎ} 篠崎 ^{ちほこ} 千穂子

【主題聖句】

新改訳 2017) 士師記

11:30 エフタは【主】に誓願を立てて言った。「もしあなたが確かにアンモン人を私の手に与えてくださるなら、

11:31 私がアンモン人のところから無事に帰って来たとき、私の家の戸口から私を迎えに出て来る者を【主】のものといたします。私はその人を全焼のささげ物として献げます。」

11:34 エフタがミツパの自分の家に帰ると、なんと、自分の娘がタンバリンを鳴らし、踊りながら迎えに出て来ているではないか。彼女はひとり子で、エフタには彼女のほかに、息子も娘もなかった。

11:35 エフタは彼女を見るや、自分の衣を引き裂いて言った。「ああ、私の娘よ、おまえは本当に私を打ちのめしてしまった。おまえは私を苦しめる者となった。私は【主】に向かって口を開いたのだから、もう取り消すことはできないのだ。」

11:39 二か月が終わって、娘は父のところに帰って来たので、父は誓った誓願どおりに彼女に行った。彼女はついに男を知らなかった。

1. 問題提起

当該テキストを読む際、読者が疑問に思うであろう点は以下のとおりであ

⁷⁹ 本研究は2022年聖契神学校「聖書解釈学」クラスを特別聴講（卒業後の聴講）した際、研究レポートとして提出したものである。聖契神学校は新改訳聖書2017を使用しているため、本稿においても聖書テキストは新改訳聖書2017を使用している。

ると考える。本稿は以下三点について解決を与えることを目的として著すものである。

- (1) 誓願とは何か。その蓋然性と意義について考える。
- (2) なぜ主はエフタの娘が全焼のささげ物とされることを、イサク奉獻(創世記22章)のように止めることをしなかったのか。
- (3) 当該テキストにおいてエフタの娘の処女性が強調されているのはなぜか。

2. 士師記緒論

- (1) 著者：不明。ただし、一部は預言者サムエルに由来する可能性をもつ。
- (2) 対象者：神の民イスラエル
- (3) 年代：出エジプトからソロモンの治世の3年目まで480年の間隔があるとするI列王記6：1の記述に基づいて年代測定をすると、出エジプトがBC1446年頃、士師記はBC1380年頃からサウルの台頭するBC1050年ごろと推定される。エフタはイスラエルが300年間ヘシュボンを占領したと語るため(士師記11:26)、年代的な一致が見られる。エフタの時代はこの測定によるとBC1078～1072年と思われる。
- (4) 士師記のテーマと神学：神は「士師」と呼ばれる指導者を通して、不貞によって約束の地を失いかけているイスラエルの神を繰り返し救い出す。(背教→抑圧→苦難→解放→しばらくの平和→背教……のサイクル) その中において、イスラエルは神の支配を認め、忠誠を誓うことが求められる。また神の驚くべき忍耐と寛容の性質は士師記の神学的テーマである。士師記におけるイスラエルの失敗の時代は、主の霊の力を強調し、神の霊は主の王国を脅かす諸国との争いにおいて勝利をもたらしたということを証している。
- (5) 文学的特徴：プロローグ(1:1-3:6)、本文(3:7-16:31)、エピローグ(17-21章)の三部構成。この中で各士師たちは、ギデオンとアビメレクが「理想の士師」と「反士師」として、エフデとサムソンが並列的な特徴

をもち、デボラとエフタはこの時代の重要な問題を扱う孤高の士師として描かれている。⁸⁰

3. 語彙積義

本項においては問題提起の(1)～(3)を探るため、「誓願」「ひとり子」「処女」について積義を行う。

(1) 誓願 נָדַר

neder (名) (男) 誓い、誓願、誓願のためのささげ物を示す。士師記 11:30 及び 39 においては三人称単数男性形として、「彼(エフタ)の誓願」の意が示される。⁸¹

(2) ひとり子 יָחִיד

yahid (形) または (実) 唯一の、独特の、唯一のもの、ひとりぼっちの、の意。創世記 22 章イサクの奉獻記事と士師記 11 章エフタの娘の記事において同一表現として使用されている。⁸²

(3) 処女 בְּתוּלִים

betulim (名) (女) 処女であること、処女のしるしを示す。士師記 11:37 及び 38 においては「処女であること」の意が採用されている。⁸³

4. 「エフタの誓い」に関する各解釈者と筆者の見解

(1) 誓願とは何か。その蓋然性と意義について考える。

1) L.Delekat、山我哲雄⁸⁴

誓願について L.Delekat と山我哲雄は「誓願は何よりも誓願者のヒロイズムを表すものであり、同時に自分自身に対する励ましである。」と記す。その

⁸⁰ 『NIV Study Bible』 p. 366～372

⁸¹ 『旧約聖書ヘブル語大辞典』 p. 934

⁸² 『旧約聖書ヘブル語大辞典』 p. 551

⁸³ 『旧約聖書ヘブル語大辞典』 p. 226

⁸⁴ 『旧約新約聖書大事典』 p. 666

上で、父や夫は妻や娘の立てた誓願を取り消すことが出来たこと（民数記 30:2-15）、よく考えずに軽々しく立てられた誓願は祭司によって取り消すことが出来た可能性を伝道者の書5章を根拠に示している。

2) Walter C kaiser Jr, Peter H Davids, F F Bruce, Manfred T Brauch⁸⁵

Walter C kaiser Jr, Peter H Davids, F F Bruce, Manfred T Brauch は、誓願について以下のように述べている。

- ①良心や実行困難な誓願は避けるべきである。（箴言 20:25、伝道者 5:2-6）
- ②誓願は神への好意を買うために用いてはならない。
- ③誓願は神の無償の恩寵に対する感謝を表すものである。
- ④誓願を立てたなら果たされるべきである（民 36:2 ; 13、詩 15:4、66:14、76:11、使徒 5:1-4）。
- ⑤一方で道徳律に反する誓願は守られるべきではなく、人身を生贖とすることは明確な律法違反である。（レビ 18 : 21、申 12 : 31）
- ⑥レビ記 27:1-8 に娘を買い戻す規定がある。
- ⑦「出てくるものは何でも」という誓願を動物犠牲と受け止める解釈があるが、ヘブル語テキストは動物も含めて何でも許される女性形ではなく、男性形が使われているため、この誓願は人間の生贖が想定されていたことがわかる。

ゆえに、Hard Sayings of the Bible の著者たちは、「エフタは神への誓願を破棄できる可能性を有していた。しかしそうしなかった。」という結論に至っている。

3) John Walton, Kim Walton⁸⁶

John Walton, Kim Walton は、「エフタの誓願は、古代世界のすべてのそれと同様に、神の名においてなされたものであった。その上で、それは神から求

⁸⁵ 『Hard Sayings of the Bible』 p. 135～138

⁸⁶ 『The Bible Story Handbook』 p. 193～195

められた何らかの好意や利益と引き換えに、何か（通常は生贄）を捧げることを約束するものであった。人々は、神がその誓いを守ってくれると信じ、それを破った場合は、誓ったものよりもはるかに大きな代償を伴うと考えた。」とする。すなわち、エフタが誓願において影響されたものは、イスラエルの民が日々覚えることを定められた神の戒めではなく、古代世界に共通する「異教の神々に誓願をたてる方法」であったことが分かる。

4) アーサー・E・カンダル⁸⁷

カンダルは、神の支持を「請願（原文ママ）」したことによって、神の特性や要求を認識しそこなったと論じる。「家の戸口から私を迎えに出てくる者」（士師 11:31）という記述に際して、エフタは動物犠牲を想定していたという論があるが、本書はそれを否定する。

5) Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery⁸⁸

Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery は、エフタの誓願を以下の4つの誓願と構造的に一致すると主張する。

- ①創世記 28:20-22 のヤコブの誓願
- ②民数記 21:2 のイスラエルの誓願（聖絶の誓願）
- ③ I サムエル記 1:11 のハンナの誓願
- ④ II サムエル記 15:7-8 アブサロムの誓願

しかしながら、これらの誓願はいずれも人間を生贄にささげるという種類のものではなく、構造的な一致に過ぎない。

また、士師記 10:10 において当時イスラエル人はアンモン人の神ミルコムやモアブ人の神ケモシュを崇拝していたことを伝え、II 列王記 3:27 においてはその指導者たちが子どもを生贄にささげていたことが知られていると著者は語る。そう考えるとすれば、エフタは単に「イスラエルの勝利」

⁸⁷ 『ティンデル聖書注解士師記』 p. 137

⁸⁸ 『The New American Commentary Judges, Ruth』 p. 350～379

のみならず「イスラエル人の歓心を得る」ために異教のやり方で誓願を立てた可能性が考えられる。

また著者はエフタの誓願の動機と形式はアフリカ北部のカナン人・フェニキア人の子孫であるブニキア人がカルタゴの葬祭記念碑に刻んだ多くの誓願と著しい類似性を持っているとしている。

6) Trent C. Butler⁸⁹

Trent C. Butler は、エフタの誓願の成就是物語の結末を変える証拠にはなり得ず、この誓願は彼がイスラエルの神学を知っているものの、その神学を完全に信頼していないことを示している、とする。また Brensinger⁹⁰の言として、本書はエフタの「誓願」を「交渉」と意味づけて以下のように語る。

①エフタはヤハウエとの会話や直接の関係はなく、彼についての記述のみである。

②彼の以前の交渉は、部族の長としての彼の役割を勝利に依存させるものであった

③交渉はエフタの生き方である。

7) 丸山悟司⁹¹

丸山は、誓い（誓願）には、神がその民に対して誓われる側面と、人間が誓いをする側面とがあると語る。前者の場合、旧約聖書の中でヘセド（真実、誠実、恵み、愛、慈しみ、あわれみ等と訳される）に基づく神の真実の表われである。一方後者の場合、その重大性はモーセの律法において強調されており（出エジプト 20:7 ; 16、レビ 19:12、申命記 5:11 ; 20）誓いは果たされなければならなかったと言及される。

⁸⁹ 『Word Biblical Commentary Judges』 p. 268～300

⁹⁰ Brensinger, T. L. Judges. BCBC. Scottsdale, PA: Herald, 1999.

⁹¹ 『聖書神学事典』 p. 514～516

8) 筆者の見解

上記注解者たちの論をまとめたところ、人間から神に対する誓願の場合、取り消すことがあり得るとはされていなかったことがわかる。誓願（すなわち誓い）は本来神へのセドに基づく真実に由来しているため、人間の応答としての誓願は果たされて然るべきというのが丸山の論である。またこれを補完するかのように、民数記 30 章においては女性の誓願は夫によって取り消されることが可能であるが、男性の誓願は取り消しが不可能であることが示される。

一方で、Walter C Kaiser Jr, Peter H Davids, F F Bruce, Manfred T Brauch らは道徳律にもとる誓願（レビ記 18:11 及び申命記 12:31）に関しては取り消すことが出来たことを、レビ記 27:1~8 が示しているとする。

イスラエル民族として民数記も申命記も知り尽くしていたことが想定されるエフタが、なぜ「誓願を取り消さない」ことを民数記 30 章を根拠に選択したのであろうか。

アーサー・E・カンダルは、エフタが初めから生贄としてささげるものを「動物」ではなく「人間」で考えていたことを指摘する。また、L.Delekat と山我哲雄は誓願者のヒロイズムの存在を示す。また John Walton, Kim Walton は古代異教の常識に準じたエフタの姿を浮き彫りにし、Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery は異教の神に度々心を奪われたイスラエル人の歓心を買うためであったことを指摘する。更に Brensinger はエフタがこの誓願の際に神と関係性を持たないままに「交渉」をしたに過ぎないことを示している。

つまりエフタにとって「誓願」とは神との信頼関係に基づくものではなく、かつて自らを出自の低さによって追放した者たちとの「交渉」（士師記 11:9）と同様のものではなかったことが見て取れる。本来「交渉」に過ぎなかったものを、ヒロイズムのために「誓願」としてしまったエフタにとって、これを覆すことは不可能であった。もちろん自らの「誓願」が「道徳律にもとるもの」であったとは認めることもできなかった。この「エフタの誓い」は「誓い」

と呼ばれているものの、本来的な「誓願」の体を成してはおらず、したがってこの一方的な「誓願」と呼ばれる「交渉」の責任は神にはないことが見て取れる。

(2) なぜ主はエフタの娘が全焼のささげ物とされることを、イサク奉獻(創世記 22 章) のように止めることをしなかったのか。

1) Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery

Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery によると士師記 11 章におけるエフタの娘と、創世記 22 章における奉獻されようとしたイサクには、אֶחָדという同一の「ひとり子」という説明が加えられている。しかしこの二人の物語は大きく異なった結末を迎えた。Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery は、New American Commentary Judges において二人の相違点について下記の説明を加えている。以下は Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery の言を表にまとめたものである。⁹²

	創世記 22 章 イサクについて	士師記 11 章 エフタの娘について
文学スタイル	ゆっくり詳細に語る	簡潔で素早く語る
犠牲の目的	<u>犠牲になる者の献身を試す</u>	<u>神の献身を試す</u>
神の役割	<u>主導権を握り、それに基づき人に沈黙したり、語り掛けたりする。</u>	<u>人が神に語る</u>
執行者	家から呼び出される約束の父 (アブラハム)	家から追い出された売春婦の息子 (エフタ)

⁹² 『The New American Commentary Judges, Ruth』 p. 350～379

執行者の性格	聖なる家父長、神に従順	異教徒化した英雄、神から独立
犠牲者と執行者の関係性	父に深く愛された唯一無二の子 父に連れられて山へ向かう	父に深く愛された唯一無二の子 父をおいて一人で山へ向かう
犠牲者	男性	女性
犠牲者の反応	<u>受け身に運命を受け入れる</u>	<u>精力的に運命にこだわる</u>
犠牲者の結果	<u>神の声によって中断</u>	<u>神の沈黙によって成就</u>
犠牲の意義	執行者及び犠牲者の信仰の確認 神の真実と存在の確認	神の沈黙と撤退の確認 生贄とその犠牲者の終わりを告げる

2) Trent C. Butler

Trent C. Butler は、エフタは一人息子のイサクを犠牲にしようとしたアブラハムのように、神からの指示を受け取っていないとして、Brensing による対比を詳細に説明している。⁹³

その論によると、アブラハムにとってはこの出来事全体は神の定めた試練であったのに対し、エフタのジレンマは自分の信仰のなさを打ち消そうとする自己中心的な試みから生じたものであって神とは何の関係もないということになる。それゆえ、彼は自分の行いの結果に直面することになったに過ぎず、イサクの奉獻物語と対比して神の行動に矛盾を見るのは誤った解釈である。

そして、聖書は一貫して人間の生贄を忌み嫌う。(レビ 18:21、20:1-5、申命 12:31、18:10) 神は愛の内に、従順を強要しないことの証である。

⁹³ 『Word Biblical Commentary Judges』 p. 268～300

3) 筆者の見解

まず、Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery と Trent C. Butler の論で共通している事柄は、「主導権を誰が握るか」ということである。神主導である創世記 22 章の出来事は、神の声によって始まり、それに従順に従った犠牲者と執行者の行いが、神の声によって中断されるという一貫性がある。しかし、士師記 11 章の出来事に関しては、エフタという一人の人間の思い (Brensinger によると「交渉」) によって始まった一方的な誓願が、犠牲者による精力的な運命の肯定によって成就に至る。この際、神は沈黙を貫かれた。

神はご自身が発せられた誓願に対しては声を以て中断され、声を発すことのなかった誓願 (正しくは「交渉」) には沈黙を貫かれた。このことを鑑みると、士師記 11 章における誓願の成就 (イスラエルの勝利) と犠牲の執行には因果関係がなかったと考えるのが妥当であろう。神が動かない戦乱においても、人々は時に優れた武力によって勝利を治めることは可能である。ただし、単に戦乱において勝利を治めることが、神の望まれる神の民の生き方とは限らないことは覚える必要がある。

(3) 当該テキストにおいてエフタの娘の処女性が強調されているのはなぜか。

1) A.Strobel, 三好迪

A.Strobel, 三好迪は、処女 (あるいは「おとめ」) を古代オリエントや地中海文化において豊穡信仰などと結びつけていた祭儀上の理念であるとする。その上で、旧約聖書において処女性とは結婚のための不可欠の条件とみなされ (申命 22:14-15)、婚約前の女性を犯す行為は花嫁料の支払い (出エジプト 22:16-17、申命記 22:28-29) が課せられる。また婚約者のある処女の不貞は死をもって罰せられる。(申命記 22:23-24) 一方、結婚前に処女のま

死ぬことは、特に嘆きに値するものとされた（士師記 11:37-38）⁹⁴。

2) アーサー・E・カンダル

カンダルは、エフタの娘の処女性が強調されることは、彼の一族の終焉を示していると主張する。彼女はエフタのひとり子であったためである。家系が絶えることは悲劇であり（Ⅱサムエル 18:18）、エフタの娘自身にとっても子を産まないことは天寿を全うしないこと以上の悲劇であった。エフタの娘の処女に関する最後の言葉は、事の悲劇性を指摘するために追加されたものであり、その過去時制はしばしばヘブル語での用法である過去完了「彼女は男を決して知らなかった。」と読まれるのが最善である。⁹⁵

3) 大嶋果織

大嶋は「父は誓って誓願通りに彼女に行った。」（士師記 11:29）を、誓願を果たそうと娘を生贄としてささげようとしたが、彼女はその場から逃げおおせてその後遊女になったという荒唐無稽な論を展開する。この論について大嶋は特別な根拠を設けておらず「想像力と創造力を駆使して」⁹⁶と語るため、解釈学上はこの論に触れる必要性はないものの、過度の使徒的解釈、あるいは読み込みの例としてこの場に挙げるものとする。

4) W・ブルッゲマン

ブルッゲマンは、旧約聖書における祝福の特徴的要素は、繁栄・富・健康・多産に由来すると主張する。また、祝福の対義語を「呪い」としている。⁹⁷

⁹⁴ 『旧約新約聖書大事典』 p. 253

⁹⁵ 『ティンデル聖書注解士師記、ルツ記』 p. 139

⁹⁶ 『福音と世界 2021年10月』 p. 29

⁹⁷ 『旧約聖書神学用語辞典』 p. 229

5) Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery

Daniel I. Block, Kenneth A. Mathews, David S. Dockery はエフタの娘の処女性はエフタの出自との比較であるとする。遊女との子であったエフタは不倫の子であったが、その娘が処女のまま死ぬことは皮肉なことである。これによりエフタの家系は断絶し、エフタは誓願によって現在を確保しようとしたあまり、未来を犠牲にすることとなった。名もなき少女の友人たちは彼女と一緒に、彼女のために泣いたが、エフタは自分のためだけに泣いた。彼女は性的な親密さの喜びを知らないこと、更には家系を継げないことを嘆くのである。⁹⁸

6) Trent C. Butler

Trent C. Butler はヘブル語において「処女」とは単に性的に男性を知らない女性を指すものではなく「父親の後見にある少女」を意味すると述べる。⁹⁹あるいは Sjöberg¹⁰⁰によれば「父親の領域から移されようとしている性的に利用可能な女性」を表すことであると指摘する。古代の文化的文脈において、女性が自然と母性にあこがれることをシュナイダーは同意しない。エフタの娘に欠けているものは、彼女が作ることが出来たものではなく、彼女が経験することが出来ない人生の側面であり、それをシュナイダーは性的経験であると強調する。

7) 筆者の見解

筆者はこれまで多くの文献を通して、イスラエルにとって繁栄・多産は祝福であり、その対義語は呪いであると認識してきた。エフタのひとり子である彼の娘が処女のまま死を迎えることは、繁栄・多産という祝福を永遠にエフタの家系が与れないという呪いに他ならない。エフタにとって、これは大

⁹⁸ 『The New American Commentary Judges, Ruth』 p. 350~379

⁹⁹ Walton, NIDOTTE, 1:783

¹⁰⁰ Wrestling with Textual Violence, 65

きな悲劇である。

一方、それは家父長エフタの問題であって、エフタの娘の問題ではない。彼女にとっての不幸は子を持たないまま死ぬというイスラエルの女性としてのアイデンティティと、本来であればしかるべき時に得られたであろう性的な親密さの喜びの機会との両方を奪われたことであろう。なぜなら彼女はまた、「父親の領域の中にいる性的に利用可能な女性」であったからである。

また、当時の異教の豊穡信仰が処女性に関係していることも興味深い。異教の神々に頼るたびに、裁きが下され、士師が立てられ、神に立ち返っていくというサイクルを繰り返す士師記において、士師その人であるエフタがイスラエルの歓心を買うために人間による全焼の生贄という禁忌をもって神に誓願を行ってしまった。また、当時若い女性が楽器を手に凱旋の戦士たちを出迎えることは一般的なことであり、エフタが戦勝して凱旋をした場合、出迎えも当然そのようになされることが予想されたことであろう。その際に、豊穡信仰者に喜ばれる処女の生贄の奉献を、エフタが全く期待していなかったとは考えにくい。

エフタの娘の処女性とは、家父長エフタの身の上で起こった家系断絶の悲劇、その娘の女性としてのアイデンティティと喜びの永久的損失が、豊穡信仰を喜ぶ者への歓心を得るためであったことの悲劇を浮き彫りにするのである。

5. 「エフタの誓い」の我々の神学及び信仰生活への重要性と影響

「エフタの誓い」は間違いなく悲劇である。そしてその悲劇はエフタの軽率さにあるものだが、その軽率な行動は、かつてギルアデから不道德の末に生れた子として追われた生育歴に由来すると思われる。勝てばギルアデのかしらとなれる（＝居場所が得られる）という誘いは、不幸な生い立ちを持つエフタにとって何を犠牲にしても代えがたい魅力であったことだろう。そしてそのとき、主の霊は確かにエフタに下っていた。（士師記 11:29）

しかしながら、エフタの不幸な生育歴に由来する強い願望は、やがて思考

のゆがみとなり、神から目を離れさせ、神をコントロールするにも値する「誓願」を立てるという事態に繋がっていく。更に、誓願は一定のルールに従えば取り消すことが可能であったにも関わらず、彼は娘の生命よりも自らの「交渉において勝利する」という生き方を選び取ってしまった。そうせざるを得なかったエフタの生涯には同情を禁じ得ない。その上で、当該テキストから我々は何を得ていくだろうか。読み取ることができることは以下のとおりである。

- ①人から神への誓願を安易にしてはならない。誓願は人生の主導権を神から自分へと移す行為ともなり得る。旧約の時代と異なり、神の声を直接聞くことができない我々は、もはや「人から神へ誓願をたてる」ことで神とのコミュニケーションを図ることは難しい。新約の時代を生きる我々に神は、神からの語りかけを聖書から聞き、注意深く聖書を解釈することを通して「神が人に誓ってくださったこと」に真摯に向き合うことを、誓願に優って望まれている。
- ②エフタの誓いは、神に対する信仰深さを表すものではなく、神への交渉であり、また先行き不透明な無鉄砲なものであった。信仰深さと無鉄砲を我々信仰者は混同しやすい。しかし両者は全く似て非なるものであり、注意が必要である。
- ③悲劇は一見すると「それを止めない神の責任」とされやすい。この士師記 11 章においても神義論を振りかざすことは簡単なことである。しかしこのテキストは、時として不幸とは人が自ら引き寄せるものであることを示している。信仰者であっても、また士師とよばれた英雄であってもそれは同様である。「神の国を生きる」、「神の国を相続する」、「神の国共同管理人となる」ということとは、自らの選択に責任を持つということである。不幸をすべて神の責任とすることは、神の民のふさわしい在り方ではない。

以上

文献目録

- Barker L. Kenneth. (2020). Holy Bible: New International Version, Study Bible. Zondervan.
- Butler C. Trent. (2006). Word Biblical Commentary, Judges (8). Thomas Nelson Inc.
- Daniel I. Block A. Mathews, David S. Dockery Kenneth. (1999). Niv the New American Commentary Judges, Ruth: An Exegetical and Theological Exposition of Holy Scripture. Holman Reference.
- Jr. Kaiser C, Peter H. Davids, F. F. Bruce, Manfred T. Walter. (2010). Hard Sayings of the Bible. Ivp Academic.
- W・ブルグゲマン. (2015). 旧約聖書神学用語辞典. 日本キリスト教団出版局.
- Walton H. John. (2010). The Bible Story Handbook: A Resource for Teaching 150 Stories from the Bible. Crossway Books.
- アーサー・E・カンダル レオン・モリス. (2006). ティンデル聖書注解士師記、ルツ記. いのちのことば社.
- 旧約新約聖書大事典編集委員会. (1989). 旧約新約聖書大事典. 教文館.
- 大嶋果織. (2021). 身体・セックス・神学の現場から. 福音と世界 2021年10月.
- 鍋谷堯爾・藤本満・小林高德・飛鷹美奈子. (2010). 聖書神学事典. いのちのことば社.
- 名尾耕作. (2003). 旧約聖書へブル語大辞典付アラム語改訂3版. 教文館.

編集後記

紀要「カンバーランド宣教研究」（以下「紀要」）の創刊号を送り出すことができることを心から感謝いたします。

今回は、創刊号ということで、まず「宣教」の定義について、記述させていただきました。

続いて、紀要は、大きく二つに分かれます。

1. 歴史的資料

「中会宣教理念」、日本中会が公にした「中会声明文・決議文」、日本中会の委員会の中で唯一、委員長名で声明等を公にできる神学・社会委員会が2022年において公にした文書（それ以前の文書については次号以降掲載予定）、第93回中会会議において日本中会が承認したLGBTQ+に関する文書「第191回総会の教会憲法2.92、4.2、6.35修正案への日本中会の応答」。さらに歴史的資料の一環として2022年6月14日に召天された生島陸伸牧師の最後の主日礼拝での説教「平和と信仰の愛があるように」を掲載しました。

2. 研究発表

2022年に10月16日に行われた礼拝・礼拝音楽小委員会主催の「礼拝を学ぼう」研修会の内容を荒瀬牧彦牧師がまとめてくださいました。本研究所所長の香月茂牧師が論文「カンバーランド長老教会の信仰告白改訂から見る宣教論」、佐藤岩雄宣教師が「帰国者としてのパウロ—日本語教会からの分かち合い—」、饒平名丈伝道師が神学校の卒業論文「ユルゲン・モルトマンの終末論について—実践的終末論についての—考察—」、篠崎千穂子伝道師が神学校の聖書解釈学レポート「エフタの誓い」を寄稿いただきました。

お忙しい中ご協力いただいた先生方には心から感謝いたします。研究発表においては広く寄稿を求めています。ご希望される方は担当者までお知らせください。

編集担当 古畑和彦

日本中会宣教研究所規定

第一章 総 則

第1条 日本中会宣教研究所は、カンバーランド長老教会の神学・歴史・政治および宣教に関する研鑽を行うことを目的とする。

第2条 本研究所は事務局を日本中会事務所に置く。

第3条 本研究所は第1条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- 一 カンバーランド長老教会に関する共同研究並びに討議
- 二 カンバーランド長老教会の歴史資料の収集と整理
- 三 神学諸分野の共同研究と各種講座の開催
- 四 機関誌・研究所紀要の刊行
- 五 メンフィス神学校との交流
- 六 パンフレット・書籍の出版

第二章 組 織

第4条 本研究所の組織を下記の通りに定める。

- 一 役員を置く。その構成や任期等については第三章に定める。
 - 二 所員を置く。所員は以下の者とする。
 - イ 日本中会教職者
 - ロ 日本中会伝道師
 - ハ カンバーランド長老教会の他中会に属する教職者で本研究所の活動に賛同する者
 - ニ 日本中会の信徒で本研究所の活動に賛同し小会の推薦を得た者
 - ホ 中会教職委員会の信徒委員
 - 三 協力所員を置く。協力所員は以下の者とする。
 - イ 他教派の教職者・信徒で本研究所の活動に賛同し、所員2名の推薦を得た者
 - ロ 日本中会教職志願者
- 2 所員・協力所員で退会を希望する者は、役員会に退会願いを申し出、役員会の承認をもって退会となる。
- 3 本研究所の目的にふさわしくないと認められる言論・行動を取る所員・

協力所員については、役員会が調査の上、退会処分とすることができる。

第5条 役員は本研究所の活動全般について責任を負う。

第6条 所員・協力所員は本研究所の活動に参加・協力する。

第7条 本研究所は4年に1回、定期総会を開催する。総会における議決権を有するのは所員のみとする。総会は委任状を含めて過半数の出席により成立し、以下の事を行う。

- 一 役員を選出
- 二 役員会による活動報告の承認
- 三 活動方針の承認
- 四 その他

第8条 役員の欠員によって補選が必要となった時、また緊急かつ重大な事態が発生した時は、所員3名以上の要請をもって臨時総会を開催することができる。

第三章 役員

第9条 役員は、所長1名、書記1名、会計1名、編集担当1名の計4名とする。

- 2 役員の任期は4年とする。但し再選を妨げない。
- 3 役員がその職務を辞した時また退会した時は、臨時総会を開催して補選を行う。補選によって選出された役員の任期は前役員の残余期間とする。
- 4 中会運営委員会は、役員候補者を総会に推薦することができる。但しそれは議場からの推薦を妨げるものではない。

第四章 その他

第10条 本研究所の活動に必要な経費は日本中会が支出する。各年度の予算申請および決算報告は、役員会が中会運営委員会を通して中会会議に提出し、中会会議の承認を得る。

第11条 本規定の変更は中会会議の決議によるものとする。

付則

本規定は第90回中会会議の決議を経て、2022年1月1日に発効する。

紀要『カンバーランド宣教研究』編集規定

2023年4月1日施行

(目的)

第1条 この規定は、日本中会宣教研究所（以下「本研究所」と言う）における研究の成果を幅広く発信し、研究活動の促進、キリスト教界への還元を行うことを目的に刊行する本研究所紀要『カンバーランド宣教研究』（以下「紀要」と言う）の企画・編集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(企画・編集)

第2条 前条の業務は、本研究所役員（本研究所規定9条）が行う。

(寄稿資格)

第3条 紀要への投稿資格者は以下の者とする。

- (1) 所員、協力所員（本研究所規定4条）
- (2) 研究課題の共同研究者
- (3) 役員会が執筆を依頼した者

(掲載対象)

第4条 紀要は以下の投稿を掲載対象とする。

- (1) 学術論文
- (2) 調査報告
- (3) 研究レポート
- (4) 説教
- (5) 講演要約
- (6) 書籍の書評
- (7) その他、役員会が必要と認めた原稿

(発行)

第5条 紀要の発行は原則として年1回とする。

2 紀要の発行は紙面印刷（冊子）と電子化形態とによって行う。

(投稿)

第6条 紀要への寄稿の詳細は、役員会が定める寄稿募集要項によるものとする。

(査読と掲載)

第7条 寄稿された原稿が第4条及び寄稿募集要項に合致しない場合、役員会はその理由を執筆者に伝達して原稿の修正を求めるか、不採用とすることができる。

- 2 役員会は、寄稿原稿が扱う分野と同一または近い分野の研究者に査読を委嘱する。
- 3 役員会は前項の査読者からの報告に基づき、執筆者に原稿の修正を依頼することができる。
- 4 第7条1－3の規定は、掲載原稿および寄稿者の学術的水準の向上を目的とし、研究発表の自由を侵害するか、個人を不当に攻撃するものであってはならない。
- 5 役員会は、予算の都合により投稿原稿の掲載を調整することができる。

(執筆者の権利)

第8条 原稿料及び掲載料は原則として無料とする。

- 2 紀要に寄稿した執筆者には、刊行本、電子データを進呈する。

(著作権)

第9条 紀要に掲載された著作物の著作権は執筆者に帰属する。但し、執筆者は、本研究所及び本研究所が委託した機関が掲載された著作物を電子化して公開することを承諾したものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、役員会において行い、所員に報告する。

附則

この規定は、2023年4月1日から施行する。

紀要『カンバーランド宣教研究』 創刊号

2023年6月25日発行

編集 カンバーランド長老教会日本中会宣教研究所

発行 カンバーランド長老キリスト教会日本中会
〒242-0006 神奈川県大和市南林間2-14-21
電話 046 (274) 1371 office@cumberland.jp
<https://www.cumberland.jp/>

本誌のデータは、日本中会のウェブサイトに掲載されています。

(発行者の許可なくして無断転載を禁ず)